

平成 30 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

平成 30 年度の主な取組

(1) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適正な実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について 11 の事業者から 27 基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について 9 つの事業者から 21 の施設に係る申請が出されている。

今年度、発電用原子炉については、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可を、核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の JRR-3 及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可を、また、廃止措置計画については、同機構の再処理施設に対して認可を行うなど、原子力施設等に関する審査・検査を順次進めている。

(詳細は、第 2 章第 2 節に記載)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から、積極的な監視・指導を行っている。今年度は、汚染水処理について、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水 (Sr 処理水) の処理が完了したこと等を確認した。

(詳細は、第 3 章第 1 節に記載)

(3) 原子力災害対策の充実

原子力災害対策指針について、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を加える等の改正を行った。また、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて、原子力規制委員会の見解をとりまとめた。

(詳細は、第 6 章第 1 節に記載)

(4) 新検査制度をはじめとする制度の見直し

新検査制度については、令和 2 年度施行に向け、平成 30 年 10 月に試運用を開始した。また、事業者に義務付けられた廃止措置実施方針の公表（平成 30 年 10 月施行）の状況に関する情報を原子力規制委員会のホームページでも確認できるようにした。さらに、特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係政令、規則及び告示を平成 30 年 11 月に公布した（令和元年 9 月施行）。

(詳細は、第 2 章第 1 節、第 4 節に記載)

目次

第1章	原子力規制行政に対する信頼の確保.....	1
第1節	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保.....	3
1.	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保.....	3
2.	外部とのコミュニケーションの充実.....	6
第2節	組織体制及び運営の継続的改善.....	8
1.	マネジメントシステムの本格的な運用と改善.....	8
2.	IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応.....	9
3.	その他の組織体制及び運営の改善.....	10
第3節	国際社会との連携.....	10
1.	国際社会との連携及び国際社会への貢献.....	10
2.	国際人材の確保及び育成に係る取組.....	15
第4節	法的支援・訴訟事務への着実な対応.....	16
1.	法的支援、訴訟事務への着実な対応.....	16
第5節	原子力施設安全情報に係る申告制度.....	16
第2章	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	17
第1節	原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善.....	20
1.	規制制度や運用の継続的改善.....	20
第2節	原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	23
1.	実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施.....	23
2.	実用発電用原子炉等に係る保安検査等の実施.....	28
3.	核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施.....	28
4.	核燃料施設等に係る保安検査等の実施.....	31
5.	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認.....	31
6.	発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施.....	35
7.	火山活動のモニタリングに係る検討.....	35
8.	震源を特定せず策定する地震動に関する検討.....	36
9.	大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応.....	36
10.	津波警報が発表されない可能性のある津波への対応.....	37
11.	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応.....	37
12.	東海再処理施設の廃止措置に係る対応.....	38
13.	審査結果等の丁寧な説明.....	38
14.	安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施.....	38

第3節	原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和	39
第4節	放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	39
1.	放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に係る制度整備の促進	39
第5節	放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	41
1.	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	41
第3章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	45
第1節	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	48
第2節	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	55
第3節	放射線モニタリングの実施	56
第4章	原子力の安全確保のためにに向けた技術・人材の基盤の構築	59
第1節	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	61
1.	規制基準の継続的改善	61
2.	廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	63
第2節	安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	63
1.	安全研究の推進	63
2.	安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務への活用	65
3.	国内外のトラブル情報の収集・分析及び規制への反映	65
第3節	原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	66
1.	人材の確保	66
2.	研修体系の整備	68
3.	力量管理	70
4.	知識管理	70
第5章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	71
第1節	核セキュリティ対策の強化	73
1.	核セキュリティ上の課題への対応	73
2.	核物質防護検査等の実施	75
第2節	保障措置の着実な実施	75
第6章	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	83
第1節	放射線防護対策の充実	85
1.	放射線審議会の調査審議	85
2.	原子力災害対策指針の継続的改善	85

3.	放射線防護に関わる安全研究の推進	86
4.	放射線モニタリングの充実	87
5.	特定復興再生拠点区域における放射線防護対策（原子力規制委員会の関与・貢献）	91
6.	国際会議への参加	92
第2節 危機管理体制の充実・強化		93
1.	原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化	93
2.	原子力事業者防災の強化	94
3.	通信ネットワーク設備・システムの強化	97
資料編		
第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章関係）		101
1.	原子力規制委員会の構成	101
2.	原子力規制委員会の発足と組織の変遷	101
3.	原子力規制委員会の予算（平成30年度補正後）の内訳	101
4.	原子力規制委員会の組織	102
5.	原子力規制委員会の組織理念	104
6.	核セキュリティ文化に関する行動指針	105
7.	原子力安全文化に関する宣言	106
8.	原子力規制委員会の開催実績	107
9.	原子力規制委員会における決定事項	117
10.	事業者との意見交換の開催状況	120
11.	地方公共団体等との面会、意見交換等の実績	122
12.	国内外の有識者との面会、意見交換等の実績	126
13.	原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成30年度内部監査の結果及び改善状況について	128
14.	平成30年度における異議申立て等の対応実績	132
第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）		133
1.	原子力安全に関する各種国際条約の実施等	133
2.	国際機関等の下での連携	134
3.	二国間協力について	139
第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）		140
1.	実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況	140
2.	原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査について	145
3.	主な原子力施設の検査状況	146
4.	核燃料施設等の申請・許認可等の状況	158
5.	原子力施設に係る審査・検査等の件数	166

6.	運転期間延長認可の申請・認可等の状況	169
7.	高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況	169
8.	廃止措置計画認可等の状況	171
9.	放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況	172
第4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）	173
1.	特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況	173
第5	安全研究関係資料（第4章、第6章関係）	174
1.	平成30年度実施安全研究	174
第6	核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）	176
1.	核物質防護規定の認可等の件数	176
第7	各種検討会合等の実績	177
1.	審議会等	178
2.	審査会合	188
3.	各種検討チーム	191
4.	特定の調査・検討会	201
5.	その他	205

第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保

○ 第 1 章の総括

(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保)

原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

さらに、透明性の一層の向上を図るため、公開の審査会合をこれまで以上に活用し、事務局におけるヒアリングは限定的に用いることとした。また、原子力規制庁職員と被規制者との会議、面談等の内容の公開について、より詳細な内容を公開すべく方法を検討し、平成 31 年 4 月から試行することとした。

また、委員が原子力施設を訪問した際に、地元関係者と意見交換を行う取組を実施するとともに、安全性向上に係る取組や改善事項等を主な論点として、事業者との意見交換を行った。

また、国内外で発生したトラブル事例等について、規制対応を要するか否か等を検討するため、原子力規制庁で実施している技術情報検討会については、その重要性等を踏まえ、従来の資料等公開に加え、平成 30 年 6 月から、原則として会議を公開することとした。

その他、事故・トラブル事象への対応に関する過程の透明性向上を図るため、事業者との間での情報共有や議論を行うための公開会合を随時開催することとした。

(組織体制及び運営の継続的改善)

平成 28 年度に国際原子力機関 (IAEA) が実施した総合規制評価サービス (IRRS) の指摘等に対応し、マネジメント関連文書の体系的な整理を進めるなど、原子力規制委員会のマネジメントシステムの継続的改善を進めている。また、同 IRRS に対応した令和元年度のフォローアップミッションを受け入れる際に、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価を新たに実施することを IAEA に要請し、平成 30 年 4 月に了承を得た。その他、各省庁共通のデジタル・ガバメントの推進や公文書管理の適正確保等の取組を行った。

(国際社会との連携)

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報収集や意見交換を行うなど、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関においても、組織理念の重要な要素として掲げられている。原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的な見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行うこととしている。

(2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、平成24年度第1回原子力規制委員会（平成24年9月19日）において定めた「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」によって、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前3年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた。平成30年度末時点で就任している5人の委員についても、全て原子力規制委員会ホームページ上で公開されている。

また、平成24年度第4回原子力規制委員会（平成24年10月10日原子力委員会決定）において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について、事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合に外部有識者を活用する際には、当該外部有識者の選定にあたっては、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬等の受領、当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとした。原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）、核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会委員の任命についても、同等の要件等を定めた。

平成30年度においてもこの要件等に基づき、各種検討会合等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ホームページ

に掲載し、公開した。

(3) 透明性の確保

原子力規制委員会では、平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において定めた「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイト¹による生中継をすることとしている。

また、同方針では、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとしている。平成 30 年度もこれらの透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、インターネット動画サイトにおいて、委員会及び各種検討会合等の視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ホームページで入手できるよう掲載した。

また、前年度に引き続き、原則、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回、それぞれ実施した（平成 30 年度中に延べ 144 回の記者会見を実施）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等



写真 1-1 更田委員長による福島第一原子力発電所視察

と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については可能な限り、翌日中にホームページに掲載した。委員長及び委員が現地調査、現地視察及び現地訪問を行う際にも取材対応を行っており、平成 30 年度は 34 件対応した。

さらに、平成 30 年度は審査の透明性向上にも取り組んでおり、平成 30 年度第 13 回原子力規制委員会（平成 30 年 6 月 6 日）において、審査の透明性向上に向けた対応策について議論し、公開の会合に先立って実施する被規制

¹ 「YouTube」及び「ニコニコチャンネル」

者等との面談について、許可及び認可に係る審査の取扱いを整理し、透明性の一層の向上のための改善を行うこととした。許可に係る審査については、審査時合会前の被規制者等との面談を最低限に止め、認可に係る審査については、一定期間毎に公開の審査会合を開催し、事業者に状況を報告させる等の改善を行うことにした。平成30年度第38回原子力規制委員会（平成30年10月31日）及び第45回原子力規制委員会（平成30年12月5日）においては、被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について議論し、被規制者等との面談のより詳細な内容を公開すべく方法を検討し、平成31年4月から試行することとした。

また、国内外の事故・トラブルに係る情報等、審査から得られた知見、学術的な調査研究から得られた知見等について、規制対応を要するか否か等を検討するために、原子力規制委員の参加を得つつ、原子力規制庁で技術情報検討会を開催してきている。同検討会では、海外規制機関から非公開を前提に入手した資料などを用いて議論することが多かったため、従来、会議自体は非公開で実施し、可能な範囲で資料及び議事概要を公開することにより透明性を確保してきた。他方で、会合の重要性や一層の透明性確保が重要であることを踏まえ、原則として会議を公開することとし、不開示情報を扱う場合その他検討会が公開しないことが適当であると判断した場合に限り、非公開とするよう運用を変更した。本方針については、平成30年度第10回原子力規制委員会（平成30年5月23日）で報告し、同年6月から公開会合としての運用を開始した。

その他、事故・トラブル事象への対応に関する過程の透明性向上を図るため、事業者との間での情報共有や議論を行うための公開会合を随時開催することとし、平成30年度には、原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合を計5回開催した。（詳細は第2章第2節5. を参照）



写真 1-2 技術情報検討会の公開

2. 外部とのコミュニケーションの充実

(1)国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実

原子力規制委員会は、平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）において示された「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」の基本方針に基づき、委員が原子力施設を訪問し、地元関係者と意見交換を行う取組を実施しており、この取組の一環として、平成 30 年 6 月に委員長及び委員が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅを視察し、福井県敦賀オフサイトセンターにおいて、美浜町長、若狭町長、小浜市長、南越前町長等の地元関係者と意見交換を行った。また、同年 10 月には委員 2 名が九州電力株式会社川内原子力発電所を視察し、鹿児島県オフサイトセンターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行った。原子力規制庁長官や次長等は地方公共団体の首長等と面会した。さらに、原子力規制庁職員も、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉の原子炉設置変更許可に係る審査結果について、立地自治体である新潟県柏崎市及び刈羽村にて開催された住民説明会において説明を行ったほか、新潟県技術委員会及び同県市町村連絡会において説明を行った。また、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉設置変更許可、工事計画認可及び運転期間延長認可に係る審査結果について、立地自治体である茨城県の 6 市町村で開催された住民説明会において説明を行った。また、平成 29 年度第 74 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 20 日）において示された「リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて」に関連して要望のあった 15 自治体で住民説明会を実施する等、原子力規制委員会委員長及び委員だけでなく様々なレベルでコミュニケーションの充実を図る活動に従事した。



写真 1-3 鹿児島県での地元関係者等との意見交換

このほか、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定に基づく意見公募手続（法定パブリックコメント）に加え、原子力規制委員会の任意により同法の規定に準じた意見公募手続（任意パブリックコメント）を平成 30 年度には計 16 件実施し、積極的に国民の意見を募集し、寄せられた意見に対して丁寧に対応した。

原子力規制委員会ホームページ内の意見受付用ページやコールセンターにおいても、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えており、平成 30 年度において、1 か月平均で、ホームページ内のページに約 30 件、コールセンターに約 180 件の意見・質問が寄せられた。

表 1 平成 30 年度に実施した主なパブリックコメント

法定パブリックコメント	任意パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 ・廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">（意見公募手続件数：10 件） （結果公示件数：8 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正（案） ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">（意見公募手続件数：6 件） （結果公示件数：6 件）</p>

※平成 29 年度までは結果公示件数で計上していたが、今年度より意見公募手続件数及び結果公示件数を併記することとした。

(2) 情報管理システムの整備に向けた取組

情報管理システムは、原子力規制委員会で行われる会議の記録、被規制者との間で行われる審査の過程及び規制に関連する内容の議論に係る記録など、現在ホームページで公開している情報資源のうち重要なものを、今後数十年にわたってアーカイブするとともに、広く国民の閲覧に供することを目的とする。

平成 30 年度は、原子力規制委員会を取り巻く環境の変化や最新の技術動向等を踏まえ要件を見直し、情報管理共通基盤に関する調達仕様書案を決定す

るとともに、アーカイブ対象であるホームページのコンテンツの分類等、システム整備に向けた年度計画を改定した。

(3) 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

社会的な関心の高さにも応じて、国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

具体的には、昨年度より原子力規制委員会は当日開催された原子力規制委員会での議論の中から、社会的な関心が高いと思われるものについて、概要を **twitter** で配信する取組を行っているが、それに加え、平成 30 年度より議事録や会議資料を検索する際の利便性を向上させるため、原子力規制委員会ホームページ上にて各議題の結果概要を掲載する取組を開始した。

第2節 組織体制及び運営の継続的改善

1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善

平成 28 年に受け入れた国際原子力機関（以下「IAEA²」という。）総合規制評価サービス（以下「IRRS³」という。）の勧告等を踏まえて策定した、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）決定）に基づき、原子力規制機関自身のマネジメントシステムの継続的改善を進めている。平成 30 年度においては、業務マニュアル等のマネジメント関連文書の体系的な整理を進めている。また、原子力規制委員会マネジメント規程（平成 26 年 9 月 3 日制定）に基づくマネジメントレビューと行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価制度とを統合した PDCA の効率的な運用、EBPM（根拠に基づく政策立案）の視点を踏まえた検討を継続している。

また、「原子力規制委員会マネジメント規程」、「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」に基づき、「原子力規制委員会第 1 期中期目標」、「原子力規制委員会平成 30 年度重点計画」等に沿って業務を実施し、第 61 回原子力規制委員会（平成 31 年 2 月 20 日）において、平成 30 年度重点計画の施策の進捗状況の評価・次年度の取組の方向性に係る審議を行った。この審議を経て、平成 30 年度重点計画の評価、次年度の課題・方向性等を踏まえた「原子力規制委員会平成 31 年度重点計画」を第 68 回原子力規制委員会（平成 31 年 3 月 27 日）において決定した。また、平成 28 年 4 月に原子力規制庁に設置された監査・業務改善推進室が内部監査を行っている。

² International Atomic Energy Agency

³ Integrated Regulatory Review Service

る。平成 30 年度の内部監査については、4 部署及び 1 テーマに対して実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備の推進等の改善につながる勧告・提言を行った。また、内部監査機能の強化に資するため、第三者からなる「原子力規制委員会職員等からの通報等に係る有識者会合」を開催することとした（平成 30 年 8 月 24 日準備会開催）。

2. IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応

IAEA では、加盟国の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化、向上を目的として、IAEA の安全基準に基づき IAEA が招聘した各国規制機関の専門家等が相互評価を行う IRRS を提供している。原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを受け入れ、同ミッションによる報告書を平成 28 年 4 月に受領、公表した。

原子力規制委員会は、同報告書の指摘を踏まえ、規制に係る組織体制及び運営や規制制度を継続的に改善することを目標として掲げるとともに、同報告書における勧告・提言に加え、IRRS 受入れに当たって実施した自己評価を経て抽出した課題を、31 の課題（以下「IRRS で明らかになった課題」という。）に整理した上で、これらの課題への対応の一環として、平成 29 年 4 月に「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）を公布するなど、個々の課題への対応を進めている。平成 30 年度は、同改正法の段階的な施行に合わせ、平成 29 年度に引き続き、関連する政令、規則等の改正を順次実施するとともに、改正法施行に向けて必要な検討を継続した。

また、原子力規制委員会は、炉安審及び燃安審に対し、IRRS で明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう指示しており、平成 30 年度においても同審議会において、原子力規制庁における取組状況の報告や、審議が行われた。

原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に受け入れた IRRS ミッションに対応するフォローアップミッションを令和元年の夏以降の適切な時期に受け入れるべく、平成 29 年 8 月に、IAEA に対して IRRS フォローアップミッションの実施要請文書を発出し、了承された。また、同フォローアップミッションの実施に際し、参加の意向を有する関係省庁と協力し、放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価を新たに実施することを IAEA に要請し、平成 30 年 4 月に了承を得た。平成 30 年度においては、同フォローアップミッションの受入れに向け、IAEA 事務局との間で必要な調整を行うとともに、IAEA の主催する放射性物質輸送に係るワークショップを受け入れ、勧告・提言等への対応

状況及び新規評価項目の自己評価を実施するなどの活動を継続している。

3. その他の組織体制及び運営の改善

上記の1. 及び2. のほか、府省横断的な取組として①「「デジタル・ガバメント」実行計画」（平成30年1月18日 eガバメント閣僚会議決定）に基づく環境省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月18日環境省情報管理委員会決定）の策定、②「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」（平成25年8月6日行政改革推進会議決定、平成30年4月5日一部改正 内閣官房行政本部事務局）に基づく、新たにEBPM⁴の観点を取り入れた行政事業レビューの実施による予算要求・執行の適正化、③「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づくワークライフバランスの推進、④「公文書管理の適正確保のための取組について」（平成30年7月閣僚会議決定）等に対応した文書管理の取組等を行った。

第3節 国際社会との連携

1. 国際社会との連携及び国際社会への貢献

(1) 国際機関との連携

原子力規制委員会は、国際機関との連携として、IAEA や OECD/NEA⁵等の各種会合への出席や専門家等の派遣を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報収集や意見交換を行った。主な参加実績は表2に示すとおりである。

表2 原子力規制委員会委員長及び委員による国際機関主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成30年4月16日～20日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec)（ウィーン）	田中委員
平成30年4月25日～26日	IAEA 国際原子力安全グループ (INSAG ⁶)（ウィーン）	山中委員

⁴ Evidence Based Policy Making

⁵ Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency

⁶ International Nuclear Safety Group

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成 30 年 9 月 17 日～18 日	IAEA 第 62 回総会（ウィーン）	更田委員長
平成 30 年 10 月 2 日～3 日	OECD/NEA/CNRA ⁷ 安全文化ワーキンググループ(WGSC ⁸) (パリ)	伴委員
平成 30 年 11 月 8 日～11 日	国際放射線防護委員会(ICRP ⁹)第 4 委員会 (アブダビ)	伴委員
平成 30 年 11 月 26 日～30 日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec ¹⁰)（ウィーン）	田中委員

原子力規制委員会では国際的な情報発信の一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海洋モニタリングの結果¹¹を定期的に公表しており、原子力規制委員会及び IAEA は、我が国の海洋モニタリングに関して協力し、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を実施した。

(2) 原子力安全に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、核物質及び原子力施設の防護に関する条約（改正核物質防護条約）及び核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の枠組みの下での国際的な取組に参画している。

平成 30 年 5 月には、廃棄物等合同条約第 6 回検討会合が開催され、原子力規制委員会からは田中委員を含む 16 名が条約の履行状況についての議論に参加した。

⁷ Committee on Nuclear Regulatory Activities

⁸ Working Group on Safety Culture

⁹ International Commission on Radiological Protection

¹⁰ Advisory Group on Nuclear Security

¹¹ <http://www.nsr.go.jp/english/flissues/index.html>

(3) 諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めた。

国際原子力規制者会議（INRA¹²）は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、毎年 2 回、広範な原子力安全規制上の課題について意見交換を行う枠組みであり、日本、アメリカ合衆国（米国）、フランス共和国、英国、ドイツ連邦共和国、カナダ、スウェーデン王国、スペイン、大韓民国の 9 か国が参加している。

平成 30 年 5 月には、同年の議長国である韓国核安全セキュリティ委員会（NSSC¹³）の主催で第 42 回会合が開催され、原子力規制委員会からは委員長の代理として安井原子力規制庁長官が出席し、新規制基準に基づく審査の状況、新たな検査制度導入に向けた取組、東京電力福島第一原子力発電所の現状等について報告した。同じく NSSC の主催で、平成 30 年 9 月には、IAEA 総会の開催期間中に、第 43 回会合がウィーン（オーストリア共和国）で開催され、原子力規制委員会からは更田委員長が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

また、原子力規制委員会としての重要な取組として、東京電力福島第一原子力発電所における規制活動や当該発電所及び周辺地域の現状についての情報発信を目的とする情報交換会合及び東京電力福島第一原子力発電所の視察を平成 30 年 11 月に開催し、4 カ国から 12 名の上級規制者等が参加した。

原子力規制当局の責任者により構成される会議体としては、欧州各国を主体とする WENRA¹⁴もあり、毎年 2 回総会が開催されている。原子力規制委員会はオブザーバーとして加盟しており、平成 30 年 4 月にアントワープ（ベルギー王国）で開催された春の総会と、11 月にシャフハウゼン（スイス連邦）で開催された秋の総会に出席した。

日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM¹⁵）は、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の 3 か国が定期的に規制上の課題や技術向上のための情報交換等を推進する枠組みとして、平成 20 年から毎年 1 回開催しているもの。

平成 30 年 11 月には、TRM の枠組みの下での合同緊急時訓練を日本の主催で実施し、東京での机上訓練及び中部電力浜岡原子力発電所への視察を通じて、原子力施設における緊急時に迅速かつ適切な情報を本国に送るために必要な手順等を確認した。

また、平成 30 年は韓国が議長国となり、11 月に慶州（大韓民国）で第 11

¹² International Nuclear Regulators Association

¹³ Nuclear Safety and Security Commission

¹⁴ Western European Nuclear Regulators Association

¹⁵ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

回会合を開催した。本会合には山中委員が出席し、日中韓の各原子力規制機関の取り組みや、傘下の3つの作業部会（情報交換枠組みに関する作業部会、人材育成に関する作業部会及び緊急時対応に関する作業部会）の活動の総括、日本で開催した合同緊急時訓練についての報告がなされた。また、TRMの活動が10年を迎えたことを受け、10年間の活動についての総括や今後の取組のあり方、傘下の作業部会の今後の活動等についての議論を行った。

さらに、TRMに併せて開催した第6回TRMプラス¹⁶では、より技術的な内容として、廃棄物等合同条約の課題や対応、原子力関連施設におけるサイバーセキュリティに関する取組、原子力発電所の経年管理等について、担当者間で実務的な情報交換を行った。

原子力規制委員会は、平成30年度までに、12か国（13原子力規制機関等）と各種協力に関する覚書等を交わしてきた。平成30年度末時点で、原子力規制委員会が取決め・覚書を交わしている海外原子力規制機関等を表3に示した。

こうした二国間の枠組みを通して、原子力規制委員会は諸外国原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

表3 原子力規制委員会における各国との協力取決め状況

国名	機関名
米国	原子力規制委員会（NRC ¹⁷ ）
	米国エネルギー省（DOE ¹⁸ ）
フランス共和国	原子力安全規制機関（ASN ¹⁹ ）
英国	原子力規制機関（ONR ²⁰ ）
ロシア連邦	ロシア原子力規制機関（RTN ²¹ ）
スウェーデン王国	放射線安全機関（SSM ²² ）
ドイツ連邦共和国	環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB ²³ ）
スペイン	原子力安全委員会（CSN ²⁴ ）

¹⁶ TRM プラスは、3機関以外の専門家を招待することが可能な技術専門家会合として2013年に設置。

¹⁷ Nuclear Regulatory Commission

¹⁸ United States Department of Energy

¹⁹ Autorité de Sûreté Nucléaire

²⁰ Office for Nuclear Regulation

²¹ Rostekhnadzor

²² Swedish Radiation Safety Authority

²³ Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety

²⁴ Nuclear Safety Council

フィンランド共和国	放射線・原子力安全庁 (STUK ²⁵)
カナダ	原子力安全委員会 (CNSC ²⁶)
ベトナム社会主義共和国	原子力・放射線安全庁 (VARANS ²⁷)
トルコ共和国	原子力庁 (TAEK ²⁸)
リトアニア共和国	原子力安全検査規制当局 (VATESI ²⁹)

米国との間で、米国 NRC との協力実施取決めに基づき、平成 30 年 10 月にロックビル (米国メリーランド州) にて日米ステアリング・コミッティを開催した。当該会合では、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。) における検査制度の見直しを見据えた研修や、特定放射性同位元素の防護措置に関する研修、NRA シニア原子力分析官による実務研修やワークショップ等を活用した今後の技術協力について意見交換を行った。また 3 月にロックビルにて NRC 主催の規制情報交換会議 (RIC) が開催され、原子力規制委員会から安井原子力規制庁長官が出席し、原子力規制行政の重要な役割である独立性・中立性・透明性の確保について発表するとともに意見交換を行った。



写真 1-4 NRC (米国原子力規制委員会) の規制情報会議 (RIC)

仏国との間で、平成 30 年 9 月には、東京にて第 6 回日仏規制当局間会合を開催し、原子力規制委員会から更田委員長他が、仏国 ASN からは委員長及び委員が出席した。本会合では、双方の規制当局の最新動向等の議題について意見交換を行った。

その他、英国、スウェーデン王国、スペイン等との間で、二国間会合を実施するなど、規制機関間の関係の深化に努めた。

なお、トルコ共和国 TAEK との覚書に基づく協力として、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 30 年 9 月にアンカラ (トルコ

²⁵ Radiation and Nuclear Safety Authority

²⁶ Canadian Nuclear Safety Commission

²⁷ Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

²⁸ Turkish Atomic Energy Authority

²⁹ State Nuclear Power Safety Inspectorate of the Republic of Lithuania

共和国)にて、TAEK 職員に対して耐津波設計に関するセミナーを開催した。

(4) 原子力規制国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れる事を目的とし、原子力規制についての豊富な経験と高度な学識を有する有識者を、原子力規制国際アドバイザーとして委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方などの課題について意見交換等を行っている。平成 30 年度は、リチャード・メザーブ氏、ダナ・ドラボヴァ氏、アンディ・ホール氏の 3 名を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、10 月に意見交換等を行った。さらに平成 31 年 1 月に、フィリップ・ジャメ氏を原子力規制国際アドバイザーに委嘱した。

表 4 原子力規制国際アドバイザーとその経歴

リチャード・メザーブ氏	米国原子力規制委員会 (NRC) 元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 議長
ダナ・ドラボヴァ氏	チェコ共和国原子力安全庁 (SUJB ³⁰) 長官 IAEA 安全基準委員会 (CSS ³¹) 議長
アンディ・ホール氏	英国原子力規制機関 (ONR) 元首席検査官 欧州原子力安全規制者グループ (ENSREG ³²) 元議長
フィリップ・ジャメ氏	仏国原子力安全機関 (ASN) 前委員 元 IAEA 原子力施設安全部長

2. 国際人材の確保及び育成に係る取組

原子力規制委員会では、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じた職員の国際活動に係る力量向上、若手人材の国際活動の経験の獲得促進、国際活動への参画を促進する環境の充実及び職員の研修内容の向上に取り組んでいる。平成 30 年度は、IAEA や OECD/NEA などの国際機関に 10 名派遣し、米国 NRC には、IRRS の指摘を踏まえ実効性の高い検査制度を導入する目的で平成 29 年 7 月から約 1 年間に 5 名、特定放射性同位元素の防護措置の検査制度等の実態調査関連で平成 30 年 4 月から 2 名の職員を派遣し、また、仏国 IRSN、スイス連邦 ENSI³³からの研修員を受け入れるなど、

³⁰ State Office for Nuclear Safety

³¹ Commission on Safety Standards

³² European Nuclear Safety Regulators Group

³³ Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate

国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進めた。また、原子力安全条約検討会合への役員としての参加など、中堅・若手職員の国際経験の醸成、長期的、継続的な国際人材としての活躍の機会の確保に努めた。

第4節 法的支援・訴訟事務への着実な対応

1. 法的支援、訴訟事務への着実な対応

(1) 訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、現在係争中の45件及び平成30年度中に判決があった3件の訴訟について、法務省・法務局等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応を行った。

また、発電用原子炉設置変更許可処分等に係る不服申立てについて、2件を棄却した。

(2) 法令等の不断の見直し及び改善

最新の科学的・技術的知見を規制要求に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)による改正後の原子炉等規制法の規定を実施するため、廃棄の事業に関する規制の強化等に関する政令の改正、放射性同位元素に係る防護措置の導入等に関する政令の改正等も着実に実施した。(詳細は第2章第1節参照)

第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。平成31年3月末時点の運用状況は、処理中案件1件、処理済案件3件となっている。

第2章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

○ 第 2 章の総括

(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善)

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」が、第 193 回通常国会で可決され、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。

同法の成立に伴い、今年度においては廃止措置実施方針に係る検討及びその運用、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討並びに検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係文書等の整備を行った。なお、新たな検査制度の試運用を平成 30 年 10 月に開始するに当たり、必要な文書類を平成 30 年 9 月に公開した。

(原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っている。

平成 30 年度、実用発電用原子炉については、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更の許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可をした。また、九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画の認可をした。また、火山灰対策に係る保安規定変更の認可は、申請のあった全ての発電所について保安規定変更を認可した。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の JRR-3 及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可をした。また、廃止措置計画については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設に対して認可を行った。さらに、日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に対して事業変更を許可した。法令報告事象に関しては、実用発電用原子炉において 4 件、核燃料施設等において 1 件発生した。

このほか、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う規制上の対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設廃止措置に係る対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。

(放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善)

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年 4 月に成立・公布）のうち、特定放射性同位元素の防護の規制強化を含む同法第 5 条について放射線障害防止法の関係政令を平成 30 年 11 月 21 日、関係規則及び告示を平成 30 年 11 月 26 日に公布した。（令和元年 9 月に施行予定）

(放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をしようとする者等からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等を実施している。平成 29 年度放射線管理状況報告書によると、全ての許可届出使用者等において、放射線業務従事者の受けた線量は法令に定める年間線量限度を下回っていた。また、平成 30 年度の法令報告事象は平成 31 年 3 月 31 日時点で 7 件であった。

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

1. 規制制度や運用の継続的改善

(1) 法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討

平成 29 年度第 59 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 1 日）において決定した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」は、平成 29 年 2 月 7 日に閣議決定され、第 193 回通常国会での審議を経て、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」は平成 29 年 4 月 14 日に公布、一部施行された。

改正法成立後、平成 29 年度第 2 回原子力規制委員会(平成 29 年 4 月 12 日)において報告された「改正法の成立及び今後の対応について」に従い、平成 30 年度においては以下のとおり、順次関係政令、規則等の整備、運用を行った。

① 廃止措置実施方針に係る制度対応

平成 29 年 12 月に公布された廃止措置実施方針に係る関係法令が、その運用ガイドとともに平成 30 年 10 月 1 日に施行されたことを踏まえ、各事業者は廃止措置実施方針を作成・公表した。また、原子力規制委員会のホームページからもリンクを掲載している。

② 廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討

中深度処分に係る規制基準等に対して ALARA³⁴の考え方に基づく性能水準について、平成 30 年度第 11 回原子力規制委員会（平成 30 年 5 月 30 日）において、当該性能水準を設定する目的を文書で明確化するとした原子力規制庁の案を了承した。また、第 22 回原子力規制委員会（平成 30 年 8 月 1 日）において、原子力規制庁が取りまとめた第二種廃棄物埋設に係る規制基準等の骨子案について、原子力事業者と意見交換を行うことを了承した。これを受け、平成 30 年 8 月 31 日に原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員は原子力事業者と意見交換を行った（廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する事業者との意見交換）。今後は当該骨子案を踏まえた規制基準の改正及び関連する審査ガイドの策定を行う予定である。また、第一種廃棄物埋設事業及び第二種廃棄物埋設事業のうち中深度処分に係る事業について、指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則の制定等を行った。

③ 検査制度の見直しに係る検討

³⁴ As Low As Reasonably Achievable

原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検査制度の見直しに関する検討チーム」は平成28年5月から継続して開催し、事業者の参加を得て公開の場で議論を進めるとともに、当該検討チームの下でワーキンググループを開催し、新たな検査制度の具体的な運用の姿やそれに必要となる規則等の文書類の整備等、詳細検討を行い、各種文書類の試運用版を策定した。そうした検討を踏まえ、令和2年度を予定している新たな検査制度の施行に向けて平成30年10月より、新たな検査制度の試運用フェーズ1（平成30年10月～平成31年3月）を開始した。この試運用は、①検査の実施及び制度全体の運用に係る手法や必要な文書類の精査、②検査結果の評価に係る精度の向上、③各種の手続きや会合等のプロセスの確立等を目的としている。この間、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会からの助言を受ける、学協会との対話を進めるなど、幅広い関係者との意見交換も行っている。また、検討・準備を進めるに当たっては、NRCの協力を得て、原子力規制庁の職員派遣によるトレーニングに加え、検査関連業務の経験豊富なNRCの専門家を随時受け入れて、制度見直しの検討状況や現場の検査の状況などを踏まえた今後の課題についての助言を受けるなど、効果的・効率的な実務となるよう取組を進めている。

さらに、事業者が主体的に新たな検査制度に即した活動ができるよう、新たな検査制度の試運用の開始前には、原子力事業者等向けの説明会を実施するなど取組を進めている。平成31年4月からは、フェーズ1の活動を継続しつつ、代表プラントを中心に試運用の対象を拡大し、検査の指摘事項に対する重要度評価、プラントの総合的な評定等を含め、リスク重視の考え方を規制側・事業者側の双方で共有しながら、制度全体の運用を確認する新たな検査制度の試運用フェーズ2を進める予定である。



写真2-1 新検査制度の試運用の確認

(伊方発電所、平成31年1月31日、2月1日実施)

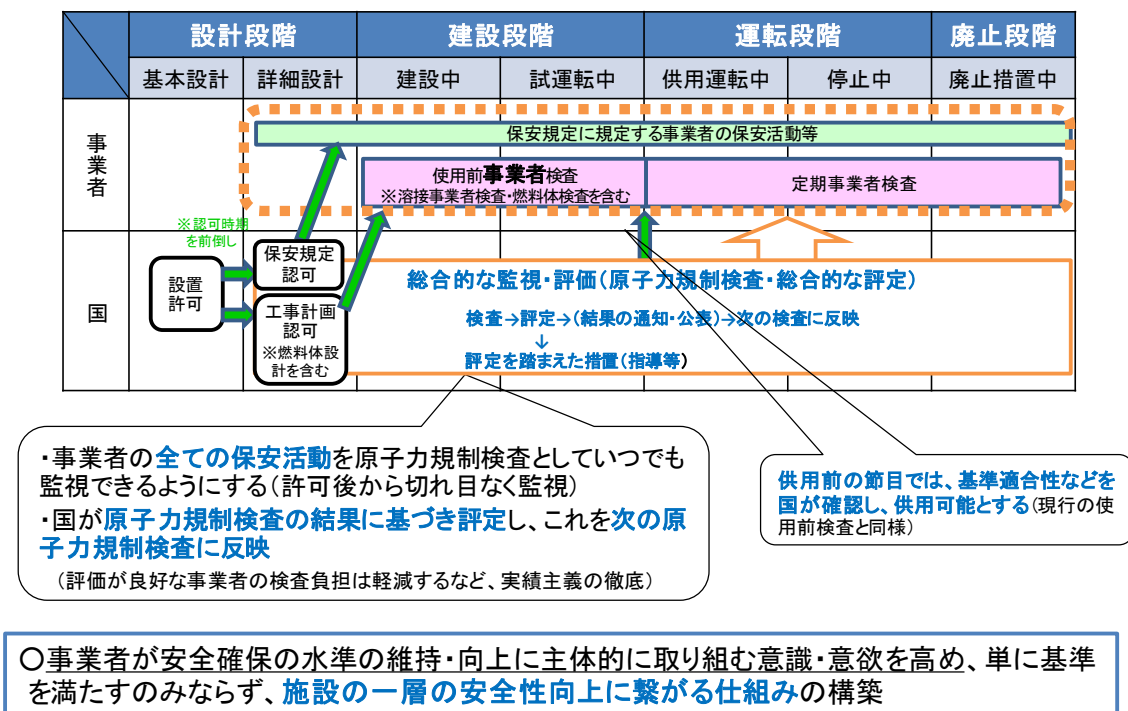


図 2-1 新たな検査制度のポイント

(2) 保安検査の在り方に関する検討

原子力施設に対する保安規定の遵守状況の検査(以下「保安検査」という。)については、平成 24 年度第 25 回原子力規制委員会(平成 25 年 1 月 30 日)で指示のあった現状を踏まえた改善策の検討を継続的に実施した。また、平成 28 年 4 月 13 日付けの指示文書により発電用原子炉設置者に対して指示した 30 指標の収集、取りまとめ及びその結果の報告については、平成 30 年 6 月に各発電用原子炉設置者から平成 29 年度分報告を受領した。

保安検査が令和 2 年の改正法の施行において原子力規制検査に統合されることから、保安検査の運用の中で指標やリスク情報を踏まえて実施する原子力規制検査の運用の詳細を検討している。平成 29 年度第 58 回原子力規制委員会(平成 30 年 1 月 10 日)において、現行の保安検査等の枠組みの下で、原子力規制検査の仕組みを順次運用に取り入れることとしており、平成 30 年度はフリーアクセスの運用等による現場を重視した状況把握や、安全上の影響等を踏まえたメリハリのある対応に努めた。

(3) 被規制者との安全性向上に係る意見交換及びコミュニケーションの充実

平成 26 年 10 月から、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上

に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成 30 年度は、安全性向上に係る取組や改善事項等を主な論点として、5 事業者と意見交換を行った。

また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成 29 年 1 月から主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を実施している。平成 30 年度は 2 回開催し、新検査制度における被規制者の対応状況など原子力を取り巻く課題について被規制者と意見交換した。また、規制当局と事業者双方のニーズに応じて、具体的な技術的事項について担当者レベルでの意見交換の場を設けることについても意見交換したことを踏まえ、平成 30 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 4 日）において、被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を行う場を設けることとした。この最初の技術的事項として、蒸気ボイドによる余熱除去冷却系（RHR）ポンプの機能喪失問題を採り上げ、事業者の検討状況を把握することとした。これらの取組を通して被規制者とのコミュニケーションの充実に努めている。

第2節 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

実用発電用原子炉については、平成 25 年 7 月 8 日に新規制基準を施行した後、平成 30 年度末時点までに 11 事業者から 16 原子力発電所 27 プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成 30 年度においては審査会合を計 137 回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）東海第二発電所については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査を行った。その上で、事業者の技術的能力、原子炉の構造及び設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見を募集するとともに、原子力の平和利用について原子力委員会から、許可について経済産業大臣から意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、平成 30 年度第 32 回原子力規制委員会（平成 30 年 9 月 26 日）において、東海第二発電所の設置変更を許可した。

なお、審査の過程において、原子力規制委員会は、過去の借入れにおいては、取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、日本原電に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し日本原電は、東北電力株式会社及び東京電力が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。また、東京電力が日本原電に対し資金支援を行うことについて、経済産業大臣に意見を聴取したところ、東京電力の経営判断のあり方に問題はない旨の回答があった。

工事計画については、東海第二発電所に対して平成 30 年 10 月 18 日に認可を行った。

特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更の許可に関しては、平成 30 年度末までに 7 事業者 10 原子力発電所 18 プラントについて、申請書が提出された。同申請の審査においては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等の対策が行われていることを確認している。

特定重大事故等対処施設の設置に係る工事計画については、平成 30 年度末までに 3 事業者 3 原子力発電所 7 プラントから、申請書が提出された。四国電力伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）3 号炉第 1 回申請について平成 31 年 3 月 25 日に工事計画を認可した。また、九州電力川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1 号炉第 1 回申請、第 2 回申請及び第 3 回申請についてそれぞれ平成 30 年 5 月 15 日、同年 7 月 26 日、平成 31 年 2 月 18 日に、川内原子力発電所 2 号炉第 1 回申請及び第 2 回申請についてそれぞれ平成 30 年 8 月 10 日、同年 8 月 31 日に工事計画を認可した。

火山灰対策に係る保安規定変更の認可については、平成 30 年 2 月 16 日から同年 6 月 29 日にかけて、3 事業者 5 原子力発電所から、申請書が提出された。審査の過程において、火山灰対策における要求事項について明確化を図る必要が生じたため、平成 30 年度第 40 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 7 日）において、火山灰対策における考え方の再整理を行った。その上で、申請のあった全ての発電所（関西電力株式会社大飯発電所、高浜発電所、四国電力株式会社伊方発電所、九州電力株式会社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所）について同年 12 月 17 日に保安規定変更を認可した。

有毒ガス防護に係る設置変更許可については、平成 31 年 2 月 7 日から平成 31 年 2 月 8 日にかけて、3 事業者 6 原子力発電所について申請書が提出された。地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る設置変更許可については、平成 30 年 1 月 26 日から平成 31 年 1 月 18 日にかけて、5 事業者 8 原子力発電所について申請書が提出され、このうち 2 事業者 4 原子力発電所について許可した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉・7 号炉の審査知

見の規則等への反映に係る設置変更許可については、平成 30 年 5 月 16 日から同年 11 月 1 日にかけて、3 事業者 6 原子力発電所について申請書が提出され、これらについて許可した。内部溢水による管理区域外への漏えいの防止対策に係る設置変更許可については、平成 30 年 5 月 16 日から同年 12 月 12 日にかけて、4 事業者 7 原子力発電所について申請書が提出され、このうち 3 事業者 6 原子力発電所について許可した。

(1)新規制基準適合性審査の効率化

審査の進め方については、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査会合の議事録を公開し、審査会合の後には互いの認識を共有するため、事業者との面談を実施して指摘事項等を整理した。

(2)新規制基準に基づく検査の状況

実用発電用原子炉について、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉に関しては、それぞれ平成 30 年 4 月 10 日、平成 30 年 6 月 5 日に、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉に関しては、それぞれ平成 30 年 5 月 16 日、平成 30 年 7 月 19 日に工事計画に従って工事が行われていること、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認し、使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付するとともに、施設定期検査終了証を交付した。

また、実用発電用原子炉の美浜発電所 3 号炉、高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉、並びに川内 1 号炉及び 2 号炉の特定重大事故等対処設備に関しては、使用前検査を行っている。

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 検査等
				設置変更 許可	工事計画 認可	保安規定 認可	
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中	
2		敦賀発電所	2号 PWR	審査中	未申請	審査中	
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請	
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号 PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号 PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号 PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中	
8		女川原子力発電所	2号 BWR	審査中	審査中	審査中	
9		3号 BWR	未申請	未申請	未申請		
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請	
11		福島第二原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号 BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号 BWR	未申請	未申請	未申請	
15		柏崎刈羽原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
16			2号 BWR	未申請	未申請	未申請	
17			3号 BWR	未申請	未申請	未申請	
18			4号 BWR	未申請	未申請	未申請	
19			5号 BWR	未申請	未申請	未申請	
20			6号 BWR	了	審査中	審査中	
21	7号 BWR		了	審査中	審査中		
22	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号 BWR	審査中	未申請	未申請	
23		4号 BWR	審査中	審査中	審査中		
24		5号 BWR	未申請	未申請	未申請		
25	北陸電力(株)	志賀原子力発電所	1号 BWR	未申請	未申請	未申請	
26		2号 BWR	審査中	審査中	審査中		
27	関西電力(株)	美浜発電所	3号 PWR	了	了	審査中	検査中
28		大飯発電所	3号 PWR	了	了	了	了
29			4号 PWR	了	了	了	了
30		高浜発電所	1号 PWR	了	了	未申請	検査中
31			2号 PWR	了	了	未申請	検査中
32			3号 PWR	了	了	了	了
33			4号 PWR	了	了	了	了
34		中国電力(株)	島根原子力発電所	2号 BWR	審査中	審査中	審査中
35	3号 建設中		審査中	未申請	未申請		
36	四国電力(株)	伊方発電所	3号 PWR	了	了	了	了
37	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号 PWR	了	了	了	了
38			4号 PWR	了	了	了	了
39		川内原子力発電所	1号 PWR	了	了	了	了
40			2号 PWR	了	了	了	了

(注)・廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

・今年度、東北電力(株)女川原子力発電所1号炉及び九州電力(株)玄海原子力発電所2号炉について、事業者から廃止の旨の公表があった。

■ :平成30年度に変更のあったもの

図 2-2-1 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 検査等
				設置変更 許可	工事計画 認可	保安規定 認可	
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中			
2	北海道電力(株)	泊発電所	3号	特重	審査中		
3	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子 力発電所	1号	特重	審査中		
4			6号	特重	審査中		
5			7号	特重	審査中		
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号	特重	審査中		
7		大飯発電所	3号	特重	審査中		
8			4号	特重	審査中		
9		高浜発電所	1号	特重	了	審査中	
10	2号		特重	了	審査中		
10	3号		特重	了	審査中		
11	4号		特重	了	審査中		
12	中国電力(株)	島根原子力発電所	2号	特重	審査中		
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号	特重	了	1回目:了 2回目:審査中 3回目:審査中 4回目:審査中	
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	特重	審査中		
16			4号	特重	審査中		
17		川内原子力発電所	1号	特重	了	了	検査中
18			2号	特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:審査中	検査中

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

■:平成30年度に変更のあったもの

図 2-2-2 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況
(特定重大事故等対処施設)

2. 実用発電用原子炉等に係る保安検査等の実施

実用発電用原子炉の安全を確保するため、原子力施設の近傍に設置している原子力規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、実用発電用原子炉を対象として、四半期ごとに保安検査を定期的実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転管理状況の確認、定例試験への立会い等を行った。

このほか運転中の原子炉施設において安全確保上重要な行為等に係る保安検査を実施した。

平成 30 年度において行った実用発電用原子炉に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は 5 件であった。(うち 1 件は継続して確認中)(平成 30 年度末現在、検査結果取りまとめ中のものを除く。)

実用発電用原子炉に係るその他の検査(新規制基準に基づく検査以外のもの)については、機器の更新等に伴う使用前検査、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則で定められた時期毎に行う施設定期検査等を実施した。平成 30 年度に使用前検査に合格したと認めた件数は 46 件、施設定期検査を終了したと認めた件数は 15 件であった。

また、昨年度に引き続き原子力施設にも納入実績のあるメーカーによる品質管理等の不適切行為が公表されている。原子力規制委員会は原子力事業者等から聴取等を行うなど、引き続き原子力事業者等の調査状況を注視している。

3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施

(1) 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月にいわゆる新規制基準を施行した後、平成 30 年度に 9 事業者から 21 施設について事業変更許可申請等が提出された。平成 30 年度は、日本原燃株式会社から濃縮・埋設事業所六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター廃棄物埋設事業変更許可申請書を 8 月 1 日に受理した。これらの申請について、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」(平成 25 年 12 月 25 日原子力規制委員会決定、平成 28 年 6 月 1 日部分改正、平成 30 年 4 月 25 日部分改正)に基づき審査を行っており、平成 30 年度に原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、計 35 回開催した。

平成 30 年度は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の JRR-3 について、11 月 7 日に、同研究所の放射性廃棄物の廃棄施設等に対しては 10 月 17 日に設置変更許可を行った。

また、日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉「常陽」について、

平成 29 年 4 月 25 日の審査会合にて、審査の前提条件である熱出力が設備と整合していないため、審査を保留するとしていたが、平成 30 年 10 月 26 日に設置変更許可の補正申請を受け、11 月 20 日の審査会合にて審査を再開した。日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉安全性研究炉（以下「NSRR」という。）については、平成 29 年度の設置変更許可に基づき必要な設計及び工事の方法の認可を平成 30 年 4 月 20 日までに行った。また、耐震 C クラス施設以外については使用前検査を実施し、認可された設計及び工事の方法に従って工事が行われていること、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則に適合していること等を確認し、平成 30 年 4 月 18 日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付した。これらを踏まえ、第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）にて経過措置³⁵の適用条件が満たされていることを報告した。これを受け、日本原子力研究開発機構は平成 30 年 6 月 28 日より、NSRR の運転を再開した。

日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に対して平成 30 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 30 年 8 月 22 日）において、事業変更を許可した。

また、廃止措置計画については、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設に対して、平成 30 年 6 月 13 日に認可を行った。

なお、日本原燃株式会社は、平成 29 年度第 43 回原子力規制委員会（平成 29 年 10 月 11 日）において、再処理事業所等で確認された保安規定違反等を受けて同社の設備の保守管理体制が整備できるまで審査対応を中断すると表明していたが、平成 30 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 4 日）にて、取組に目途が立ったとして、審査対応の再開を表明した。平成 30 年 8 月 1 日に申請のあった廃棄物埋設施設も含めると平成 30 年度は日本原燃株式会社について 15 回の審査会合を開催した。

³⁵「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成 25 年 11 月 6 日、平成 28 年 12 月 21 日、平成 30 年 4 月 25 日、平成 30 年 12 月 12 日部分改正。原子力規制庁）において、耐震 S クラス施設を有しない試験炉について、当該施設に係る設計及び工事の方法の認可並びに使用前検査において新規制基準への適合性（耐震 C クラス施設にあっては、新規制基準の耐震以外に係る要件への適合性）が確認された場合には、2 年間に限り運転を妨げないとする「経過措置」を示した。

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査※1			使用前 検査等
			設置変更 許可又は 事業変更 許可	設計及び工 事の方法 の認可	保安規定 認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	審査中	審査中	審査中	
2		MOX燃料加工施設	審査中	審査中	未申請	
3		ウラン濃縮施設	了	審査中	審査中	
4		廃棄物管理施設	審査中	審査中	審査中	
5		廃棄物埋設施設	審査中		未申請	
6	リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	審査中	審査中	審査中	
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	検査中
8	日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	
9		試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	了	審査中	審査中	
10		試験研究用等原子炉施設(HTTR)	審査中	審査中	審査中	
11		試験研究用等原子炉施設(共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	未申請	
12		試験研究用等原子炉施設(NSRR)	了	一部了※3	了	一部了※3
13		試験研究用等原子炉施設(STACY)	了	審査中	一部了※2	検査中
14		試験研究用等原子炉施設(常陽)	審査中	未申請	審査中	
15	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海事業所)	了	審査中	了	検査中
16		ウラン燃料加工施設(熊取事業所)	了	審査中	審査中	
17	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設(KUR)	了	了	了	了
19		試験研究用等原子炉施設(KUCA)	了	了	了	了
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設(近畿大学原子炉)	了	了	了	了
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(トレンチ処分)	審査中		未申請	

(注)・廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

- ※1)「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、5年に限り実施を妨げない。(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)
- ※2) 運転関係の保安規定を除き認可(運転関係の部分については後日申請予定)
- ※3) 「核燃料施設等における新規制基準適用の考え方」(平成28年12月21日改正部分)により、耐震Sクラス施設を有しない試験炉として、耐震Bクラス施設に係る全ての要件及び耐震Cクラス施設の耐震以外に係る要件への適合性を確認し、認可、検査合格したので運転することを妨げない経過措置を適用(設置変更許可を受けてから2年を経過するまでを上限)。
- : 平成30年度に変更のあったもの

図 2-3 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

(2)核燃料施設等のその他の検査等の実施

核燃料施設等については、新規規制基準適合性審査の許認可如何に関わらず、年 1 回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査及び施設検査を実施した。平成 30 年度に使用前検査に合格したと認めた件数は 11 件、施設検査を終了したと認めた件数は 12 件であった。

4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

(1)核燃料施設等に係る保安検査等の実施

核燃料施設等の安全を確保するため、原子力施設の近傍に設置された原子力規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、四半期ごとに保安検査を定期的の実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取及び定例試験への立会い等を行った。平成 30 年度において行った核燃料施設等に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は、日本原燃株式会社再処理事業所における汚染されたポンプが収納された収納容器の不適切な管理に係る保安規定違反は 1 件であった。

また、昨年度に引き続き原子力施設にも納入実績のあるメーカーによる品質管理等の不適切行為が公表されている。原子力規制委員会は原子力事業者等から聴取等を行うなど、引き続き原子力事業者等の調査状況を注視している。

(2)核燃料施設等に係る立入検査の実施

原子炉等規制法施行令第 41 条非該当使用者等³⁶に対する計画的な立入検査については、平成 30 年度 12 事業所において実施した。

5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第 62 条の 3 は、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故、故障等（以下、本項及び第 3 章第 1 節 10. において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成 30 年度に、実用発電用原子炉において 4 件、核燃料施設等において 1 件の合計 5 件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について事業者から報告を受け、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳正に確認を行っている（特定原子力施設の法令報告事象については、

³⁶核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に該当しない施設を有する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者

第3章第1節10. で記載)。

また、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度（以下「INES³⁷」という。）による評価を行っており、平成30年度に発生した5件のうち、関西電力高浜発電所で発生した2件及び中部電力浜岡原子力発電所で発生した1件はレベル0（安全上重要でない事象）と評価し、他2件については平成30年度末現在評価中である。平成29年度に中部電力浜岡原子力発電所において発生し、評価中であった2件はレベル0（安全上重要でない事象）と評価した。

なお、事業者からの報告を受けてからの状況確認や対応方策の議論に関する過程の透明性向上、対策実施の迅速化等の対応について、平成30年度第5回原子力規制委員会(平成30年4月25日)において、検討を行うよう原子力規制庁に対して指示を行った。これを受け原子力規制庁は、第10回原子力規制委員会（平成30年5月23日）において、事故・トラブル事象への対応の進め方について、事業者との間での情報共有や議論を行う公開会合を随時開催し対応状況の透明性確保や議論の過程の見える化などによる進捗管理を適切に行いつつ対応を進めていくことについて、原子力規制委員会に報告し、了承された。平成30年度においては、原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合（以下、本項において単に「公開会合」という。）を計5回開催した。

(1)中部電力株式会社浜岡原子力発電所 5号機における非常用ディーゼル発電機(B)号機の故障

平成30年6月5日、中部電力株式会社から、定期検査中の浜岡原子力発電所5号機において、非常用ディーゼル発電機（以下「非常用D/G」という。）に要求される運転上の制限を満足していないと認められるとして、保安規定に基づく運転上の制限の逸脱と判断した旨の連絡があり、その後の調査の結果、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できるものではないことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成30年8月6日の公開会合にて事業者から原因究明等の進捗状況を聴取したのち、同年9月20日に事業者から当該事象の原因と対策に係る報告、同年11月28日に同報告の補正があり、同年10月3日及び12月12日の公開会合にて事業者の再発防止策等の妥当性を検討し、評価書案をとりまとめた。平成30年度第53回原子力規制委員会(平成31年1月16日)において、事業者から報告のあった再発防止対策に対して、一定の効果があると評価し、今後、原子力規制委員会は、事業者が行うとしている再発防止対策及び予防処

³⁷ The International Nuclear and Radiological Event Scale

置の実施状況について保安検査等において、確認していくこととした。ただし、事象発生メカニズムの解明が十分になされていないことから、引き続き解明に取り組み、得られた知見を他事業者等に広く共有すべきであるとの見解を示した。

(2)東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機(B) 過給機軸固着

平成30年9月6日、東京電力から、定期検査停止中の柏崎刈羽原子力発電所1号機において、非常用D/G(B)の過給機に軸固着が確認され、工場への持ち出し調査が必要で速やかな復旧が難しいことから、当該非常用D/Gに要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成30年10月29日及び12月12日の公開会合にて事業者から原因究明等の進捗状況を聴取したのち、平成31年3月5日に事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、同年3月18日の公開会合にて事業者に追加説明等を求めた。平成30年度末現在、事業者において追加説明等について対応中である。

(3)関西電力株式会社高浜発電所で確認された蒸気発生器伝熱管の損傷

① 関西電力株式会社高浜発電所4号機

平成30年6月22日、関西電力株式会社から、定期検査のため停止中の高浜発電所4号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管(既施栓管を除く3台合計:9,754本)について、健全性を確認するため渦流探傷試験(以下「ECT」という。)を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管(既施栓管を除く3,247本)のうち2本にきず等の存在を示す有意な信号指示がECTにより確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成30年6月25日付けで事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、原因調査及び再発防止策については平成29年1月12日に同発電所で発生した事例と同様のものと判断できるため、平成30年度第17回原子力規制委員会(平成30年6月27日)において、妥当と判断する評価を行った。

② 関西電力株式会社高浜発電所3号機

平成30年9月12日、関西電力株式会社から定期検査のため停止中の高浜発電所3号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管(既施栓管を除く3台合計:9,784本)について、健全性を確認するためECTを実施した結果、C-蒸気

発生器伝熱管（既施栓管を除く 3,263 本）のうち 1 本にきず等の存在を示す有意な信号指示が ECT により確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成 30 年 9 月 13 日付けで事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、原因調査及び再発防止策については平成 29 年 1 月 12 日に同発電所で発生した事例と同様のものと判断できるため、平成 30 年度第 31 回原子力規制委員会（平成 30 年 9 月 19 日）において、妥当と判断する評価を行った。

(4)日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定

平成 31 年 1 月 30 日、日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において、管理区域内で核燃料物質が漏えいしたことを示す警報が発報し、立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

事業者から、平成 31 年 3 月 13 日に当該事象の原因と対策に係る報告、3 月 27 日に原因と対策に係る報告書（補正）の提出があり、同年 3 月 14 日及び 3 月 28 日の東海再処理施設等安全監視チームにて事業者の再発防止策等の妥当性を検討した。平成 31 年 3 月 31 日現在、事業者における原因調査及び再発防止策の妥当性について評価中である。

(5)平成 29 年度に発生した事故・トラブルへの対応 中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定

平成 29 年 5 月 2 日、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋地下 2 階において、粉状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。事業者から、平成 29 年 11 月 20 日に当該事象の原因と対策に係る報告、平成 30 年 4 月 13 日に原因と対策に係る報告書（補正）の提出があり、第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）において、事業者による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

なお、平成 30 年 1 月 18 日、浜岡原子力発電所同建屋 2 階において、粒状の堆積物を発見し保安規定に基づき立入区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けたが、確認された堆積物の性状が同一であることから平成 29 年 5 月 2 日に確認された事象と同一の排出源と考えられ、平成 30 年 6 月 25 日に事業者から原因と対策に係る報告があつたが、新たな安

全上教訓とすべき事項はなく、再発防止策も平成 29 年 5 月 2 日の事象と同様のもので妥当と判断できるため、事業者からの報告書の提出をもって本件に係る対応を終了した。

6. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

(1) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始から 40 年とした上で、20 年を上限として 1 回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準に適合することを求めている。平成 30 年度第 40 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 7 日）において、東海第二発電所の運転期間延長を認可した。

(2) 実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務付け、これらを保安規定に反映することを求める制度である。

平成 30 年度は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントとして北海道電力泊発電所 1 号炉について申請があった。原子力規制委員会は、運転を前提とした評価を行っている東海第二発電所について、平成 30 年度第 40 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 7 日）において、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。

7. 火山活動のモニタリングに係る検討

平成 28 年 3 月 25 日に炉安審の下に設置した原子炉火山部会は、平成 30 年度において、4 月 13 日、8 月 10 日及び 3 月 22 日の計 3 回開催され、以下の事項について審議した。また、平成 30 年 3 月 30 日の炉安審において、火山部会の審議状況について報告した。

(1) 原子炉の停止等に係る判断の目安の検討

原子炉の停止等に係る判断の目安について審議し、知見収集を行うとともに、その基本的な考え方について専門委員の意見を集約した。

(2) 原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価

九州電力株式会社が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山モニタリング結果に関して原子力規制庁が行った評価について審議し、評価をとりまとめた。

8. 震源を特定せず策定する地震動に関する検討

原子力規制委員会は、平成 29 年第 52 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 29 日）において、原子力発電所等における基準地震動のうち、地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震と位置づけられている「震源を特定せず策定する地震動」（Mw6.5 未満の地震動）について、共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする目的で震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームを設置した。

震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム会合（以下「検討チーム会合」という。）は、平成 30 年度において、6 月 14 日、10 月 4 日、11 月 8 日、3 月 4 日及び 3 月 29 日の計 5 回開催した。

具体的には、6 月 14 日の第 4 回会合ではガイドに記載されている 14 地震のうち、本検討において対象となる地震観測記録が存在する 9 地震を対象とした検討を行い、結果を提示した。10 月 4 日の第 5 回会合では事業者による「震源を特定せず策定する地震動」の取組状況を聴取するとともに、今後、事業者が検討することとなる時刻歴波形の作成方法に関する議論を行った。11 月 8 日の第 6 回会合では、89 地震を対象に応答スペクトルの補正方法等の検討方針、統計処理で対象とする地震動の特徴等に関する議論を行った。3 月 4 日の第 7 回会合では、これまでの検討結果を踏まえて、複数の非超過確率別応答スペクトルの検討に基づいて設定した標準応答スペクトル（案）とその妥当性の確認結果等に関する議論を行った。3 月 29 日の第 8 回会合では、前回会合で提示した標準応答スペクトル（案）を含む検討チーム会合での検討内容に対する事業者の意見聴取を行った。

平成 30 年第 31 回原子力規制委員会（平成 30 年 9 月 19 日）において、検討チーム会合の検討状況について原子力規制委員会に報告した。

9. 大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応

原子力規制委員会は、平成 30 年度第 42 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 21 日）において、「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」に基づき、京都市越畑地点の大山生竹テフラ（DNP）の降灰層厚は 25cm 程度であること、また DNP の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る 10km³ 以上と考えられることを新発見として認定した。

平成 30 年度第 47 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 12 日）において、原子力規制委員会として、本新発見が、関西電力の原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所及び美浜発電所）における敷地の降下火砕物の最大層厚に影響を

与え、その結果、原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性があると考え、DNP の噴出規模及びその評価結果を踏まえた、原子力発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚について、原子炉等規制法第 67 条第 1 項に基づき平成 31 年 3 月 31 日までに報告するよう命じ、平成 31 年 3 月 29 日に関西電力から報告書を受領した。

10. 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応

原子力規制委員会は、平成 30 年第 53 回原子力規制委員会（平成 31 年 1 月 16 日）において、平成 30 年 12 月 22 日にインドネシアで発生した噴火に伴う津波を踏まえて、新規制基準における地震以外の要因による津波の取扱い、津波警報が発表されない可能性がある津波への対応について議論した。

関西電力株式会社高浜発電所では、津波が到達するまでに時間的に余裕のある基準津波の波源である「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり」の組合せの場合には、津波警報が発表された後、常時開いている取水路防潮ゲートを閉止することにより津波の敷地への遡上・流入を防止している。しかしながら、「隠岐トラフ海底地すべり」が単独で発生した津波の場合は、津波警報が発表されずに津波が敷地に到達する可能性があるが、取水路防潮ゲートが開いた状態における津波高さ、遡上域及び津波防護の評価は行われていないことから、取水路防潮ゲートが開いた状態での遡上評価、海水ポンプ等の重要な設備への影響等を確認するため、原子力規制委員及び原子力規制部の職員を中心とした公開の会合で、関西電力株式会社から評価内容等を聴取することとした。

11. 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応

原子力規制委員会は、高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、平成 29 年 1 月に「もんじゅ廃止措置安全監視チーム」（以下「監視チーム」という。）を設け、平成 31 年 3 月までに計 19 回の監視チーム会合を開催するとともに、現地調査を計 4 回実施した。

監視チーム会合の中で、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置における課題の検討状況等の聴取及び日本原子力研究開発機構から平成 29 年 12 月 6 日に申請された廃止措置計画認可申請の審査を実施し、平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において廃止措置計画の認可を行った。また、認可した廃止措置計画に定められている炉心等からの燃料体取出し作業が平成 30 年 8 月から開始されたことから、燃料体取出し作業の実施状況等を監視チーム会合等で聴取した。

1 2. 東海再処理施設の廃止措置に係る対応

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等について定期的に確認するため、原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月から平成 31 年 3 月までに、「東海再処理施設等安全監視チーム」を計 28 回開催し、平成 30 年度は計 8 回開催した。

日本原子力研究開発機構から平成 29 年 6 月 30 日に申請された廃止措置計画認可申請書に対して、「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」及び、「廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定）に基づき審査を実施し、審査の結果を取りまとめ、第 14 回原子力規制委員会（平成 30 年 6 月 13 日）において認可を行った。

現在、東海再処理施設等安全監視チームにて東海再処理施設等の安全確保の状況確認をするとともに、廃止措置計画等の変更申請について、確認している。

1 3. 審査結果等の丁寧な説明

新規規制基準適合性審査結果は、基本的には立地自治体からの要望に基づき説明を行っている。平成 30 年度は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の原子炉設置変更許可に係る審査結果について、立地自治体である新潟県柏崎市及び刈羽村にて開催された住民説明会において説明を行ったほか、新潟県技術委員会及び同県市町村連絡会において説明を行った。また、東海第二発電所の原子炉設置変更許可、工事計画認可及び運転期間延長認可に係る審査結果について、立地自治体である茨城県の 6 市町村で開催された住民説明会において説明を行った。

1 4. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施

平成 30 年度は、九州電力川内原子力発電所 1 号炉（平成 31 年 1 月 7 日）及び 2 号炉（平成 31 年 3 月 28 日）並びに関西電力高浜発電所 4 号炉（平成 31 年 3 月 29 日）について、安全性向上評価の届出があった。

「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」のうち、ウラン加工施設に係る箇所について、平成 31 年 3 月に「ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」を制定するとともに関連附則を改正した。

第3節 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和

原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和をより高いレベルで実現することを目指して課題を整理し、第5回原子力規制委員会（平成30年4月25日）で対応方針を議論した。

これを踏まえた調和に係る取組として、以下を第27回原子力規制委員会（平成30年9月5日）で報告した。

- 原子力安全に係る審査・検査に従事する者を含め、必要な職員が核物質防護秘密に係る文書に適切にアクセスできるようにするための仕組みとして、核物質防護秘密等を取り扱う者の適格性確認を行う新たな制度として、平成30年4月に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」を策定した。関係職員に対する確認を順次実施している。
- 審査に関して、被規制者からの許認可申請がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をし、それぞれの観点で悪影響がないか確認する運用を平成30年7月に本格的に開始した。検査に関しては、新検査制度の試運用の中で現地検査官が核セキュリティ及び保障措置に関する気づき事項があった場合には本庁職員へ情報共有を行うこととした。
- また、全ての許可・指定事業者のうち核物質防護規定を定めることとされている27社に対して面談を行い、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のそれぞれに係る基準を満たすことはもとより、相互の悪影響を可能な限り排除し、適切な措置を講じるよう求めた。

第4節 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善

1. 放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に係る制度整備の促進

IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえ、平成29年4月7日に成立、4月14日に公布された改正法では、新たな規制要求の対象となる事業者の準備期間等を考慮して、公布後1年以内（改正法第4条）と、公布後3年以内（改正法第5条）の2段階に分けて施行することとしている。

改正法第4条による放射線障害防止法改正には、事故等が生じた場合の原子力規制委員会等への報告義務、許可届出使用者、許可廃棄業者が放射線障害防止法の廃棄業者に廃棄を委託した放射性汚染物等を核燃料物質等によって汚染された物とみなす廃棄に係る特例の追加等が含まれており、平成30年4月1日に施行した。さらに、平成29年4月の放射線障害防止法改正を踏まえて、原子力規制庁は、許可届出使用者等に上記改正法第4条の内容を周知するため、平成29年度に引き続き、平成30年6月以降、福岡、北海道、岡山、東京で説明会を行った。

改正法第 5 条による放射線障害防止法改正には、危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対して盗取を防止するための防護措置を義務付けること等が含まれる。原子力規制委員会は、平成 30 年 7 月 12 日から 8 月 10 日にかけて、改正法第 5 条関係法令等に対する意見募集を行い、その結果を踏まえ、平成 30 年度第 38 回原子力規制委員会（平成 30 年 10 月 31 日）に關係する政令案、主な規則及び告示を決定した（關係政令は平成 30 年 11 月 21 日に、規則及び告示は平成 30 年 11 月 26 日に公布済み）。なお、引き続き規則及び告示等の整備を行っており、第 67 回原子力規制委員会（平成 31 年 3 月 20 日）において、意見公募手続を行っている。

また、第 43 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 22 日）において、特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る規則の解釈を決定した。さらに、改正法第 5 条が令和元年 9 月 1 日に施行となることから、原子力規制委員会は、新たな規制要求である特定放射性同位元素の防護措置を円滑に導入するため、平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月末にかけて特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムの実施及び対象事業者への周知を行った。また、関連学協会等からの講演等の依頼については積極的に講師の派遣を行い、平成 30 年度については 25 件の講師派遣を行い、放射線障害防止法施行規則改正等について周知を行った。

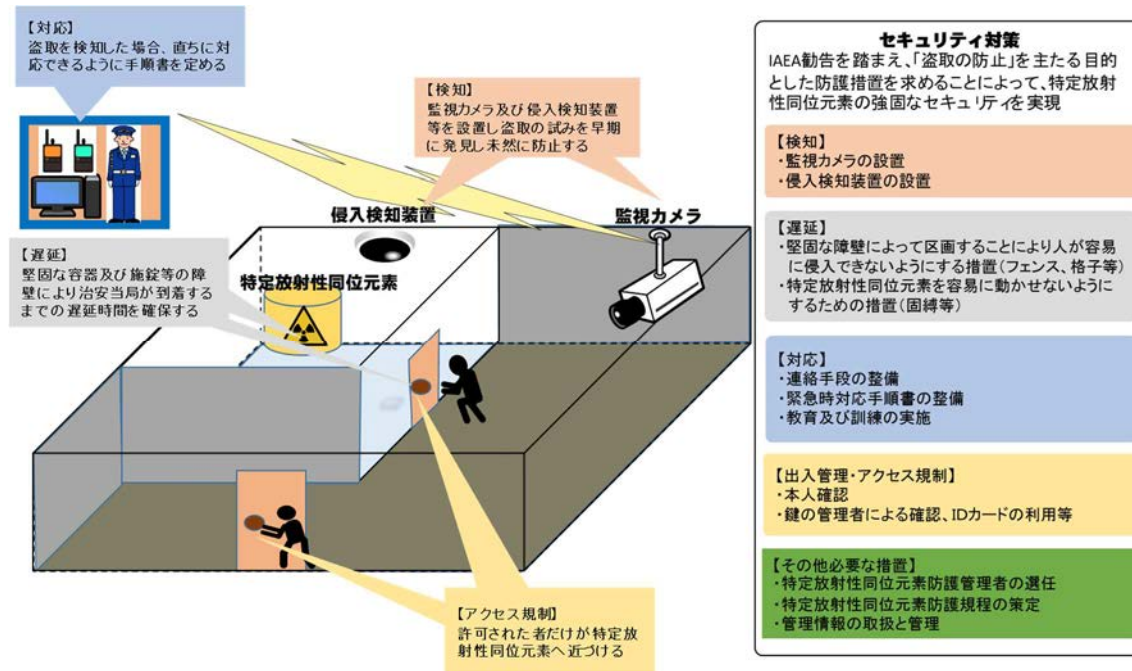


図 2-4 特定放射性同位元素に対する防護措置について

第5節 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

また、IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえ、放射線障害防止法に基づき原子力規制委員会の代行をしている登録認証機関等に対する規制上の監督を強化するとともに、登録認証機関等の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるため、平成 28 年度より、登録認証機関等への立入検査を実施しており、平成 30 年度に 9 件実施した。

(1)放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法第 42 条第 1 項等の規定に基づき事業者に対し、放射性同位元素等の保管廃棄の状況及び放射線業務従事者の被ばく管理状況等に関する報告を、当該期間経過後 3 月以内に提出することを義務付けている。平成 29 年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）によると、平成 29 年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなく各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める年間の線量限度を下回っていた。

(2)放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

放射線障害防止法施行規則第 39 条第 1 項各号に該当する事象（以下、この項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成 30 年度の法令報告事象は 7 件であったが、いずれも従業員及び公衆に対し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。

なお、従業員や公衆への影響が無い程度の放射性同位元素等取扱事業所のトラブルについては、年度ごとに INES 評価を実施しているが、平成 29 年度に発生した 2 件については、いずれもレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

① 能美防災株式会社における放射性同位元素の所在不明について

平成 30 年 4 月 27 日、能美防災株式会社メヌマ工場において、同社で製造

し倉庫に保管していた密封線源（アメリシウム 241）2 個を装備した煙感知器 141 台を同年 3 月 30 日に誤って産業廃棄物処理施設に搬出したことを確認したと連絡があった。

産業廃棄物処理業者に確認したところ、うち 34 台は中間処理施設において粉碎処理する前に回収する事が出来たが残りの 107 台については同年 4 月 2 日に粉碎処理され同年 4 月 3 日に最終処分場において埋設処理されたことを確認した。同年 4 月 27 日、放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。所在不明の原因は、分別業務担当者の認識不足および管理体制の不備であるため、再発防止対策として関係者への教育と管理体制の見直しを行うこととしている。

② 長野県消防防災航空センターにおける放射性同位元素の所在不明について

平成 29 年 3 月 5 日、長野県の山中にて長野県消防防災航空センターの消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生した。ヘリコプターに装備されていた密封線源（トリチウム）を内蔵した非常口表示板 8 個のうち 7 個は搜索の結果発見し、回収できたが残りの 1 個については発見できなかったため、平成 30 年 5 月 14 日、放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告があった。

現在のところ発見回収には至っておらず、平成 30 年度末時点で、引き続き定期的な搜索を実施している。また、回収された機体が警察の管理から解除された際には、機体内部の詳細な調査を行うこととしている。

③ 株式会社 JAL エンジニアリングにおける放射性同位元素の漏えいについて

平成 30 年 7 月 2 日、株式会社 JAL エンジニアリング成田地区事業所において、航空機補助動力装置の点火装置の機能試験中に、放射性同位元素（クリプトン 85）を含むスパークギャップの電極が外れ、密封性が損なわれていることを確認した。

上記の状況を踏まえ、同日、放射性同位元素の漏えいが生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。電極が外れた原因は、米国製造会社による製造上の不具合によるものであったため、米国製造会社と連携し原因究明を行い、今後は当該不具合のあったスパークギャップを用いる作業も米国の製造会社にて行うなど、取扱方法の見直しを行い、再発防止を図っていくこととした。

④ 福岡県警察本部における放射性同位元素の漏えいについて

平成 30 年 9 月 5 日、福岡県警察機動隊総合訓練場において、機動隊員が、

密封線源が内蔵されている拳銃の照準部品の調整を実施していたところ、同部品に工具が衝突し、密封線源を覆っているアルミ製フレームが破損し、それに伴い、内蔵されているガラス管が破損し、ガラス管内の放射性同位元素（トリチウム）のガスが漏えいした。

上記を踏まえ、同年 9 月 7 日、放射性同位元素の漏えいが生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。漏えいの原因は、照準部品の調整方法に問題があったことであるが、職員が長年の慣例によって照準部品の調整しており、照準器用線源という重要物品を取り扱っているという意識が欠如し、調整方法の具体的検討をしていなかったことなども判明した。今後は、照準部品に不具合が認められた場合には専門部署等の具体的な指導のもと点検整備を行い、工具での調整を要する場合には専門部署で作業を実施すると共に、放射性同位元素が含まれない部品に交換することを検討している。

⑤ 群馬県における放射性同位元素の所在不明について

平成 30 年 8 月 10 日、群馬県の山中にて、群馬県防災航空隊の防災ヘリコプターの墜落事故が発生した。ヘリに装備されていた密封線源（トリチウム）を内蔵した非常口表示板 8 個のうち 5 個は墜落現場の捜索の結果発見し、回収できたが残りの 3 個については発見できず、引き続き捜索中ではあるが、上記を踏まえ、9 月 20 日、放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

引き続き調査を行い、さらに 2 個の線源は回収されたが、残り 1 個については平成 30 年度末時点で発見回収には至っておらず、今後詳細な捜索が可能となった段階で、改めて機体内部を詳細に捜索するなど、引き続き密封線源の発見回収を検討している。

⑥ 有限会社横浜シティーサービスにおける放射性同位元素の所在不明について

平成 30 年 11 月 27 日、有限会社横浜シティーサービスにおいて、従業員が屋外倉庫にて専用アルミケースに収納施錠して保管することとなっているポータブルレベルメータ（セシウム 137 内蔵）が所定の位置に無いことを確認した。当該レベルメータを最後に使用した場所及び駐車場周辺並びに本社周辺を探索したが、発見には至らず、平成 30 年 12 月 5 日に放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告がなされた。

本事象が発生した原因は平成 30 年度末時点で調査中である。また、専用アルミケースに入れた状態ではバックグラウンド程度であり、この状態では人体・環境への影響はないと考えられる。

⑦ 塩野義製薬株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて

平成30年12月7日、塩野義製薬株式会社医薬研究センターにおいて、管理区域内で発生した排水を減衰槽へ送る配水管からの漏水を示す警報が発報した。直ちに当該排水管の使用を停止し、漏水箇所の調査を実施したところ、パイプシャフト内に収納された配水管からの漏水が確認された。漏えいした水は、全てパイプシャフト内にある受け皿（管理区域外）に留まっており、漏えいした水を分析したところ放射性同位元素（トリチウム、炭素14、ヨウ素125）が含まれていることが確認されたため、平成30年12月11日、放射性同位元素の管理区域外漏えいが生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

今回の漏えい状況の調査を踏まえ、今後、詳細に原因を調査し対策を検討することとしている。

(3) 放射性同位元素の所在不明事案に関する法令報告の運用について

許可届出使用者等において、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときには、直ちに原子力規制委員会に報告することが法令上に定められている。しかしながら、事務上の連絡は直ちに行われていたが、法令上の正式な報告を行うまでの具体的な期限は定められておらず、法令報告事象に該当することが確定するまでに時間を要することがあった。

そのため、平成30年度第7回原子力規制委員会（平成30年5月9日）において、法令報告の運用について議論が行われ、「放射性同位元素の所在不明事案に関する法令報告の運用について」が決定された。これに基づき、今後は仮に帳簿などで所在不明となった放射性同位元素の所在がある程度限定できる場合であっても、一週間程度で回収できなかった場合は、その時点で法令報告事象に該当すると判断することとした。

第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

○ 第3章の総括

(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、平成30年度に、31件認可した。

認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。

建屋内の汚染水処理について、平成30年11月にフランジ型タンクに貯留されていた未処理水(Sr処理水)の処理が完了したことから、今後は建屋内の汚染水処理のスケジュールを前倒しするよう東京電力に求めた。また、平成30年5月から複数回発生している3号機燃料取扱設備等の不具合については、特定原子力施設監視・評価検討会において、不具合の原因、対策等を確認し、東京電力による対策の実施状況等を使用前検査及び保安検査により確認している。

(中期的リスクの低減目標マップ)

原子力規制委員会は、平成27年2月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定し、定期的に見直しを行っている。今年度は、大型機器除染設備の設置、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水(Sr処理水)の処理完了、及び既設のサブドレンピットの復旧等による原子炉建屋等への地下水流入抑制策の実施等を確認したことから、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2019年3月版)」に改定した。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故分析)

事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。平成25年3月の原子力規制委員会において、技術的に解明すべき論点については、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、同5月から検討会を開催している。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会で未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項については、原子力規制委員会がプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、平成26年10月の原子力規制委員会において、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として見解を取りまとめた。

平成 30 年度においては、OECD/NEA/CSNI の調査研究活動(ARC-F)の設立を主導し、12 か国(22 機関)の参加により平成 31 年 1 月に当該活動が開始された。

(東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング)

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 31 年 2 月 1 日改正)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を平成 30 年 8 月分まで毎月公表した。また、測定結果が低レベルで変動も少なくなっている状況を踏まえ、平成 30 年 9 月分からは解析結果の公表を四半期ごととした。

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

1. 福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、その事項について策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月に認可した。

平成30年度は、計31件の実施計画の変更を認可するとともに、その遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査は4回、使用前検査及び溶接検査を終了したと認めた件数は、それぞれ27件、16件であった。さらに、施設定期検査については、特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置き、東京電力の取組を監視している。

2. 建屋内の汚染水処理について

原子力規制委員会は、建屋内に汚染水が溜まっていることにより生ずる漏えいリスクの低減のため、当該汚染水を迅速に処理すべきと考えている。また、津波に対する防護の観点から、敷地内への津波の浸入防止よりも、汚染水のリスク源そのものを除去する方が重要であるとの考えを示している。

これを踏まえ、特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という。）において、東京電力から建屋内の汚染水に係る低減対策のスケジュールが示されたことから、建屋内の汚染水の処理完了の目標時期（2020年）の前倒し、作業における放射性ダスト（以下「ダスト」という。）抑制対策、復水器内に貯留する汚染水の早期除去等を求めてきた。

建屋内の汚染水の処理については、漏えいリスクが残るフランジ型タンクに貯留されていた未処理水（Sr処理水）³⁸の処理が完了したことから、原子力規制委員会は、東京電力に対し、第65回監視評価検討会（平成30年11月19日）において今後は建屋内の汚染水処理への優先的なリソース配分等を行い、処理スケジュールを前倒しするよう求めた。

3. 建屋への地下水流入抑制策について

原子力規制委員会は、原子炉建屋等への地下水流入抑制策について、サブド

³⁸ 多核種除去設備 Advanced Liquid Processing System (ALPS) での浄化処理前に、第二セシウム吸着装置 (SARRY) 等によりセシウム及びストロンチウムの濃度を一定程度先行して低減した水。

レンを主体とした抑制策を求めており、面談及び監視・評価検討会の場において、サブドレンの強化等について議論を行ってきた。

平成 30 年 2 月 28 日には、サブドレン既設ピット復旧に係る実施計画の変更認可申請があり、平成 30 年 10 月 18 日に認可した。サブドレン既設ピット復旧については、平成 30 年 12 月 17 日使用前検査が完了し、平成 31 年 1 月 10 日に運用が開始されていることを確認した。

4. フランジ型タンクに貯留されている未処理水 (Sr 処理水) の処理について

原子力規制委員会は、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水 (Sr 処理水) について、漏えいのリスクが残ることから、早期に処理を行うよう東京電力に求めてきた。

未処理水 (Sr 処理水) については、既設 ALPS 及び増設 ALPS による処理を行っているが、両設備の不具合による処理の遅延を防ぐため、高性能 ALPS による未処理水 (Sr 処理水) の処理を可能とするよう ALPS 処理水³⁹の移送配管の追設に係る実施計画の変更認可申請を、原子力規制委員会は東京電力から平成 30 年 8 月 1 日に受け、平成 30 年 8 月 21 日に認可した。

フランジ型タンクに貯留されていた未処理水 (Sr 処理水) については、平成 30 年 11 月 17 日に処理が完了したことを確認した。



図3-1 フランジ型タンクの撤去イメージ
(出典：東京電力ホールディングス)

5. 大型機器除染設備の運用開始について

原子力規制委員会は、大型機器除染設備の設置に伴う保安の措置の変更に係る実施計画の変更認可申請を平成 29 年 12 月 8 日に東京電力から受け、平成 30 年 3 月 26 日にこれを認可した。

その後、大型機器除染設備の設置が進められ、平成 30 年 5 月 14 日に運用を開始したことを確認した。

³⁹ ALPS による浄化処理によって放射性物質の濃度を低減した水。

6. 3号機使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等について

3号機使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等については、燃料取出しに向けた準備作業中に発生した、燃料取扱設備クレーンの不具合（平成30年5月11日及び平成30年8月15日）及び燃料取扱設備の不具合（平成30年8月8日）について、監視・評価検討会において東京電力による原因究明・対策の実施について確認を実施している。また、不具合発生の共通要因と考えられる品質管理上の問題について、東京電力及び燃料取扱設備の受注者である東芝エネルギーシステムズに改善を求め、特定原子力施設監視・評価検討会において、不具合の原因、対策等を確認し、東京電力による対策の実施状況等を使用前検査及び保安検査により確認している。

7. 1/2号機共用排気筒の上部解体について

原子力規制委員会は、1/2号機共用排気筒（以下「排気筒」という。）について、耐震上の裕度を向上させるための上部解体に係る実施計画の変更認可申請を、平成30年7月5日に東京電力から受けた。排気筒の上部解体作業については、面談や監視・評価検討会において、作業に伴い発生するダストの飛散対策や、作業員の被ばく線量管理等について確認を行ってきた。ダストの飛散対策については、ダストモニタによる監視及び飛散防止剤の散布等適切な措置が講じられること、また、作業員の被ばく線量管理については、装置の操作を比較的線量が低いエリアから遠隔で実施する等作業員の被ばく線量を可能な限り低減する措置が講じられること等を確認し、平成31年2月27日に認可した。

8. 中期的リスクの低減目標マップの改定

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定した。

その後、廃炉作業の進捗等に応じて、見直しを行ってきている。

平成30年度は、大型機器除染設備の設置、フランジ型タンクに貯留されている未処理水（Sr処理水）の処理完了、及び既設のサブドレンピットの復旧等による原子炉建屋等への地下水流入抑制策の実施を確認したことから、第65回原子力規制委員会（平成31年3月6日）において、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2019年3月版）」に改定し

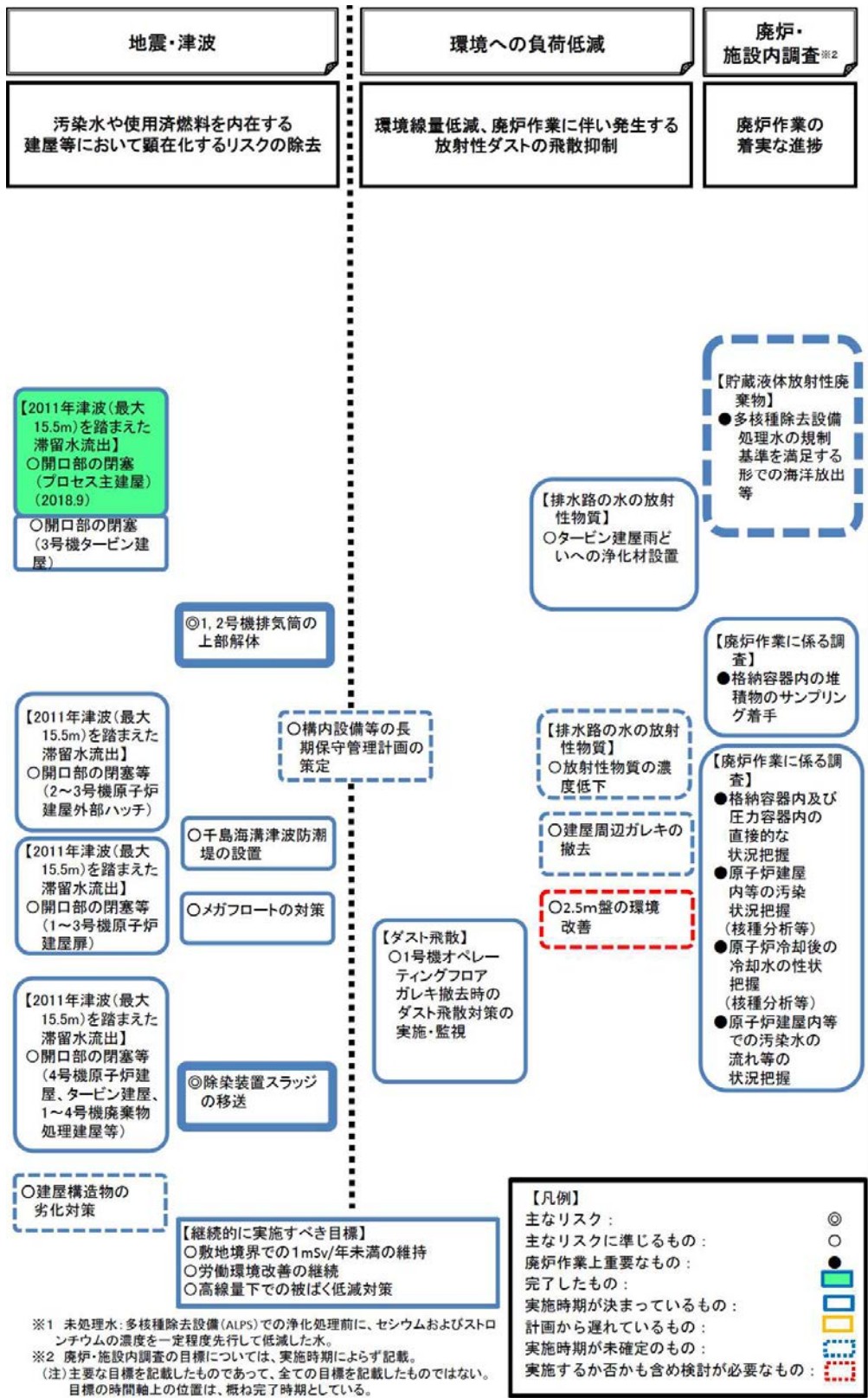
た。

海外広報においても、本マップの英語版を作成し、原子力規制委員会ホームページへの掲載等を通じて発信している。

9. 特定原子力施設に関する検討体制の見直し

東京電力福島第一原子力発電所では、これまでにいくつかの廃棄物の管理に係る対策が完了しており、特に、雑固体廃棄物焼却施設の運用開始、固体廃棄物貯蔵庫第9棟の設置、大型機器除染設備の設置等、固体放射性廃棄物の保管管理及び処理に係る進捗について確認してきた。

このような廃炉作業の進捗状況と、これまで廃棄物の管理に係る検討を行ってきた特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会（以下「廃棄物規制検討会」という。）の運営状況等を踏まえ、より包括的・合理的な監視・評価の実施を図るため、第63回原子力規制委員会（平成31年2月27日）において、特定原子力施設に関する検討体制の見直しを行い、これまで廃棄物規制検討会において行っていた廃棄物の管理に係る検討を、今後は監視・評価検討会において行うこととするとともに、廃棄物規制検討会の廃止を決定した。



10. 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3では、原子力事業者に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等（以下、本項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成30年度の東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は、平成30年度は0件であった。

また、原子力規制委員会は、東京電力から、特定原子力施設の実施計画Ⅲ第1編で定める運転上の制限の逸脱の宣言の報告を受けた(表4)。当該報告を受け、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく立入検査等を行い、必要な措置が講じられていること等を確認した。

表4 平成30年度 運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告

報告受領日時	概要
7月25日	プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水位の連続監視が不能となった
1月8日	2号機の復水貯水タンク炉注水ポンプの切替操作のにおいて、ポンプ2台での運転を行った際に、ポンプの吐出圧力が上昇し2台とも自動停止し、原子炉の冷却に必要な注水量が確保できなくなった

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

1. 継続的な事故分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

原子力規制委員会は、平成24年度第34回原子力規制委員会（平成25年3月27日）において、技術的に解明すべき論点について、更田委員（当時）、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員（当時）及び日本原子力研究開発機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、平成25年5月から検討会を開催している。

2. 事故の分析に係る情報発信等の取組

その後、検討会における議論及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調

査（平成 25 年度は 5 回の検討会と 4 回の現地調査、平成 26 年度は 1 回の検討会と 5 回の現地調査）等による検討を進め、平成 26 年度第 31 回原子力規制委員会（平成 26 年 10 月 8 日）において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」を取りまとめ、「NRA 報告」として公表した。本中間報告書については、英語版を作成し、IAEA や OECD/NEA 等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されているさまざまな課題、未解明事項等のうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている 7 つの事項を対象に、これまでに得られているプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、それぞれについて原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

平成 30 年度においては、事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加した。特に、新規の OECD/NEA/CSNI の調査研究活動(ARC-F)の設立を主導し、12 개국(22 機関)の参加により平成 31 年 1 月に当該活動が開始された。また、日本原子力学会において福島第一原子力発電所原子炉建屋 3 号機オペレーションフロアや構内における線量分布測定について、発表等を行った。また、特定原子力施設監視・評価検討会において線量分布測定の結果を踏まえた線量低減対策について、議論された。

第3節 放射線モニタリングの実施

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 31 年 2 月 1 日改正）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を平成 30 年 8 月分まで毎月公表した。また、測定結果が低レベルで変動も少なくなっている状況を踏まえ、平成 30 年 9 月分からは解析結果の公表を四半期ごととした。

平成 30 年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を公表した。

(1) 福島県及びその近隣県における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県及びその近隣県において、航空機モニタリングを実施し、平成 31 年

3月に、平成30年10月16日時点の東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内における空間線量率の分布マップ並びに平成30年11月15日時点の福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップを公表した。また、平成30年12月に「平成29年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を掲載した。

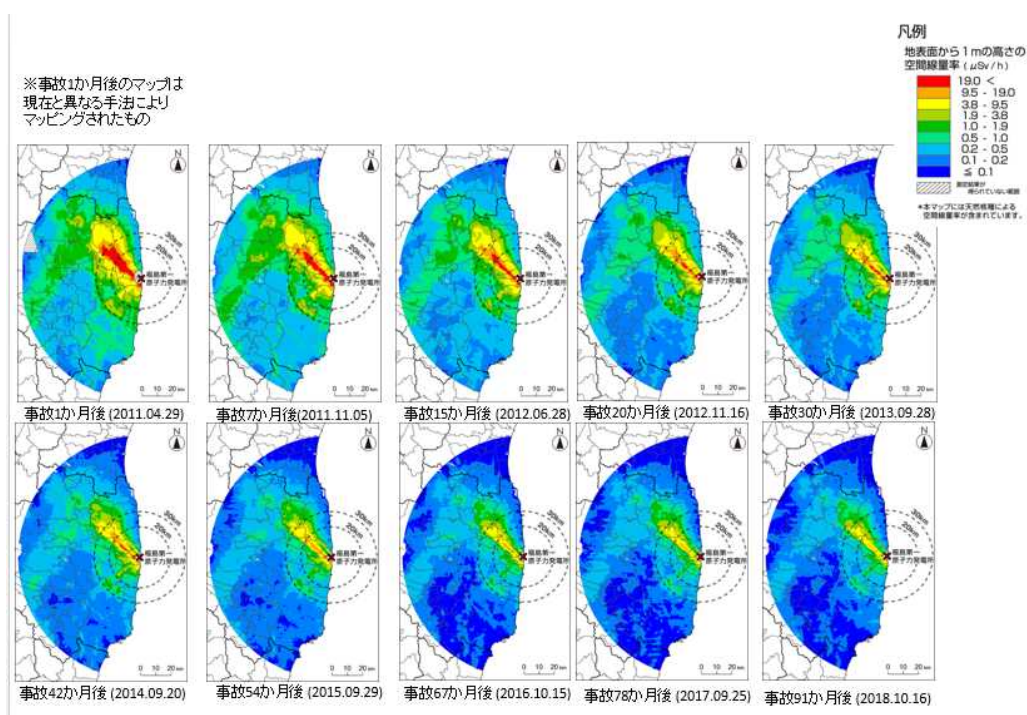


図3-4 80km圏内における空間線量率の分布マップの推移

(2) モニタリングポストによる福島県及びその近隣県の空間線量率の把握

福島県及びその近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト約700台及びリアルタイム線量測定システム約3,000台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表している。また、平成29年度第74回原子力規制委員会（平成30年3月20日）において決定した「リアルタイム線量測定システムの配置の見直し」に関する住民説明会を開催要望のあった15市町村で実施した。

(3) 海域のモニタリング

平成29年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域モ

「モニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施した。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行い、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表した。

また、平成30年10月にIAEA環境研究所の専門家が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて海水及び海底土を採取した。

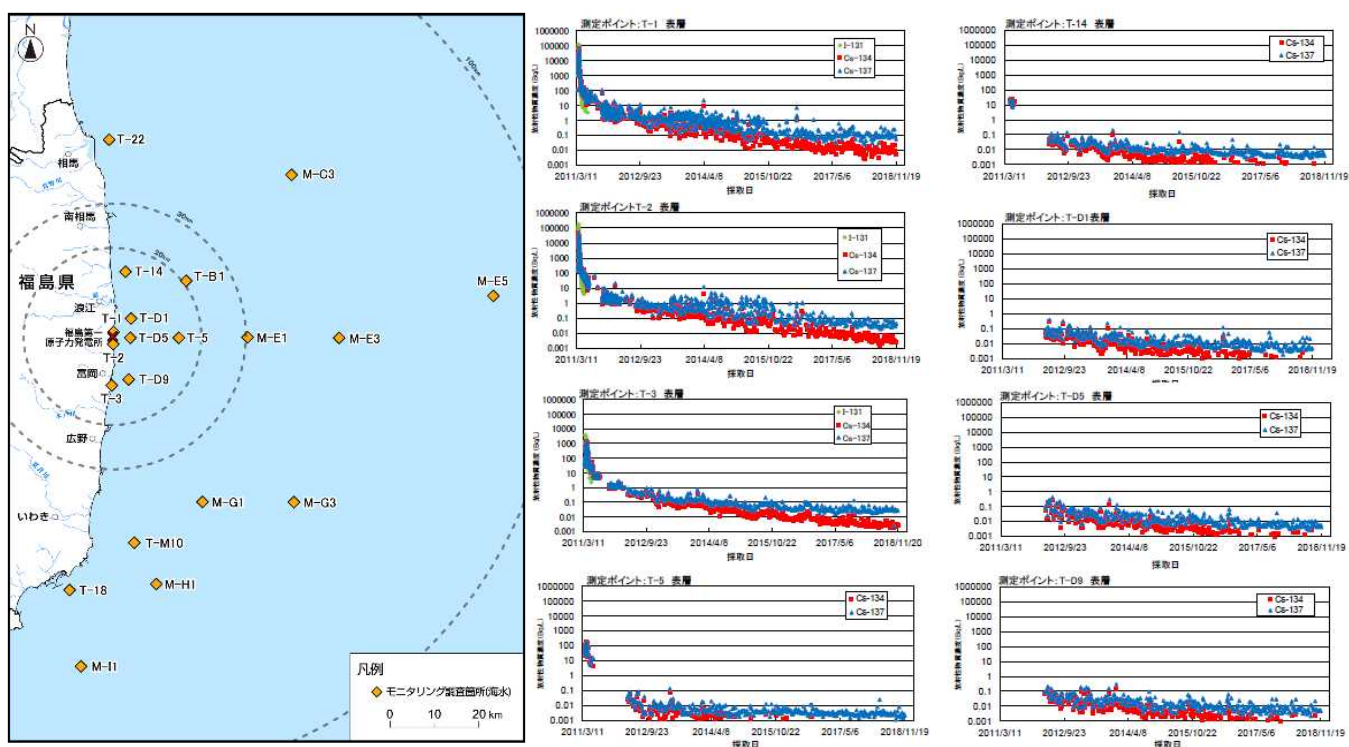


図 3-5 モニタリング調査箇所における放射能濃度の推移

第4章 原子力の安全確保のために向けた技術・人材の基盤の構築

○ 第4章の総括

(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)

平成29年に開催した「使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム会合」における議論等を踏まえ、取りまとめた、兼用キャスクを用いた発電所サイト内貯蔵の基準の合理化に係る規則等の改正案について、平成30年12月から1か月の意見公募を行った。その後、平成31年3月の原子力規制委員会において、意見公募の結果等を踏まえた改正案を決定した。また、平成30年11月、気象庁が用いる竜巻の評価指標の変更を踏まえ、竜巻ガイドの改正を行った。

また、平成29年度に引き続き、炉内等廃棄物の規制基準について検討するとともに、中深度処分に係る規制基準等に対してALARAの考え方を取り入れ、平成30年8月に規制基準等の骨子案を取りまとめ、同月に事業者と意見交換を行った。

(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)

「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、日本原子力研究開発機構安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA及びIAEA国際共同研究プロジェクトへの参画並びに国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。

(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)

安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を中心に職員の公募を行い、平成30年度は実務経験者を15名採用した。また、将来の原子力規制行政を担う職員の確保のため積極的な採用活動を行い、新人職員の採用を25名行った。

原子力規制委員会職員の人材育成については、これまでに引き続き、原子力安全人材育成センターにおいて、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した実践的な研修等の各種研修を整備し、計画的に実施するとともに、強化・充実を図った。

また、改正原子炉等規制法による新しい検査制度等に的確に対応するために導入した任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を平成30年4月から開始した。

第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 規制基準の継続的改善

(1) 規制基準の見直し

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の科学的・技術的知見、IAEA等の国際機関が定める安全基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等のいわゆる新規制基準を施行した。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む。）については、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしている。

① 原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの改正に関する検討

気象庁は竜巻等突風による風速を構築物等の被害状況から推定する、従来の藤田スケールを改良した日本版改良藤田スケール（JEFスケール）を策定し、平成28年4月以降当該スケールによる竜巻等突風の評定を開始した。原子力規制庁でも、第21回技術情報検討会（平成28年10月19日）及び第30回技術情報検討会（平成30年2月21日）における検討を踏まえ、JEFスケールの扱いを明確化するため、第34回原子力規制委員会（平成30年10月10日）において、竜巻影響評価ガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、平成30年11月28日に決定・施行した。

② 使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準策定に関する検討

原子力規制委員会は、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵に関して、輸送上の厳しい要件も満たしている輸送・貯蔵兼用キャスクを用いる場合に耐震性等の基準を見直すこととし、平成29年度に開催した「使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム」における検討の後、平成29年度第43回原子力規制委員会（平成29年10月11日）及び平成30年度第22回原子力制委員会（平成30年8月1日）において規制の考え方を示した。

これらを踏まえ、第45回原子力規制委員会（平成30年12月5日）において規則等の改正案を審議し、意見公募手続を行った。その後、第66回原子力規制委員会（平成31年3月13日）において意見公募の結果等を踏まえた改正を決定した。

③ 審査経験を踏まえた規制基準等の見直し

原子力規制庁は、これまでに実施した新規制基準の適合性審査から得られた審査官の気づきなどの経験を踏まえ、規制基準等を見直しするためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」としてまとめ、平成

30年度第10回原子力規制委員会（平成30年5月23日）において報告するとともに、このプロセスを踏まえた、見直しをすべき規制基準の事項を抽出し、報告した。

また、上記事項のうち火災防護審査基準に係る事項について、第47回原子力規制委員会（平成30年12月12日）において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、第59回原子力規制委員会（平成31年2月13日）において決定・施行した。

④ 人的組織的要因に係るガイドの策定に関する検討

原子力規制庁は、IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド、安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの策定を行うこととした。平成29年度第15回原子力規制委員会（平成29年6月14日）において「規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム」の開催が了承され、平成29年度は5回、平成30年度は2回の計7回の検討会合を行い、安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの内容等を検討した。この検討結果を踏まえた両ガイドの試運用版を第32回原子力規制委員会（平成30年9月26日）及び事業者面談（平成30年10月3日）において提示し、試運用の反映等の検討を行っている。

(2) 民間規格の活用

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準は、性能水準を規定している。原子力規制委員会は、性能水準を満たす具体的な詳細仕様として、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等の民間規格（以下、3学協会規格という。）を、あらかじめ技術評価を行った上で活用することとしている。平成30年6月6日の原子力規制委員会において、「原子力規制委員会における民間規格の活用について」（平成26年11月12日原子力規制委員会）の見直しを行った。

① 民間規格の技術評価の実施

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する規格の技術評価を行うため、平成29年度に引き続き、「維持規格の技術評価に関する検討チーム」等において抽出された課題について、諸外国の対応状況等の調査を行い、課題の対応について検討を行った（平成30年度においては、3回の検討チーム会合を開催）。そして、検討の結果を踏まえ、維持規格の技術評価書案を作成し、意見募集を実施した。また、「原子力規制委員会における民間規格の活用につ

いて」を踏まえ、事業者より技術評価を希望する3学協会（日本機械学会、日本原子力学会、日本電気学会）規格について、各学会にも出席いただいたうえで意見聴取を実施するとともに、各学協会から体制や時期等について説明を受けることとした。

2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物（以下「炉内等廃棄物」という。）に係る規制基準等の整備に向け、平成29年度に引き続き、「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」において検討を行った（平成30年度においては、3回の検討チーム会合を開催）。本検討を踏まえ、中深度処分に係る規制基準等に対して、ALARAの考え方に基づく性能水準を設けることについて第11回原子力規制委員会（平成30年5月30日）において了承した。また、第22回原子力規制委員会（平成30年8月1日）において、原子力規制庁が取りまとめた第二種廃棄物埋設に係る規制基準等の骨子案について、原子力事業者と意見交換を行うことを了承し、平成30年8月31日に原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員は原子力事業者と意見交換を行った。

第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

1. 安全研究の推進

(1)安全研究の積極的な実施

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（平成28年7月6日原子力規制委員会決定）及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成30年度以降の安全研究に向けて）」（平成29年7月5日原子力規制委員会決定）に基づき安全研究プロジェクトを実施している。また、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書「NRA技術報告」等により安全研究の成果を公表している。

平成30年度は14研究分野26件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの安全研究の成果として、平成30年度は規制庁職員により15件の論文誌への掲載、12件の国際会議プロシーディングの公表及び25件の学会発表を行った。

(2)安全研究の方針について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、令和元年度以降の安全研究について見直しを行い、第20回原子力規

制委員会（平成 30 年 7 月 18 日）において「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 31 年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

(3)安全研究の評価及び改善事項の着実な実施

原子力規制委員会は、第 23 回原子力規制委員会（平成 30 年 8 月 22 日）において、平成 29 年度で終了した安全研究プロジェクト 3 件を対象とした事後評価の結果を了承した。また、第 54 回原子力規制委員会（平成 31 年 1 月 23 日）において、研究期間が 5 年以上で、前回の中間評価から一定期間を経過した安全研究プロジェクト 1 件を対象とした中間評価及び令和元年度から新たに始まる安全プロジェクト 4 件を対象とした事前評価の結果を了承した。

原子力規制委員会は、第 61 回原子力規制委員会（平成 31 年 2 月 20 日）において、原子力規制庁が実施した安全研究プロジェクトの実施状況に関する年次評価の結果について、原子力規制庁より報告を受けた。

(4)研究系職員の研究環境整備の拡大・推進

研究系職員の研究環境整備のために、大学や JAEA 安全研究センター等といった外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大を進めている。また、広く利用される見込みのある各種試験設備を自ら整備し、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究を実施することをもって、研究職員のノウハウの蓄積を図り、研究体制の充実・強化を図るために新規に予算を要求した。加えて、論文、NRA 技術報告等の成果が出しやすくなるよう研究に専念させるためのバックオフィスの環境整備についても取り組んでいる。

(5)国際共同研究プロジェクト活動への参画等

原子力規制庁は、日本原子力研究開発機構（JAEA）安全研究センターと協力し国際共同研究プロジェクト等へ参画するとともに、高度な専門性を有する職員を育成するため、日本原子力研究開発機構安全研究センターとの相互の人材交流を実施している。

平成 30 年度は、17 件の OECD/NEA における国際共同研究プロジェクト、11 件の OECD/NEA CSNI 傘下のワーキンググループ及び上級専門家会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。

また、平成 30 年度の人材交流の実績として、原子力規制庁から 8 名の職員を日本原子力研究開発機構安全研究センターに派遣するとともに、日本原子力研究開発機構安全研究センターから 3 名の職員の原子力規制庁への派遣を受け入れている。併せて、共同研究による人材交流を促進するため、平成 29

年 4 月に策定した共同研究実施規程に基づき、平成 30 年度は、平成 29 年度に引き続き、日本原子力研究開発機構安全研究センターと 2 件の共同研究を継続中である。

2. 安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務への活用

原子力規制庁の研究部門では、安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制部へ情報提供（技術支援）を実施している。平成 30 年度においては、「基準地震動策定及び地震動評価に係る技術的知見の整備」や「運転期間延長認可申請の審査及び高経年化技術評価に係る保安規定変更認可申請の審査に係る支援」等、38 件の技術支援を実施している。

3. 国内外のトラブル情報の収集・分析及び規制への反映

原子力規制委員会においては、最新の科学的・技術的知見を取り込むべく、国内外の事故・トラブル情報等の収集・整理、スクリーニング、必要な事項の規制への反映を実施している。

(1) 国内外のトラブル情報に係る収集・分析

国内外の事故・トラブルに係る情報等を公開情報はもとより、国際機関や諸外国との連携を通じて収集し、平成 30 年度は 1 次スクリーニング（173 件）、2 次スクリーニング（3 件）を完了した。

(2) 収集・分析した情報の規制制度への反映等

原子力規制庁は、2 次スクリーニングを経て抽出された案件が規制対応を要するか否か等を検討する場として、平成 30 年度は技術情報検討会を 5 回（平成 30 年 4 月 16 日、6 月 20 日、9 月 12 日、11 月 21 日、平成 31 年 2 月 4 日）開催した。同検討会において平成 30 年度中に議論がとりまとまった事案については、いずれも規制対応を要しないものであることを確認した。また、平成 29 年度以前に規制対応を要すると判断された、蒸気ボイドによる余熱除去冷却系（RHR）ポンプの機能不全の可能性の件については、具体的な対応を検討するために被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換を平成 30 年度に 2 回実施し、被規制者による本件に係る対応計画などを聞き取りした。この意見交換を踏まえ、第 20 回原子力規制委員会（平成 30 年 7 月 18 日）において、被規制者が提示した計画どおり実行していることを今後、検査グループにおいて確認する等の対応方針について了承を得た。

このように、原子力規制庁は、国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリ

ーニング結果等については、規制に反映すべき事項については随時、それ以外のものについては外部の専門家で構成される炉安審・燃安審に報告（平成 30 年 7 月 3 日、11 月 1 日）し両審査会から助言を受けた後、原子力規制委員会へ報告（平成 30 年 5 月 23 日）している。原子力規制委員会での議論の結果、規制への反映が必要とされた場合には、そのための具体化作業を実施している。

(3) 審査経験を踏まえた規制基準等の見直し

原子力規制庁は、これまでに実施した新規規制基準の適合性審査から得られた審査官の気づきなどの経験を踏まえ、規制基準等を見直しするためのプロセスを「審査経験を踏まえた規制基準等の見直しの流れ」としてまとめ、第 10 回原子力規制委員会（平成 30 年 5 月 23 日）において報告するとともに、このプロセスを踏まえた、見直すべき規制基準の事項を抽出し、報告した。

また、上記事項のうち火災防護審査基準に係る事項について、第 47 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 12 日）において火災防護審査基準の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、第 59 回原子力規制委員会（平成 31 年 2 月 13 日）において決定・施行した。

第 3 節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

1. 人材の確保

(1) 実務経験者に関する人材の確保

民間等からの実務経験者の採用については、安全審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の業務を中心に、公募を行い、平成 30 年度は 15 人を採用した。

(2) 新規採用者に関する人材の確保

有為な人材を多数確保するため、原子力規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等採用活動を積極的に実施した。

また、新人職員については、引き続き、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施した。こうした取組により、将来の原子力規制行政を担う若手を令和元年度採用予定者として 29 名（総合職 6 名、一般職 16 名、研究職選考採用試験 7 名）確保した。

なお、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の採用試験「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）を行ったが、採用者は 0 人であった。

これらの結果として、平成 31 年 4 月 1 日時点における職員数は 988 人、定員充足率 93.6%となった。

表 5 平成 25 年度から平成 30 年度までの人材確保状況

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
実務経験者※1	32	57	52	44	34	15	234
新人職員※2	—	33	22	19	19	25	118
合計	32	90	74	63	53	40	352

※1 当該年度の 4 月 2 日から翌年度の 4 月 1 日までに採用した人数

※2 前年度の採用内定から当該年度の 4 月 1 日までに採用した人数



図 4-1 原子力規制委員会 2019 年採用案内

(3) 原子力規制人材育成事業に関する取組

将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 30 年度は平成 28 年度採択の 13 件に新規採択 5 件を加え、大学が実施機関となるもの等 18 件の案件を採択した。なお、京都大学複合原子力科学研究所が実施していた原子力規制人材育成事業 1 件については、平成 29 年度から 5 ヶ年の計画で、上記補助事業を行うこととしていたが、人員の配置を適切に行うことができなかったこと等により、平成 31 年 3 月 29 日に当該事業補助金の交付決定の取消しを行った。また、事業者の効率的な事業実施に資するための意見交換会を 12 月に実施した。

2. 研修体系の整備

(1)新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備

IRRS において明らかになった課題である検査官の研修の充実等や、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日委員会決定）等に的確に対応するため、平成 30 年度は、「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」、「放射線規制」の 5 分野からなる任用資格のうち基本資格を取得するための教育訓練課程を開始した。平成 30 年 4 月には 5 名選抜し、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を開始した。また、10 月からは別に 6 名を選抜し、業務をしながら研修を受講する「分散型コース」を開始した。

なお、5 分野の任用資格について、平成 30 年度には、53 人に対して資格の付与を行った。

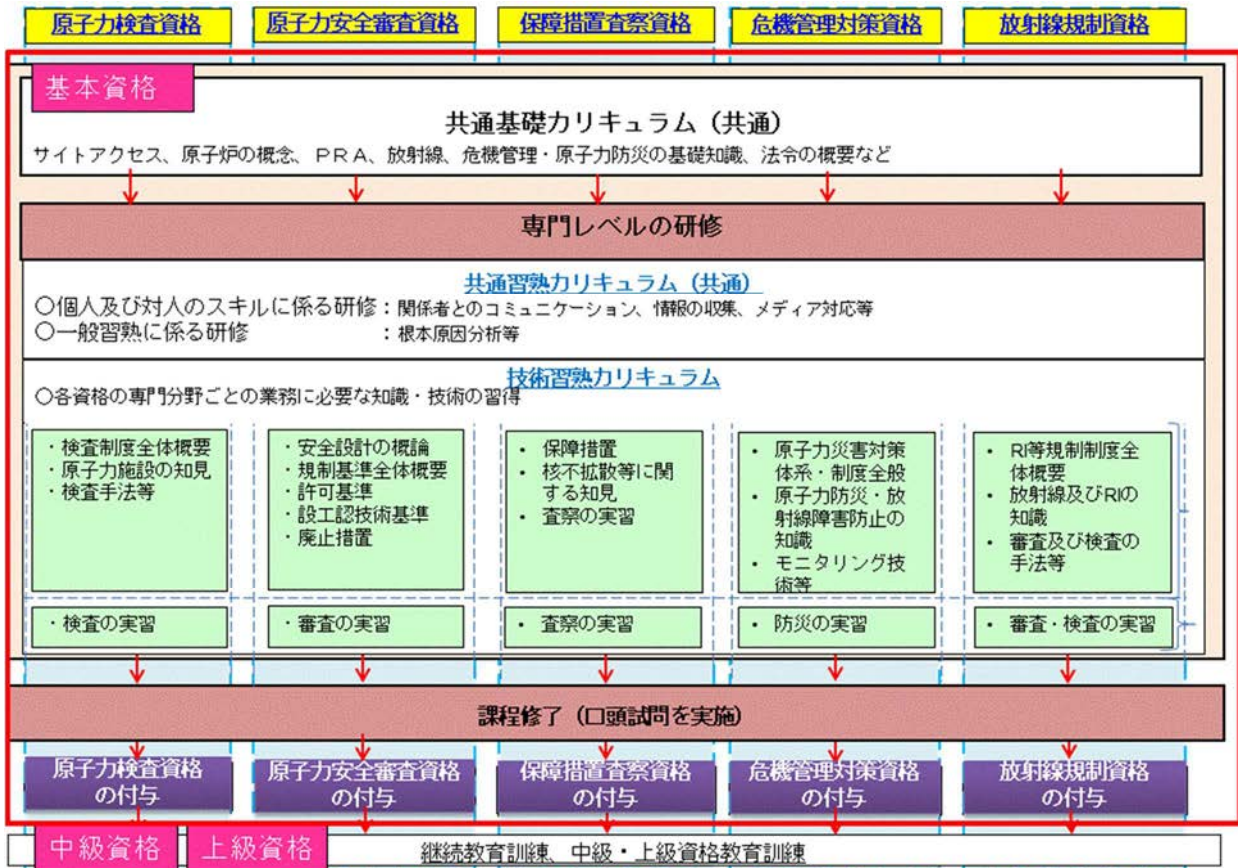


図 4-2 教育訓練課程のイメージ



図 4-3 研修の様子



図 4-4 検査官等育成のためのプラントシミュレータ

3. 力量管理

(1)力量管理の運用と研修内容の充実

上記 5 分野については、平成 29 年度からの任用資格制度の導入によって、職員の力量を管理する仕組みを構築した。同時に、任用資格（分野・レベル）とそれに紐付くポストをリンクさせ、職員の配置や処遇に反映させる仕組みを導入し、平成 30 年度から、この仕組みの運用を開始した。

また、教育訓練課程の開始に伴い、共通基礎カリキュラム、共通習熟カリキュラム、技術習熟カリキュラムを整備し、規制業務全般の基本的な知識を習得するための研修を充実させた。

4. 知識管理

(1)知識伝承・知識管理の推進

高度な知識等を計画的に伝承・共有していく知識管理活動については、全庁的に進められ、知識管理推進責任者による進捗確認が行われている。また、知識管理に関する E-ラーニングを職員に対して行い、原子力規制委員会における知識伝承・知識管理のさらなる推進を図った。

また、行政経験伝承の場として、法令改正、過去の重大事故等貴重でかつ行政上重要な経験・知見を若者へ伝承することを目的としたセミナー、異文化・異分野セミナー及び講習会を平成 30 年度は 21 回開催した。

第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

○ 第5章の総括

(核セキュリティ対策の強化)

平成26年度に受け入れたIAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるため、平成30年11月26日から約2週間にわたりIPPASフォローアップミッションを受け入れた。同ミッション最終日に提示された報告書案では、「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

個人の信頼性確認制度については、平成29年11月から実用発電用原子炉施設等で運用を開始した。また、平成31年3月には、試験研究用等原子炉施設及び使用施設等の未実施施設に対して個人の信頼性確認制度を導入するため、関係規則等を改正した。

サイバーセキュリティに関しては、平成30年10月に原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を決定し、事業者に提示した。平成30年度の核物質防護検査においては、個人の信頼性確認制度の運用状況やサイバーセキュリティ対策を含む防護措置等の確認を行った。

(保障措置の着実な実施)

IAEAが実施した平成29年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を得た。

通常査察が実施できない福島第一原子力発電所1～3号炉については、前年度までの追加的措置に加え、使用済燃料プールからの燃料取出しが予定されている3号炉のトレーラーエリアに新たに監視装置を設置するなどIAEAとの継続的な協議を通して、必要な措置を講じた。

IAEAの限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法について、IAEAと必要な検討・協議を実施した。また、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

国内保障措置制度の一翼を成す、指定情報処理及び保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。

第1節 核セキュリティ対策の強化

1. 核セキュリティ上の課題への対応

(1)IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応

平成 26 年度に受け入れた IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) ミッションで示された勧告事項や助言事項への対応状況等の確認を受けるため、平成 30 年 11 月 26 日から約 2 週間にわたり IPPAS フォローアップミッションを受け入れた。海外 6 か国及び IAEA の専門家計 7 名により構成されたミッションチームに対し、原子力規制庁等が核セキュリティに関する規制の体系、勧告事項及び助言事項への対応状況等について説明を行った。また、ミッションチームは、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所を訪問し、同施設の核セキュリティ対策の実施状況を確認した。同ミッション最終日には、ミッションチームより報告書案が提示され、「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

(2)職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施

原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成する活動については、「原子力規制委員会の組織理念」に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として平成 27 年 1 月 14 日に決定した「核セキュリティ文化に関する行動指針」を踏まえて、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度は原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、継続的に取り組んだ。

(3) 内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査

IAEA の核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告第 5 版 (INFCIRC/225/Rev.5) で要請されている個人の信頼性確認制度とは、原子力施設における内部脅威対策の 1 つであり、内部で働く従業員の経歴その他の個人に関する情報等に基づき確認を行い、その確認の結果により重要区域へのアクセス等を制限する措置である。

同勧告の内容を踏まえ、平成 28 年 9 月に原子力規制委員会規則を改正するとともに、法令上の義務の要件

の一部を定める告示及び運用ガイドを制定し、実用発電用原子炉施設等の一定の範囲の原子力施設について個人の信頼性確認制度を導入し、これらは核物質防護規定の変更許可を経て平成 29 年 11 月から運用を開始した。

平成 30 年度は、上記の原子力施設以外である試験研究用等原子炉施設及び使用施設等の未実施施設に対して個人の信頼性確認制度等を導入するため、平成 31 年 3 月に関係規則等を改正した。

(4) サイバーセキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティに関しては、平成 30 年 3 月に策定した「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」の内容に照らして、核物質防護検査を行うとともに、原子力施設における情報システムセキュリティに関する現状と課題について審議を行い、平成 30 年 10 月に原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威を決定し、当該脅威を事業者に提示した。また、原子力規制庁及び原子力事業者等におけるサイバーセキュリティ対策の一層の強化に向けた支援を行うため、平成 29 年 2 月に発足したサイバーセキュリティ対策チームは平成 30 年度には、核物質防護の訓練等において原子力事業者等に対し技術的助言や情報提供等の支援を行うことによりサイバーセキュリティ対策の一層の強化に貢献した。また、サイバーセキュリティに

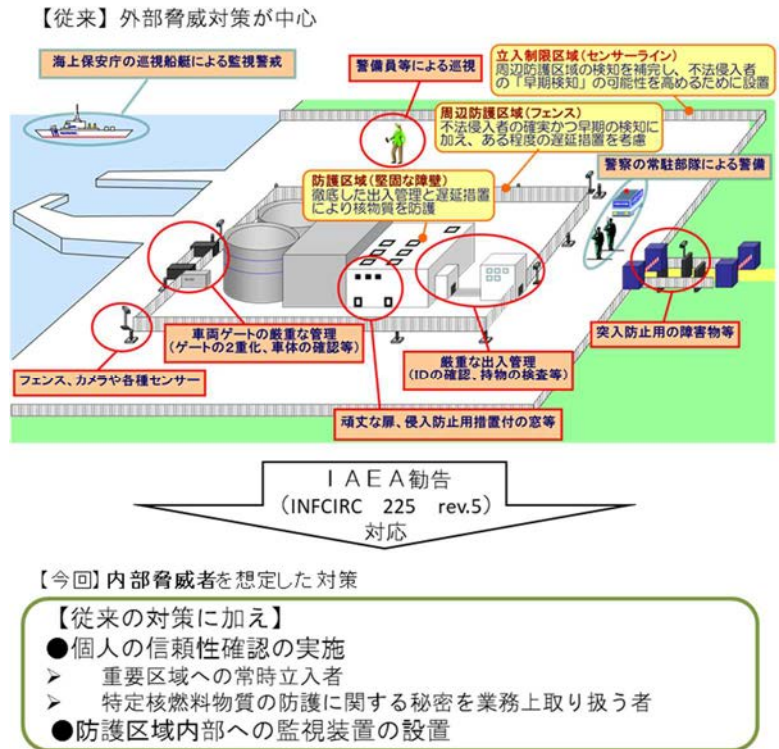


図 5-1 内部脅威対策強化の概要

係る最新情報の収集及び分析を日常的に行い、庁内のサイバーセキュリティ対策を支援した。

(5) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

原子炉等規制法に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則では、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印の措置を要求している。また、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則では、運搬が開始される前に運搬について責任を有する者を明らかにするとともに、関係者間で取決めを締結し、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度は、これらの関係規則等に基づき確認等を行ったほか、核セキュリティサミット後に設置された日米核セキュリティ作業グループに係る会議に職員を派遣するなど、米国や関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

2. 核物質防護検査等の実施

(1) 核物質防護検査等の厳格な実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査（以下「核物質防護検査」という。）を行っている。

平成 30 年度は、核物質防護規定の変更の認可を 91 件実施したほか、核物質防護検査を 56 件実施し、個人の信頼性確認制度の運用状況やサイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行った。

(2) 核物質防護訓練の充実に向けた取組

平成 30 年度は、核物質防護事案の発生を想定した侵入者の検知・遅延・対応に係る体制の確認に加えて、原子力施設の安全面への影響の把握や原子力規制庁と事業者の連携を訓練内容に取り入れることによって、核物質防護訓練の更なる充実強化を図った。

第2節 保障措置の着実な実施

1. 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、同条約に基づき IAEA との間で保障措置協定（日 IAEA 保障措置協定）⁴⁰及びその追加議定書を締結している。また、原子力の平和利用に関する協力のために二国間原子力

⁴⁰ 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と IAEA との間の協定

協定を締結し、これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に対し証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEAをはじめとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

(1) 日 IAEA 保障措置協定の履行

① 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日 IAEA 保障措置協定では、我が国が保有するすべての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資としての使用の許可（承認）の対象としている。平成 30 年度における国際規制物資使用許可（承認）件数は 30 件、変更の届出の件数は 321 件であった。また、我が国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（国際規制物資使用者等）に対し、計量管理規定を定めることを義務づけている。平成 30 年度における計量管理規定の認可（承認）件数は 31 件、変更認可（変更承認）は 172 件であった。

② 計量管理報告、施設設計等の情報提供及び追加議定書に基づく申告

核物質の計量は保障措置において、基本的で重要な手段であり、国際規制物資使用者等は原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく情報処理機関として指定した公益財団法人核物質管理センター（以下「核物質管理センター」という。）による処理を経て計量管理報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。平成 30 年度の計量管理報告の対象者数は 2087 者であり、各報告件数は、表 6 のとおりである。

原子力規制委員会は、上記のほか、保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 6 平成 30 年度の計量管理報告の件数

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	782 件
物質収支報告	392 件
実在庫明細表	4120 件
核燃料物質管理報告書	3490 件

③検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動のうち査察は、原子力規制委員会による連絡・調整を経て、国や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下、我が国の保障措置検査等と同時に実施されている。保障措置検査の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行っている。施設に関する設計情報の検認は、原子力規制委員会の立会いの下、原子力規制委員会が自ら行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく補完立入への立会いは原子力規制委員会と外務省が実施している。平成 30 年度の現場検認活動の実績は表 7 のとおりである。

表 7 平成 30 年度の現場検認活動の実績

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	15 人日	1680 人日	
設計情報検認	94 人日		
補完立入	22 人日	1 人日	21 人日

④保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催している。平成 30 年度中には、特定の施設群に特化した施設別作業部会を計 20 回開催し、所要の検討・調整を図った上で、作業部会の全体会合を平成 30 年 11 月 30 日に開催し、それまでの活動を総括した。また、これらの結果に基づき、IAEA 保障措置局担当事務次長の出席の下で、平成 31 年 3 月 26 日に IAEA と外務省が開催した日 IAEA 保障措置合同委員会で報告・討議を行った。

⑤保障措置機器の安全規制上の取扱い

日 IAEA 保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないように、当該機器の管理上の責任及び取扱いについて IAEA、事業者、関係部署等と緊密な連携を図るための調整を行った。

⑥IAEA による保障措置結論

平成 30 年 5 月 16 日に我が国における 2017 年の保障措置活動の実施結果について原子力規制委員会に報告し、その結果を IAEA による我が国の保障措置活動についての評価に資するため、IAEA に情報提供した。IAEA は保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られたすべての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、上記のような保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的原子力活動から転用されている兆候も認められず、未申告の核物質又は活動の兆候も認められないことから、すべての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論(拡大結論)を、平成 29 年についても受けた。これにより平成 15 年の実施結果以降、15 年間継続して拡大結論が導出されている⁴¹。

⁴¹ <https://www.nsr.go.jp/data/000230451.pdf>
<https://www.iaea.org/sites/default/files/18/06/statement-sir-2017.pdf>

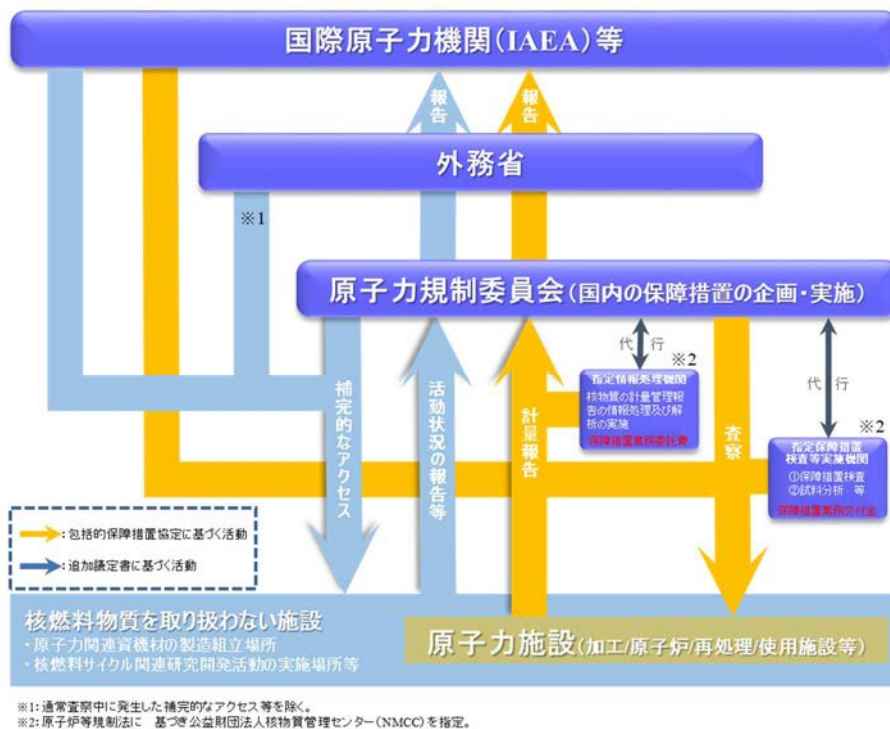


図5-2 保障措置実施体制

査察活動の様子



封印の例



監視装置の保守管理



図5-3 保障措置に関する活動の様子等

我が国の核燃料物質質量一覧
 主要な核燃料物質移動量(2017年)

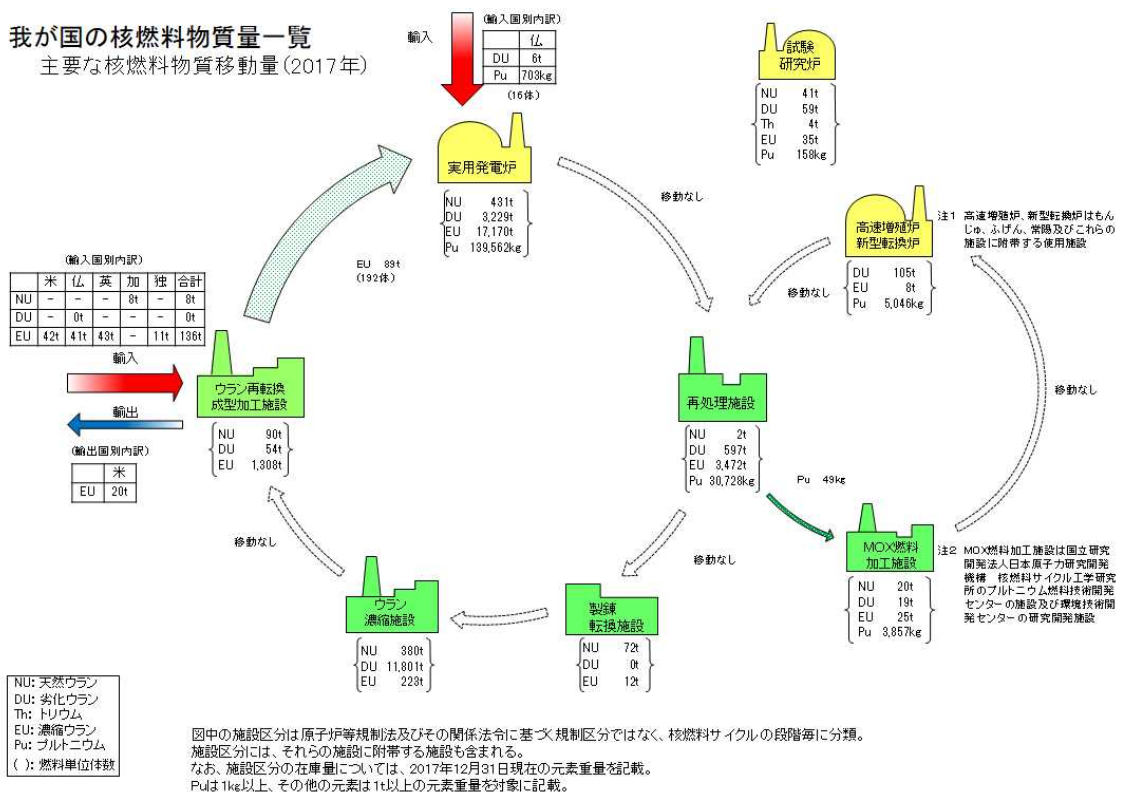


図5-4 我が国の核燃料物質質量一覧

(2) 二国間原子力協定の履行 (国際規制物資関連手続)

我が国は、14の国及び1つの国際機関との間で二国間原子力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果生産された核燃料物質等について、互いに平和的目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続きを行うことを約束している。これらの協定に基づき、平成30年度に原子力規制委員会は、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を14件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る確認を7件処理するとともに、核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を13件報告するなどの対応を行った。

2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の1~3号炉以外にあるすべての核物質については通常の現場検認活動が行われている。しかしながら、1~3号炉については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニターによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみに適用される特別な追加的検認活動を導

入し、1～3号炉においても未申告の核物質の移動がないことをIAEAが確認できる仕組みを構築している。平成30年度には、9月に3号炉のトレーラーエリアに燃料の持ち出しがないことを常時監視するカメラの設置を行った。また、共用プールに貯蔵していた使用済燃料を使用済燃料乾式キャスク仮保管設備へ移動するための輸送容器に装荷する際に、検認活動を実施した。

また、平成30年9月のIAEAとの福島タスクフォース会合において、1～3号炉の炉心内熔融燃料に適用する保障措置手法の技術的な検討を行うとともに平成30年6月及び平成31年2月の損傷炉心サブグループ会合において計量管理の技術的な検討を行った。

3. 新たな保障措置検査項目に係る検討

IAEAは、保障措置実施の経験と新規技術を活用しつつ、限られた資源の中で効率的・効果的な保障措置を維持するため、加盟国の原子力活動や技術能力等を考慮して国別に「国レベル保障措置手法」を策定することとしている。我が国に対しても同手法が策定されたことを受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法に付随する査察実施手順書について、IAEAとの保障措置協議に関する作業部会において引き続き検討・協議を進めた。

4. 我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成

(1) アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN⁴²）、国際保障措置シンポジウム等による情報発信

アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）の年次会合が平成30年11月1日から11月2日まで、オーストリア共和国ウィーンにおいて開催され、メンバーのうち13か国、オブザーバーのうち1機関、IAEA及びESARDA⁴³が参加した。アジア・太平洋地域における保障措置体制強化に資するため、原子力規制委員会は、査察官の資格要件及びトレーニングの経験について紹介した。

国際保障措置シンポジウムが平成30年11月5日から11月8日まで、オーストリア共和国ウィーンにおいて開催され、約90カ国の加盟国から、原子力部門の専門家を含めた700名を超える参加者が集まった。原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における保障措置の経験を踏まえた事故後の廃止措置段階の施設に対する保障措置のあり方及び加盟国とIAEAとの協力のあり方について発表した。

⁴² Asia-Pacific Safeguards Network

⁴³ European Safeguards Research and Development Association

また、原子力規制委員会ホームページに掲載されている英文による我が国の保障措置の取組の説明について、平成30年度にはこの内容を更新・拡充し、特に東京電力福島第一発電所における保障措置の最新の情報を充実させるなど、IAEAとの密接かつ継続的な協力を通して、我が国の保障措置活動を着実に実施していることを国際社会に直接発信した。

(2) IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

主要な IAEA 加盟国により IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援が行われている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS⁴⁴)」等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の強化に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行する IAEA ネットワーク分析所への参画、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行った。令和元年度は、24 件の案件が進行中である。また、イラン原子力庁保障措置担当部局向け保障措置トレーニングにおいて我が国の知見の提供を行った。

5. 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理及び保障措置検査等実施機関（以下「指定機関」という。）として、その業務を適確に遂行することが求められている。原子力規制委員会は、指定機関の業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的を実施している。

⁴⁴ Japan Support Programme for Agency Safeguards

第6章 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

○ 第6章の総括

(放射線防護対策の充実)

平成30年度において、放射線審議会は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を取りまとめた。

平成30年7月25日、原子力災害対策指針を改正し、原子力災害対策の目標に係る記述について国際的な考え方との整合を図るとともに、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定することとした。また、平成30年10月、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて、原子力規制委員会の見解を取りまとめた。さらに、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正に向けて、安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合を3回開催し、検討を行った。

安全研究事業では、平成29年度に開始した「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施した。得られた成果の一部が放射線審議会総会に報告され、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討等に貢献した。

放射線モニタリングについては、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図っている。

(危機管理体制の充実・強化)

原子力規制庁は、緊急時対応を円滑に実施するため、平成30年10月1日に緊急時対応を実施する職員を指名し、平時及び緊急時の職務を明らかにすることで各職員の業務として明確に位置づけた。また、原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、平成30年7月20日に「原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル」を改正したほか、危機管理対応に関するマニュアル等の整備、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善、通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。このほか原子力事業者の緊急時対応能力の強化のため、核燃料施設等における訓練について評価指標の本運用を開始するなど、原子力事業者防災訓練及び評価の充実を図った。原子力施設において事故・トラブルが発生した際には、情報発信等の初動対応に万全を期すとともに、初動対応後には、関係課室間において連携し、事故・トラブルの原因究明、再発防止対策等まで一貫して対応した。

第1節 放射線防護対策の充実

1. 放射線審議会の調査審議

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取り入れを図ることを任務とする放射線審議会が設置されている。

平成30年度においては、総会を4回開催して以下の課題について審議し、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を取りまとめた。

- ・東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップ

- ・ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの進め方

また、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（平成30年3月意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況のフォローアップを行った（平成30年9月28日第142回放射線審議会）。

2. 原子力災害対策指針の継続的改善

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。同指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成30年7月25日には原子力災害対策の目標に係る記述を国際的な考え方と整合を図るとともに、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を加える等の改正を行った。

また、平成30年10月には原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて、原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

原子力災害時の医療体制の整備については、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる原子力災害医療の実施体制の整備促進に向け、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の計5施設と原子力規制庁が緊密に連携を図り、全国及び地域原子力災害医療連携推進協議会などを通じて原子力災害医療ネットワークの構築を進めるとともに、施設設備の整備を支援するために新規に予算要求を行い、教育・研修環境の整

備・充実を図った。

また、「原子力災害拠点病院等の施設要件」については、原子力規制委員会委員による指定施設の現状確認及び関係者との意見交換、各支援センター事務局長会議等を踏まえ、課題抽出を行い、平成30年7月に改正した。令和元年度の業務開始に向けて、各支援センターが新たな施設要件に合致しているか確認し、「基幹高度被ばく医療支援センター」については新たに量子科学技術研究開発機構を指定した。

さらに、原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示したガイドラインである「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について、第42回原子力規制委員会（平成30年11月21日）において検討チームを設け、検討を開始することが了承された。平成30年度には3回の同検討チーム会合を開催し、検討を行った。

「原子力災害拠点病院の施設要件」の見直し

- ① 両支援センターの役割の明確化
- ② 高度被ばく医療支援センターの機能強化（基幹高度被ばく医療支援センターの指定）
- ③ 研修の体系化

以下の赤字箇所が変更点

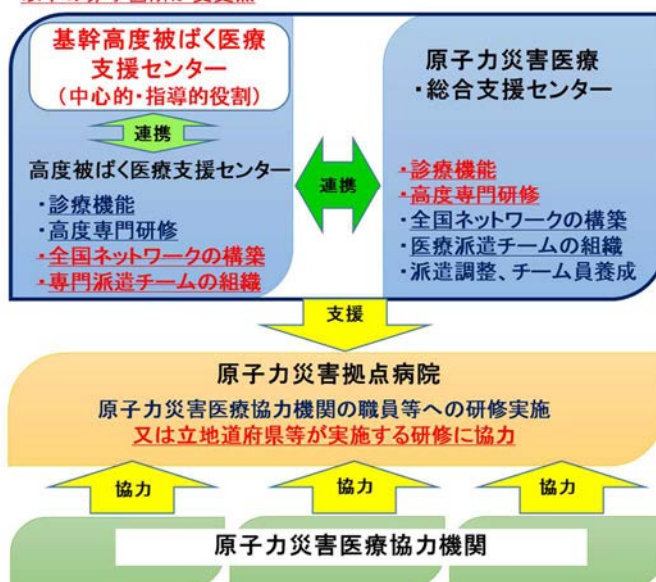


図6-1

「原子力災害拠点病院の施設要件」の見直しについて

3. 放射線防護に関わる安全研究の推進

平成29年度より、放射線源規制・放射線防護による安全確保のための調査・研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始している。

本事業は「放射線安全規制研究推進事業」と「放射線防護研究ネットワーク形成推進事業」で構成され、平成30年度の「放射線安全規制研究推進事業」については、原子力規制委員会が設定した「科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究」及び「原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための調査研究」の2つの重点テーマに基づき公募を行い、重点テーマに関する4件を含む5件の研究プロジェクトを新規採択

した。また、12件のプロジェクトを継続実施した。

上記の課題の選定及び進捗管理に当たっては、外部有識者を含む研究推進委員会を開催し、確認を行った。また、平成31年2月に研究評価委員会を開催し、平成30年度事業の成果について外部有識者による評価を行った。

本事業の成果については、平成29年度の重点テーマ（水晶体の等価線量限度の国内規制取入れ・運用のための研究）として採択されたプロジェクトに関して、関係省庁の法令等改正の検討に資するものとして平成31年3月15日の第144回放射線審議会において報告された。さらに、放射線業務従事者に対する健康診断実施のあり方に関する検討プロジェクトの成果の一部についても同総会に報告され、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討に貢献した。

さらに、令和元年度の重点テーマとして「放射性物質による多数の汚染・傷病者の初期対応に係る技術的課題の検討」、「RI・放射線利用の実態を踏まえた安全管理の合理化・体系化」及び「放射線規制関係法令の共通課題の解決に資する調査研究」の3つを設定し、公募及び採択を行うなど、令和元年度事業の準備を進めた。

4. 放射線モニタリングの充実

(1) 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や、一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしている。この方針に基づき、原子力規制委員会では、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため、上席放射線防災専門官の現地への常駐化をはじめとした、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備、測定体制の更なる充実強化を図ってきた。

また、平成30年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

平成30年北海道胆振東部地震による停電等により、原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合が発生したことを踏まえ、道府県が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合等の代替設置用モニタリングポストの保有状況等の点検を行った。課題が判明したモニタリングポストについては、非常用発電機や可搬型モニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等による、

災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方を、2020年度までを目途に実施することとした（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」）。

(2)原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化

モニタリングに係る局舎老朽化対応のため、横須賀については、1局舎の更新工事を完工し、さらに2局舎の設計を完了、うち1局舎については工事に着工した。佐世保については、1局舎の更新工事に着工した。

(3)訓練等を通じた緊急時対応能力の強化

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、平成30年度は「モニタリング実務研修」を25回、「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を10回実施した。

(4)全国の中環境中の放射線等の測定

① 環境放射能水準調査（昭和32年度から実施）

昨年度に引き続き、全国47都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。平成29年度までの測定結果についても、順次データベース化し公表した。さらに、全国297箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表した。

② 海洋環境放射能総合評価（昭和58年度から実施）

昨年度に引き続き、原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国の中環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を引き続き行った。平成29年度に実施した結果については、データベース化し原子力規制委員会ホームページに公表した。

③ 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和49年度から交付金を交付）

昨年度に引き続き、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し公表した。

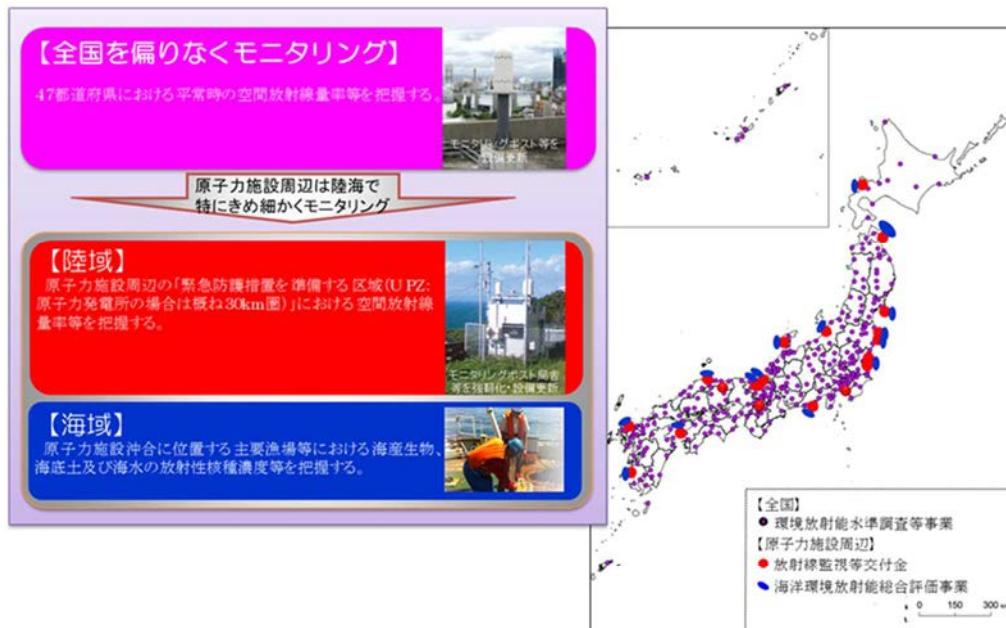
④ 国外の原子力事象による影響の監視

原子力規制委員会においては、国外において原子力関係事象が発生した場合の我が国への放射性物質の影響について、空間放射線量率の状況をより一層きめ細かく把握できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを平成 30 年 2 月より運用開始しており、平成 30 年度も引き続き、原子力規制委員会ホームページでその測定値を公表した。

⑤ 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度から実施）

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における放射能分析に係る技術向上のため、「環境放射能分析研修」を実施した。（平成 30 年度 29 回開催）

平常時からの原子力施設に係る放射線モニタリング等について



○空間放射線量測定に係る流れ



図 6-2 平常時からの原子力施設に係る放射線モニタリング等について

(5) 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

昨年度に引き続き、原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する 3 港の横須賀港、佐世保港、金武中城(きんなかぐすく)港において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子

力規制委員会ホームページで毎日公表を行うとともに、平成 29 年度に実施した結果についてはデータベース化し公表した。

(6) モニタリングの技術的事項の検討

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム（以下「モニタリング技術検討チーム」という。）」を平成 30 年 9 月、平成 31 年 1 月及び 3 月に開催し、原子力災害対策指針補足参考資料、放射能測定法シリーズ及びモニタリングの品質保証について検討を行った。

原子力災害対策指針補足参考資料については、旧原子力安全委員会が取りまとめた「環境放射線モニタリング指針」について、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験や最新の知見を踏まえた見直しの検討を行い、平成 30 年 4 月に「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を新たに策定した。また、「環境放射線モニタリング指針」の解説の章のうち緊急時に係るものについても、モニタリング技術検討チームにおいて見直しに係る検討を行った。

放射能測定法シリーズについては、No.24「緊急時における γ 線スペクトロメトリーのための試料前処理法」の改訂案の検討を行い、原子力規制庁は、モニタリング技術検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成 31 年 3 月に改訂した。また、No.7「ゲルマニウム半導体検出器による γ 線スペクトロメトリー」の改訂の方向性について検討を行った。

モニタリングの品質保証については、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が個人線量測定サービスの設定プログラムについて開発を終え、平成 30 年 7 月から測定サービス事業者の認定申請の受付を開始し、事業者 3 社から認定申請があった。モニタリング技術検討チームにおいて、JAB からその開設状況に係る報告を受けた。

5. 特定復興再生拠点区域における放射線防護対策（原子力規制委員会の関与・貢献）

平成 30 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 30 年 8 月 22 日）において、内閣府原子力被災者生活支援チームから特定復興再生拠点区域における放射線防護対策に対する評価・コメント依頼があり、了承された。これを受けて第 44 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 28 日）において放射線防護対策に関する骨子案が、第 47 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 12 日）において案が提示され、原子力規制庁が担当する内容について了承されるとともに、対策全体についても平成 25 年 11 月 20 日に原子力規制委員会が取りまとめ

た「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」に沿ったものとして確認された。これを踏まえ、原子力規制庁は平成 31 年 3 月 29 日に双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の特定復興再生拠点区域における詳細モニタリングの結果を内閣府原子力被災者生活支援チームに提供した。

なお、本対策を含む「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」が第 47 回原子力災害対策本部会議（平成 30 年 12 月 21 日）において、決定されている。

6. 国際会議への参加

放射線の防護や原子力災害対策に関する考え方は、最新の調査・研究結果を踏まえて、ICRP や IAEA 等の国際的な場で議論され、各国はその成果を法令に反映させる枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの放射線防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、日本の意見を議論に反映させるため、原子力規制委員会は、下記の IAEA 等の会合に参加した。

表 8 IAEA 等の会合への参加

会議名称	日程	主な議題
IAEA 放射線安全基準委員会 (RASSC) 会合	平成 30 年 6 月 6 日～8 日 (第 44 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全指針「加速器による放射性同位元素製造施設の放射線安全」 ・安全指針「検層における放射線防護と安全」 ・安全指針「放射線応用計測器の放射線防護と安全」
	平成 30 年 11 月 21 日～23 日 (第 45 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全指針「ウラン製造及び他の活動からの自然起源の放射性物質を含む残渣の管理」 ・UNSCEAR2012 年報告書を踏まえた安全原則 (SF-1) 及び関連安全基準のレビュー
IAEA 緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPRReSC) 会合	平成 30 年 6 月 12 日～14 日 (第 6 回)	・安全指針「放射性物質輸送中の緊急事態のための準備及び対応」
	平成 30 年 10 月 30 日～11 月 1 日 (第 7 回)	・安全指針「原子力又は放射線緊急事態に対する準備と対応における公衆とのコミュニケーション」

		ンに係る取組み」 ・UNSCEAR2012年報告書を踏 まえた安全原則(SF-1)及び関連 安全基準のレビュー
--	--	--

第2節 危機管理体制の充実・強化

1. 原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化

(1) 平時における危機管理体制の明確化・体系化

原子力規制庁は、原子力災害対策マニュアル等に基づく緊急時対応業務を円滑に実施できるようにするため、平成30年10月1日に「緊急時対応業務に従事する職員の指名等に関する規程」を新たに制定し、緊急時対応を実施する職員を指名することにより、緊急時に対応する職員の平時及び緊急時の職務を明らかにし、各職員の業務として明確に位置づけた。また、緊急時に対応する職員を対象に、緊急時対応業務に関する業績目標の設定（業務全体の5%以上（概ね月1回以上）の訓練・研修に参加など）及び評価を実施し、次期業績目標を新たに設定することにより、能力向上のためのPDCAサイクルを回す仕組みを導入した。

(2) 危機管理対応に関するマニュアルの整備

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、平成30年8月25、26日に、大飯発電所及び高浜発電所を対象として実施された平成30年度原子力総合防災訓練に参加し、得られた課題・教訓等を踏まえて原子力災害対策初動対応マニュアルへの反映・修正を検討するとともに、原子力災害対策マニュアルの改訂に協力し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための制度整備に努めた。

また、原子力規制委員会では、いわゆる原子力災害のみならず、大規模自然災害も含めた様々な事象に対応できるよう危機管理対応に関するマニュアルを整備しており、平成30年度においては原子力艦による原子力災害への対応体制について検討を行い、平成30年7月20日に「原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル」を改正した。さらに、災害対策基本法に基づく防災基本計画の修正に協力するとともに、関係省庁が主催する各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。

このほか、首都直下地震や新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画の実効性を高めるべく参集訓練や本部設置訓練を通じ、資機材や計画の見直し又はその検討を行った。

さらに、原子力規制庁は、大規模自然災害等の発生に伴い、平成 30 年度は計 4 回にわたり情報収集連絡体制を強化し対応要員を参集させるとともに、原子力施設等の異常の有無について迅速に確認を行い、情報発信を行った。また、緊急事態に対する政府の初動対処体制として参集する緊急参集チームの協議においても原子力施設への影響を報告しており、平成 30 年度は、自然災害の発生を受け、計 4 回にわたり対応した。

(3) 防災訓練における機能強化の充実

原子力規制委員会では、緊急時対応能力向上のため、原子力総合防災訓練等を通じて得られた教訓を基に意思決定に係る課題の抽出を行った。抽出された課題を踏まえ、原子力規制委員や原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練等を実施している。平成 30 年度は、オフサイト及びオンサイトの対応に関する内容を含む、計 7 回の机上訓練を実施した。

また、平成 29 年度に引き続き、原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）プラント班と原子力施設事態即応センターの間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上を図った。さらに、平成 29 年度から、ERC プラント班以外の各機能班等も原子力事業者防災訓練と連携して訓練を実施しているほか、平成 30 年度から新たに原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練も実施し、各種訓練を通じて各機能班の担当職員的能力向上や課題の抽出・改善等を行った。

2. 原子力事業者防災の強化

(1) 原子力事業者防災訓練に関する評価の充実

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成 25 年度から原子力事業者防災訓練報告会（以下「報告会」という。）を開催し、当該訓練の評価を行っている。

報告会は平成 30 年 7 月 25 日に開催し、実用発電用原子炉施設については、発電所ごとに実施された原子力事業者防災訓練に対する評価結果について報告した。評価指標のうち、「即応センターと ERC プラント班との情報共有」については、一層の改善が必要であると評価された発電所もあるものの、その他の指標についてはおおむね良好であると評価した。

特に、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所については、「即応センターと ERC プラント班との情報共有」が C 評価であったことを受け、東京電力ホールディングス株式会社に対して、社内訓練計画を再検討

し改善計画を提出するよう指導を行った。改善状況については、原子力規制委員会と連携した要素訓練及び平成30年10月2日の原子力事業者防災訓練を通じて厳格に確認した。

また、核燃料施設等については、実用発電用原子炉施設と同様の評価を試行的に実施し、試行結果を基に核燃料施設等の評価指標を策定し、平成30年度の原子力事業者防災訓練から本運用を行うこととした。

さらに、平成29年度から報告会の下に設置した訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練及び現場の対応力向上のための訓練を実施している。平成29年度に試行的に実施した訓練結果を踏まえ、平成30年度の訓練実施方針を検討し、これに基づく訓練シナリオの作成、訓練の実施、評価を行った。現時点までに、3原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、2原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。

○実用発電用原子炉における平成30年度原子力事業者防災訓練の実績

○実用発電用原子炉における平成30年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所		区分	No.	指標
1	平成30年9月11日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
2	平成30年10月2日	東京電力ホールディングス(株)	柏崎刈羽原子力発電所		2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②事故収束対応戦略、 ③戦略の進捗状況
3	平成30年10月23日	九州電力(株)	川内原子力発電所		3	情報共有のためのツール等の活用 ①通信機器の操作(即応センターとERCプラント班を接続する通信機器の操作)、②プラント情報表示システムの使用(ERSS又はSPDS等を使用した訓練の実施)、③リエゾン活動
4	平成30年10月30日	東北電力(株)	女川原子力発電所		4	確実な通報・連絡の実施 ①FAX等の通報が15分以内、②通報文の正確性、③EAL判断根拠の説明、④10条確認会議等の対応、⑤第25条報告
5	平成30年11月6日	中国電力(株)	島根原子力発電所	原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
6	平成30年11月20日	北海道電力(株)	泊発電所		6	シナリオの多様化・難度
7	平成30年12月4日	東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所		7	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③他原子力事業者広報担当等の社外プレーヤーの参加、④模擬記者会見の実施、⑤情報発信ツールを使った外部への情報発信
8	平成30年12月6日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所		8	後方支援活動 ①事業者間の支援活動、②後方支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動
9	平成30年12月11日	関西電力(株)	大飯発電所、高浜発電所		9	訓練への視察など ①他事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ
10	平成30年12月18日	九州電力(株)	玄海原子力発電所		10	訓練結果の自己評価・分析 ①課題、問題点の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策
11	平成30年12月25日	日本原子力発電(株)	敦賀発電所			
12	平成31年2月5日	東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所			
13	平成31年2月18日	関西電力(株)	美浜発電所			
14	平成31年2月25日	四国電力(株)	伊方発電所			
15	平成31年3月8日	東北電力(株)	東通原子力発電所			
16	平成31年3月12日	日本原子力発電(株)	東海発電所、東海第二発電所			
17	平成31年3月20日	北陸電力(株)	志賀原子力発電所			

図6-3 平成30年度原子力事業者防災訓練の実績等(実用発電用原子炉)

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社)における平成30年度原子力事業者防災訓練の実績

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社)における平成30年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所	区分	No.	指標
1	平成30年9月25日	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
2	平成30年10月16日	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所		2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況
3	平成30年10月26日	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 濃縮事業部		3	確実な通報・連絡の実施 ①FAX等の通報が15分以内、②通報文の正確性、③EAL判断根拠の説明、④10条確認会議等の対応、⑤第25条報告
4	平成30年11月8日	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所 埋設事業部		4	通信機器の操作(即応センター又は緊急時対策所(即応センターがない場合)とERCプラント班を接続する通信機器の操作)
5	平成30年11月22日	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター		5	プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)
6	平成31年1月15日	日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター		6	中期計画の策定
7	平成31年1月29日	日本原燃(株) 再処理事業所		7	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画の策定
8	平成31年2月19日	日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		8	シナリオ非提示型訓練の実施状況
9	平成31年3月5日	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		9	シナリオの多様化・難度
原子力事業者防災訓練の改善への取組			10	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信	
			11	後方支援活動 ①事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動	
			12	訓練への視察など ①他事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ	
			13	訓練課題の自己評価・分析 ①課題、問題点の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策	
			14	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)	
原子力事業者防災訓練の実績			15	緊急時対応要員の訓練参加率(即応センター)	

図6-4 平成30年度原子力事業者防災訓練の実績等(核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社))

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く)における平成30年度原子力事業者防災訓練の実績

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く)における平成30年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所	区分	No.	指標
1	平成30年10月5日	(国)京都大学 複合原子力科学研究所	情報共有・通報	1	緊急時対策所とERCプラント班との情報共有
2	平成30年10月12日	ニュークリア・デベロップメント(株)		2	確実な通報・連絡の実施 ①FAX等の通報が15分以内、②通報文の正確性、③EAL判断根拠の説明、④第25条報告
3	平成30年11月16日	(国)東京大学 大学院工学研究科 原子力専攻		3	通信機器の操作(緊急時対策所とERCプラント班を接続する通信機器の操作)
4	平成30年12月7日	日本核燃料開発(株)	原子力事業者防災訓練の改善への取組	4	中期計画の策定
5	平成30年12月14日	(株)東芝 原子力技術研究所		5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画の策定
6	平成31年1月18日	(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター		6	シナリオ非提示型訓練の実施状況
7	平成31年1月25日	原子燃料工業(株) 熊取事業所		7	シナリオの多様化・難度
8	平成31年2月1日	三菱原子燃料(株)		8	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加(他原子力事業広報担当等を含む)、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信
9	平成31年2月8日	(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター		9	後方支援活動 ①事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策支援拠点との連動
10	平成31年2月15日	原子燃料工業(株) 東海事業所		10	訓練への視察など ①他事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ、④ERCへの訓練視察
11	平成31年2月22日	(株)グローバル・ニュークリア・フュエルジャパン		11	訓練課題の自己評価・分析 ①課題、問題点の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策
12	平成31年3月18日	(学)近畿大学		12	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)

※ 原子力規制庁からは各訓練において、規制庁ERCにおけるプラント班要員、事業者即応センターにおける規制庁ERCからの派遣要員、緊急時対策所への派遣要員として規制庁職員が参加し、一部要員が事業者訓練の状況の評価している。
(女川、泊、大飯・高浜の訓練においては、規制庁ERCプラント班要員に加え、他の機能班要員も参加。)

図6-5 平成30年度原子力事業者防災訓練の実績等(核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く))

(2)原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

原子力規制委員会は、防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしており、平成30年度においては、実効的な連携構築のため会議の在り方の検討を行った。原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部（必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部）、消防、管区海上保安本部（必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部）、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしており、平成30年度は合計10回開催し関係機関の連携強化を図った。

3. 通信ネットワーク設備・システムの強化

平成30年度末に統合原子力防災ネットワークシステムの賃借の期限を迎えることから賃借延長および令和元年度の完成に向けてシステム更新を開始した。その際に利用者からの意見も踏まえ、TV会議操作卓追加等の利便性向上も図った。そのほか緊急時対策支援システムにおいては、令和元年度に予定しているシステム更新に向けて、新規制基準適応炉を重点対象として機能強化を図る次期システムの要件定義を行い、調達手続きを開始した。また、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」においては、マスターデータの整備及び各システム間の統一的な情報連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年度に予定している次期システムの整備・運用に向けて、システムの要件定義を行い、調達手続きを開始した。

資料編

第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章関係）

1. 原子力規制委員会の構成

	平成24年9月19日 ～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日 ～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日 ～ 平成29年9月21日	平成29年9月22日 ～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一	更田 豊志
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志	田中 知
委員（委員長代理第二位）	更田 豊志	田中 知	田中 知	山中 伸介
委員（委員長代理第三位）	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明	伴 信彦
委員（委員長代理第四位）	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦	石渡 明

（平成31年3月31日現在）

2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

- 平成24年9月19日：原子力規制委員会発足
- 平成26年3月1日：（独）原子力安全基盤機構（JNES）の廃止・統合
- 平成26年10月14日：内閣府に政策統括官（原子力防災担当）を設置
内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化。

3. 原子力規制委員会の予算（平成30年度補正後）の内訳

	項	平成30年度予算額 （補正後）（百万円）
一般会計	原子力規制委員会共通費	4,225
	原子力安全確保費	4,609
	放射能調査研究費	1,500
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	428
	原子力安全規制対策費	21,719
	事務取扱費	22,966
	諸支出金	0.27
	予備費	100
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,262
合計		58,809

4. 原子力規制委員会の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。

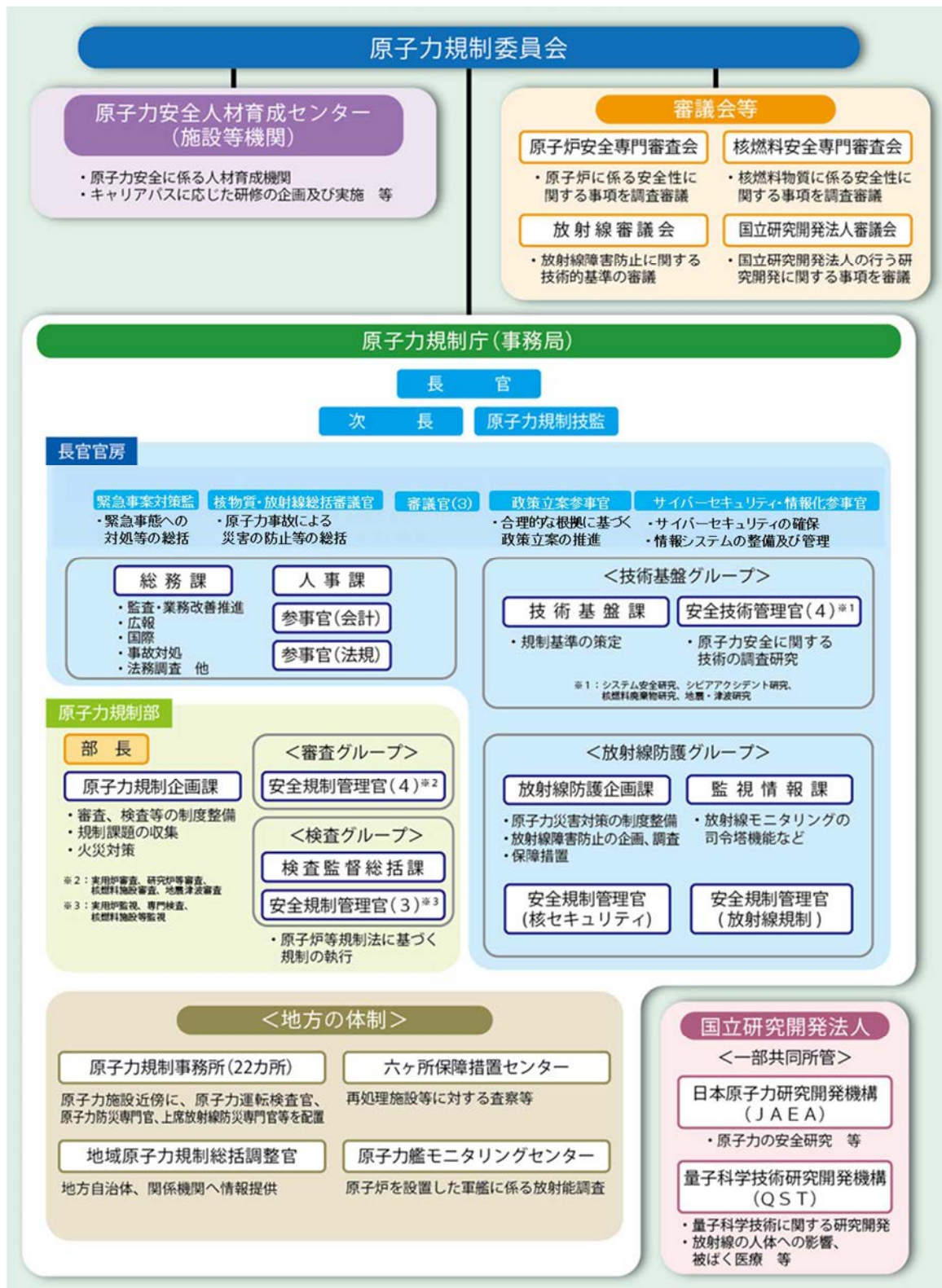


図 i 原子力規制委員会の組織（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）

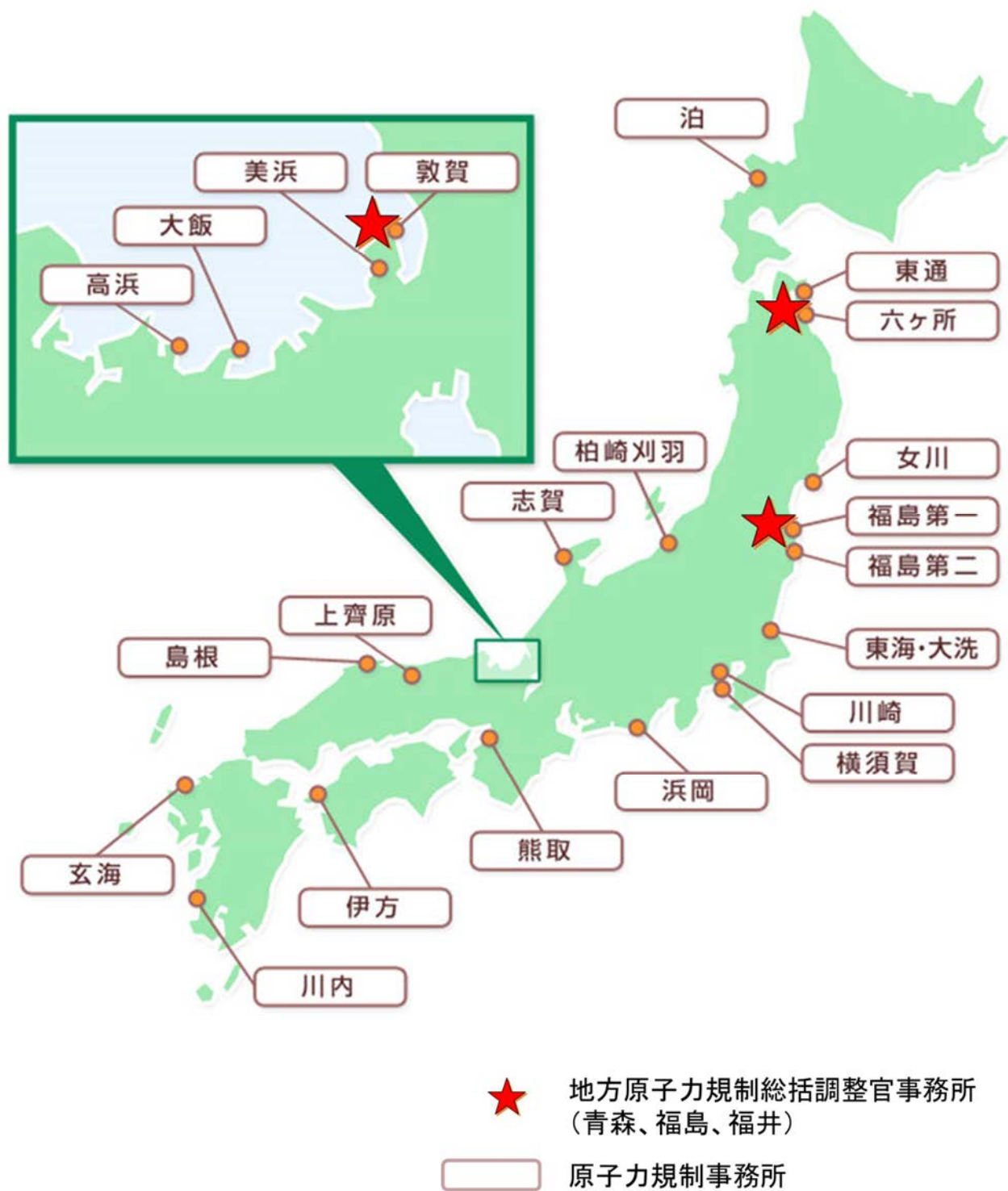


図 ii 地方原子力規制総括調整官事務所及び原子力規制事務所

5. 原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。
原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。
また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

行動指針

1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

7. 原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

8. 原子力規制委員会の開催実績

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

回	月日	審議等事項
1	4.4	<ul style="list-style-type: none"> 再処理事業における改善の取組み状況について等 被規制者と規制当局との担当者レベルでの技術的意見交換について 「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の策定について 放射線安全規制研究戦略的推進事業の進捗状況について
2	4.11	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度核物質防護検査結果及び平成30年度重点検査項目並びに平成29年度核燃料物質輸送における防護措置の確認の結果について 包括的判断基準（GC）及び運用上の介入レベル（OIL）について 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について 核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について 平成29年度原子力規制委員会年次報告の作成方針について 平成29年度第3四半期の専決処理報告及び第1四半期の専決処理報告の訂正について
3	4.18	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性について 気象庁が示す竜巻の評価手法の変更に伴う竜巻影響評価の対応について
4 ※1	4.23	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考等について
5	4.25	<ul style="list-style-type: none"> 浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋内における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定に係る中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応について（案） ウラン加工施設に対する規制の進め方について 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた検討について Sクラス施設を有しない低出力炉に対する経過措置のNSRRへの適用について 平成29年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について 日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について（案） 国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について
6 ※2	5.7	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査結果の取りまとめについて
7	5.9	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素の所在不明事案に関する法令報告の運用について（案） 今後の研究評価の進め方について 国際原子力機関（IAEA）国際原子力安全グループ（INSAG）会合の結果概要について
8	5.9	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換（安全の目標と新規規制基準に係る指示への回答）
9	5.16	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所における配管支持間隔の設定方法について 中深度処分等に係る規制基準等の策定について－廃炉等廃棄物検討チームの検討を踏まえたALARAの適用に関する検討－ 今後の研究評価の進め方について 平成29年度第4四半期の保安検査の実施状況等について 我が国における2017年の保障措置活動の実施結果について 原子力施設安全情報報告制度運用要領等の改正について
10	5.23	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食を踏まえた原子力事業者の点検調査結果について 事故・トラブル事象への対応の進め方について 技術情報検討会の最近の運営状況等について

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力規制者会議（INRA）等の結果概要について
11	5.30	<ul style="list-style-type: none"> ・四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案） ・平成 29 年度原子力規制委員会年次報告について（案） ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命について（案） ・中深度処分等に係る規制基準等の策定について ALARA の適用における線量評価の位置付け ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正（案）及びそれらの意見募集について－原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵－ ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等に対する意見募集の実施について－型式証明及び型式指定の対象となる特定機器への乾式キャスクの追加－ ・平成 29 年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査結果について
12	5.30	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と東京電力 HD 株式会社経営層による意見交換
13	6.6	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針等の改正案及びそれに伴う意見募集の実施について ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案及びそれらの意見募集の実施について－放射線管理等報告に関する関係規定の見直し－ ・審査の透明性向上に向けた対応策について ・原子力規制委員会における民間規格の活用に関する見直しについて（案） ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第 6 回検討会合の結果概要について
14	6.13	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止措置計画の認可について（案） ・地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能に関する審査について
15	6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・浜岡原子力発電所 5 号機非常用ディーゼル発電機（B）排気管伸縮継手破損による排気漏えいに伴う運転上の制限からの逸脱に対する対応方針について ・検査制度の見直しに関する検討・準備の進捗状況について ・平成 29 年度登録認証機関等に対する立入検査結果について ・国際原子力機関（IAEA）による「2017 年版保障措置声明」の公表について
16 ※3	6.25	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について
17	6.27	<ul style="list-style-type: none"> ・四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置－ ・関西電力株式会社高浜発電所 4 号機で確認された蒸気発生器伝熱管の損傷に係る対応について ・日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可申請について ・平成 29 年度第 4 四半期における専決処理について
18	7.4	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案） ・東京電力ホールディングス株式会社による日本原子力発電株式会社に対する資金支援について（案） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査書案について（案）
19	7.11	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 30 年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について

		<ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案に対する意見募集の実施について ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の実施について ・原子力災害時の事前対策における参考レベルについて
20	7.18	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社大飯発電所発電用原子炉設置変更許可（1号炉及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）に関する原子力委員会及び経済産業大臣に対する意見聴取について（案） ・「蒸気ボイドによる RHR ポンプ機能喪失問題」への対応について ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」について（案） ・原子力災害時の事前対策における参考レベルについて（第2回）
21	7.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正について（案）及び原子力災害拠点病院等の施設要件の改正について ・原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則の制定について（案） ・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告について ・平成30年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会の概要について
22	8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評 ・廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案に対する意見募集の実施について ・中深度処分等に係る規制基準等の策定について－第二種廃棄物埋設に係る事業許可基準規則等の骨子案の事業者との意見交換の実施－ ・「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」について ・原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する規制要求の考え方について（追加検討） ・緊急時のプラント状況把握の強化について ・米国及びカナダ政府機関等との意見交換等の結果概要について
23	8.22	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次エネルギー基本計画」について ・特定復興再生拠点区域における放射線防護対策に関する協力依頼について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理事業変更許可について（案） ・燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損に係る対応状況について及び原子力施設における過去の事故・トラブルへの対応状況について ・平成30年度第1四半期の保安検査の実施状況等について ・安全研究の事後評価結果（案）について
24	8.29	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成29年度の業務の実績に関する評価について（案） ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構平成29年度の業務の実績に関する評価について（案） ・平成29年度実施施策に係る政策評価書及び平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表等について（案） ・原子力災害時の事前対策における参考レベルについて（第3回）
25	8.29	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と電源開発株式会社経営層による意見交換
26 ※4	8.31	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考について
27	9.5	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請書（JRR-3原子炉施設等

		<p>の変更)に関する審査書等について(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請書(放射性廃棄物の廃棄施設等の変更)に関する審査書等について(案) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた対応状況について 原子力規制委員会の2019年度概算要求及び機構・定員要求について
28 ※5	9.10	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムセキュリティに関する現状と課題について
29	9.12	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正並びに関係規則等の制定及び改正について(案) 原子力発電所における配管支持間隔の設定方法について(報告) 実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について 原子力発電所における火災感知器の設置要件について 近接の原子力施設からの影響に係る審査について 原子力災害時の事前対策における参考レベルについて(第4回) 第6回日仏規制当局間会合の結果報告
30 ※6	9.13	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者の口答試験の実施について
31	9.19	<ul style="list-style-type: none"> 関西電力株式会社大飯発電所発電用原子炉設置変更許可について(案) - 1号炉及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更 - 東芝臨界実験装置及び東芝教育訓練用原子炉の設置者である東芝が東芝エネルギーシステムズとの吸収分割を行い、これらの施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可申請書に関する審査結果等について(案) 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命について(案) 関西電力株式会社高浜発電所3号機で確認された蒸気発生器伝熱管の損傷に対する対応方針について 柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機(B)の異常に対する対応方針について 試験研究用等原子炉施設及び使用施設等に係る廃止措置計画の認可基準(使用済燃料等の取出し)について 放射性同位元素等取扱事業者における事故・故障等に係る評価について 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討状況について
32	9.26	<ul style="list-style-type: none"> 近接の原子力施設からの影響に係る審査について(第2回) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について(案) 東京電力ホールディングス株式会社に係る経済産業大臣の回答について 原子力規制検査の試運用について 平成30年度第1四半期における専決処理について 国際原子力機関(IAEA)総会、国際原子力規制者会議(INRA)等の結果概要及びフィンランド出張報告について
33	10.3	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制国際アドバイザーについて 東京電力福島第一原子力発電所3号機燃料取扱機等の不具合について 緊急時のプラント状況把握の強化について(中間報告) 国際原子力機関(IAEA)の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)フォローアップミッションの日程等について 原子力規制委員会「男の産休」プラン実施について
34	10.10	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の設置変更許可申請書(JRR-3原子炉施設等の変更)に関する審査書等について(案) 気象庁が示す竜巻の評価手法の変更に伴う竜巻影響評価の対応について(事業者との意見交換の内容報告、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正(案)及びそれらの

		意見募集について) ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事計画の審査の状況について
35 ※7	10.15	・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項第29号等に基づき原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威について ・実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の意見聴取結果について
36	10.17	・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）の原子炉設置変更許可について（案） ・原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて ・平成30年北海道胆振東部地震でのモニタリングポストに係る教訓と今後の対応方針 ・平成30年台風21号の影響によるオフサイトセンター機能の一部停止に係る教訓と今後の対応方針 ・維持規格に係る技術評価の検討状況について（中間報告） ・委託事業物品に係る会計検査院の処置要求及び対応について ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第3回会合の結果概要について
37	10.24	・東芝臨界実験装置及び東芝教育訓練用原子炉の設置者である株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、これらの施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可について（案） ・国立大学法人東京大学原子炉設置変更承認申請に関する審査結果等について（案） ・東京電力福島第二原子力発電所のダストモニタの移設工事に係る取扱い及び敷地境界付近のモニタリング設備の信頼性について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について ・核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について
38	10.31	・特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案の制定等について（案） ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案の制定について（案） ・被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について ・国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の結果報告
39 ※8	11.5	・核物質防護措置に係る審査基準の制定について
40	11.7	・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可及び原子炉施設保安規定変更認可について（案） ・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3 原子炉施設等の変更）の原子炉設置変更許可について（案） ・平成30年度第2四半期の保安検査の実施状況等について ・火山灰対策に係る保安規定の審査について－火山灰対策における考え方の再整理－
41	11.14	・関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－内部溢水による管理区域外への漏えいの防止等－ ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－ ・実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策等の強化のための関係規則等の改正案及び改正案に対する意見公募の実施について ・ウラン加工施設の安全性向上評価の運用ガイド等の改正について
42	11.21	・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る保安規定変更認可申請への対応について－放射性廃棄物の長期保管への対応－

		<ul style="list-style-type: none"> ・「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について ・実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について ・今後の研究評価の進め方について ・大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について
43 ※9	11.22	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価懇談会の委員候補の選考等について ・特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る規則の解釈の制定について（案）
44	11.28	<ul style="list-style-type: none"> ・特定復興再生拠点における放射線防護対策に関する骨子案及び調査結果について ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正案の制定等について（案） ・近接の原子力施設からの影響に係る審査について（第3回） ・政策評価懇談会の開催要領について
45	12.5	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－規則等の改正を踏まえた設置変更許可申請－ ・原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等の整備及びこれらに対する意見募集の実施について ・被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について（第2回） ・敷地境界付近のモニタリング設備に係る現状調査結果について ・緊急時のプラント状況把握の強化について（中間報告） ・第11回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）等の結果概要について ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について
46 ※10	12.10	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について（案）
47	12.12	<ul style="list-style-type: none"> ・特定復興再生拠点における放射線防護対策案について ・関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－内部溢水による管理区域外への漏えいの防止等－ ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－ ・大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う規制上の対応について（案） ・火山灰対策に係る保安規定の審査の状況について ・中部電力株式会社浜岡原子力発電所第3号機の海水系配管ゴム伸縮継手の取替工事に係る対応方針について ・核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方の明確化について－ウラン加工施設におけるウラン粉末の搬出及び大洗廃棄物管理施設における大洗地区の原子力施設の維持管理（原子炉施設の運転に伴うものを除く）に必要な放射性廃棄物の処理等－ ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部改正（案）及び意見募集について－火災感知器の設置要件に係る対応及び審査経験を踏まえた要求事項の明確化について－ ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構中長期目標の変更について
48 ※11	12.17	<ul style="list-style-type: none"> ・国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）フォローアップミッションの結果について ・核物質防護規定遵守義務違反について
49	12.17	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と四国電力株式会社経営層による意見交換
50	12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力(株)泊発電所3号機におけるBディーゼル発電機起動回路の接続不良に係る保安規定違反と今後の対応について ・日本原燃(株)再処理事業所における汚染された物品の不適切な管理に係る保安規定違反と今後の対応について ・「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」の改訂について（案）

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等について先行して一部の施設を使用する場合の手続き（案） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の審査方針について
51 ※12	12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申立て及び異議申立て並びに四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る執行停止の申立て及び異議申立てに対する決定について
52	1.9	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度放射線安全規制研究推進事業の重点テーマの設定及び公募について ・「原子力規制委員会行政文書管理要領」の一部改正（案）及び平成30年度第2四半期における専決処理について ・原子力規制委員会の平成30年度補正予算案及び平成31年度予算案並びに平成31年度機構・定員案について ・平成31年の重点課題について（個別審査を除く）
53	1.16	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年の重点課題について（第2回）（個別審査を除く） ・浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機（B）排気管伸縮継手破損による排気漏えいに伴う運転上の制限からの逸脱に係る中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・関西電力株式会社美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－規則等の改正を踏まえた設置変更許可申請－ ・日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用変更許可について ・津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について（インドネシア・スンダ海峡で発生した火山現象による津波に関連して）
54	1.23	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド（案）の制定等及び意見募集について ・日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉施設（高速実験炉「常陽」）に係る設計及び工事の方法の認可申請等に係る対応方針について ・安全研究の評価結果（案）について（中間評価及び事前評価） ・原子力規制国際アドバイザー委嘱について ・政策評価懇談会委員及び平成31年度政策評価実施計画の決定について（案）
55	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と日本原子力研究開発機構経営層による意見交換
56	1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)ミッションの勧告・提言及び自己評価に基づく行動計画への対応状況・対応方針について ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請について－使用済燃料プールの貯蔵能力の変更、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置－
57	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構中長期目標変更に係る文部科学省等との調整状況と今後の予定について ・リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る審査の状況について ・日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の新規制基準適合性審査における重大事故に係る審査の方針の明確化について ・インターネット上における核燃料物質等の取引について
58 ※13	2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申立て及び異議申立て並びに四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る執行停止の申立て及び異議申立てに対する決定について ・WANO（世界原子力発電事業者協会）のピアレビュー報告書の閲覧準備について
59	2.13	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等のための原子力規制委員会規

		<ul style="list-style-type: none"> 則等の改正について（案） 火災感知器の設置要件等に係る関係審査基準の改正及びこれに対する意見募集等の結果について（案） 平成30年度第3四半期の保安検査の実施状況等他について 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構中長期目標変更に係る文部科学省との調整状況について 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書の修正について
60	2.18	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会と日本原燃株式会社経営層による意見交換
61	2.20	<ul style="list-style-type: none"> ピット処分及びトレンチ処分に係る規制基準等の改正方針案について 原子力規制委員会の取組（3.11報告）（案）の公表及び平成30年度重点計画の評価等（マネジメントレビュー）について 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップの進捗について 平成30年度安全研究の年次評価の結果について
62 ※14	2.27	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考について 放射線審議会の委員の選考について 緊急事態応急対策委員の選考について
63	2.27	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成31年2月版）（案）等について 兼用キャスクの改正案とRFSの審査方針における要求事項の整理－貯蔵建屋損傷時におけるキャスクの機能維持の考え方等について－ ウランのクリアランスに関するIAEA安全基準について 原子力施設に係る平成29年度放射線管理等報告のとりまとめ資料の訂正について
64 ※15	3.5	<ul style="list-style-type: none"> 特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について（案）
65	3.6	<ul style="list-style-type: none"> 特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案） 緊急時のプラント状況把握の強化及び緊急時対策支援システム（ERSS）における運用マニュアル（内規）の変更について ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの制定等について（案） 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2019年3月版）（案）について 試験研究用等原子炉施設の定期的な安全レビュー（PSR）の見直し方針について 平成30年度第3四半期における専決処理について
66	3.13	<ul style="list-style-type: none"> 基幹高度被ばく医療支援センターの指定並びに高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの要件の確認について 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標及び評価軸の変更案並びにその取扱いについて 原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則の改正等及びこれらに対する意見募集の結果について（案） クリアランスの測定及び評価の方法の認可に係る内規の見直し方針について 維持規格の技術評価に係る関係規則解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の実施について 原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案等について
67	3.20	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度原子力総合防災訓練の実施成果について 特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う関係法令類の改正案に対する意見募集の実施について

		<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」のデータの平常時からの公表について ・日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請に関する審査についての討議
68	3.27	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな検査制度の運用に向けた準備の状況及び平成 31 年度における保安規定の遵守状況に関する検査の基本方針（案）について ・試験研究用等原子炉施設及び使用施設等に係る廃止措置計画の認可基準の見直し方針について ・原子力規制委員会と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との原子力安全研究による人材育成に関する協力・連携について ・政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（平成 30 年度公表分）（案）について ・原子力規制委員会平成 31 年度重点計画（案）について

- ※1 平成 30 年度第 4 回は、原子炉安全審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※2 平成 30 年度第 6 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※3 平成 30 年度第 16 回は、当該法人における人事選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該法人の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※4 平成 30 年度第 26 回は、原子炉安全審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審査会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※5 平成 30 年度第 28 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※6 平成 30 年度第 30 回は、原子炉等規制法第 4 1 条第 1 項第 1 号の規程による原子炉主任技術者試験の実施に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、当該試験を受験しようとする者に知られることで、当該事務の適正な遂行を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 平成 30 年度第 35 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※8 平成 30 年度第 39 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※9 平成 30 年度第 43 回は、審議等事項のうち 1 つ目については、当該懇談会の委員候補の選考等を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそ

れ及び当該懇談会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、また、2つ目については、特定放射性同位元素の防護措置の具体的事例等を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。

※10 平成 30 年度第 46 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。

※11 平成 30 年度第 48 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

※12 平成 30 年度第 51 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。

※13 平成 30 年度第 58 回は、審議等事項のうち1つ目については、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、また、2つ目については、WANO（世界原子力発電事業者協会）のピアレビュー報告書の保秘に係る取扱内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 3 号に定める不開示情報に該当するため、会議を公開せずに実施。

※14 平成 30 年度第 62 回は、当該審議会等の委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。

※15 平成 30 年度第 64 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。

9. 原子力規制委員会における決定事項

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

決定日	委員会決定
4.25	<ul style="list-style-type: none"> ・浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋内における放射性物質を含む堆積物の確認に伴う立入制限区域の設定に係る中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応 ・新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請（許可）
5.30	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） ・平成29年度原子力規制委員会年次報告 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命
6.13	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の認可
6.25	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可
6.27	<ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（許可）
7.4	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請（原子炉施設の変更）に関する意見の聴取 ・東京電力ホールディングス株式会社による日本原子力発電株式会社に対する資金支援について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請（意見の聴取）
7.11	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取（回答）
7.18	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号炉及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）（意見の聴取）
7.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正 ・原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則
8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・防護措置に関する廃棄物埋設施設の深度の基準の見直しに係る規制の事前評価書
8.22	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請（許可）
8.29	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成29年度における業務の実績に関する評価 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成29年度業務の実績に関する評価 ・平成29年度実施施策に係る政策評価書及び平成30年度実施施策に係る事前分析表 ・平成29年度規制の事前評価結果の政策への反映状況
9.5	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）（意見の聴取）
9.12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（閣議請議） ・廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する関係規則等の制定及び改正
9.13	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力委員会行政文書管理要領の一部改正
9.19	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号炉及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）（許可） ・株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可（意見の聴取） ・株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可（意見の聴取） ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命
9.26	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請（発電用原子炉施設の変更）（許可）
10.10	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請（JRR-3原子炉施設等の変更）（意見の聴取）
10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項第29号等に基づき原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威
10.17	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（放射性廃棄物の廃棄施設等の変更）
10.24	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝臨界実験装置の施設を一体

	<p>として同社に承継させることに係る分割認可</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社東芝が東芝エネルギーシステムズ株式会社との吸収分割を行い、東芝教育訓練用原子炉の施設を一体として同社に承継させることに係る分割認可 国立大学法人東京大学 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設の原子炉設置変更承認申請（意見の聴取）
10.31	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令及び施行日政令（閣議請議） 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則 特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係告示 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（閣議請議）
11.5	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護措置に係る審査基準
11.7	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（高経年化技術評価等）の認可 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3原子炉施設等の変更）の原子炉設置変更許可
11.14	<ul style="list-style-type: none"> 高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） 伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）（意見の聴取）
11.22	<ul style="list-style-type: none"> 特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る規則の解釈
11.28	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正 政策評価懇談会の開催について
12.5	<ul style="list-style-type: none"> 美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） 大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） 伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）（意見の聴取） 川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（平成30年6月26日申請分） 川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（平成30年11月1日申請分） 玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号原子力原子炉施設の変更）（意見の聴取）（平成30年6月26日申請分） 玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号原子力原子炉施設の変更）（意見の聴取）（平成30年11月1日申請分）
12.12	<ul style="list-style-type: none"> 高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可） 伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）（許可） 関西電力株式会社に対する報告の徴収（関西電力株式会社大飯発電所、美浜発電所、高浜発電所）
12.17	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定の遵守について（注意）
12.19	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について（平成28年6月29日策定）の改訂
1.9	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正
1.16	<ul style="list-style-type: none"> 浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機（B）排気管伸縮継手破損による排気漏えいに伴う運転上の制限からの逸脱に係る中部電力からの報告に対する評価及び今後の対応 美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（許可） 大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可） 伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）（許可） 川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（許可）（平成30年6月26日申請分） 川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（許可）（平成30年11月1日申請分） 玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（平成30年6月26日申請分）

	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（平成30年11月1日申請分） ・核燃料物質の使用の変更許可（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所）
1.23	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度実施施策に関する事後評価の実施計画
2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可処分に対する異議申立て及び執行停止申立てについて ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可処分に対する異議申立て及び執行停止申立てについて
2.13	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等のための原子力規制委員会規則等の改正 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の一部改正
2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の取組（3.11報告）
3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） ・緊急時対策支援システム（ERSS）における運用マニュアル（内規）の廃止 ・ウラン加工施設の安全性向上評価に関する運用ガイド ・加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正 ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正
3.13	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹高度被ばく医療支援センターの指定 ・高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターの施設要件確認 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営の目標（中長期目標）及び評価軸の変更 ・原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則の一部改正等 ・原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係ガイド ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則等 ・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（閣議請議） ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則
3.27	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度における保安規定の遵守状況に関する検査の基本方針 ・政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（平成30年度公表分） ・原子力規制委員会平成31年度重点計画

10. 事業者との意見交換の開催状況

(1) 安全性向上に関する取組に係る経営責任者（CEO）との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
平成30年5月30日	東京電力ホールディングス株式会社
平成30年8月29日	電源開発株式会社
平成30年12月17日	四国電力株式会社
平成31年1月29日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
平成31年2月18日	日本原燃株式会社

(2) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者	内容
平成30年8月3日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、四国電力株式会社、電気事業連合会	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のPRA 高度化の取組について 「原子力エネルギー協議会」の設立について 原子力発電所の機器・構造物の経年劣化影響について
平成31年1月10日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電気事業連合会	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の試運用の状況について 原子力エネルギー協議会（ATENA）について 安全性向上に係る許認可手続きについて 特定重大施設の期限内の対応について

(3) 委員による原子力発電所等への訪問実績

	日程	目的	訪問先（発電所等）	訪問委員
1	平成30年4月19日～20日	現地視察	中国電力島根原子力発電所	山中委員
2	平成30年5月11日	現地視察	中国電力島根原子力発電所	田中委員
3	平成30年5月11日	現地調査	日本原子力発電東海第二発電所	山中委員
4	平成30年5月19日	現地視察	北海道電力泊発電所	更田委員長、伴委員
5	平成30年6月7日	現地調査	日本原燃再処理施設	田中委員
6	平成30年6月21日	試験の現地調査	防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター	山中委員
7	平成30年6月22日	現地調査	日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、同高速増殖原型炉もんじゅ	田中委員
8	平成30年6月30日	現地視察	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	更田委員長、山中委員
9	平成30年7月12日～13日	現地調査	関西電力高浜発電所、同美浜発電所	山中委員

10	平成 30 年 7 月 27 日	現地調査	九州電力玄海原子力発電所	石渡委員
11	平成 30 年 8 月 2 日	現地視察	日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所	田中委員
12	平成 30 年 8 月 2 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所	伴委員
13	平成 30 年 8 月 30 日	現地調査	日本原子力研究開発機構大洗研究所	田中委員
14	平成 30 年 10 月 1 日	現地視察	関西電力大飯発電所	山中委員
15	平成 30 年 10 月 5 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所	更田委員長
16	平成 30 年 10 月 11 日～12 日	現地調査	北海道電力泊発電所	石渡委員
17	平成 30 年 10 月 19 日	現地視察	日本原燃再処理施設	伴委員
18	平成 30 年 10 月 19 日	現地視察	原子燃料工業熊取事業所、京都大学複合原子力科学研究所	田中委員
19	平成 30 年 10 月 25 日～26 日	現地視察	鹿児島環境放射線監視センター、九州電力川内原子力発電所	伴委員、山中委員
20	平成 30 年 10 月 29 日	火山灰分布の現地調査	京都市右京区越畑盆地	石渡委員
21	平成 30 年 11 月 2 日	現地視察	日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター	田中委員
22	平成 30 年 11 月 9 日	現地視察	東京電力福島第一原子力発電所	田中委員
23	平成 30 年 11 月 15 日～16 日	現地調査	電源開発大間原子力建設所	石渡委員
24	平成 30 年 11 月 15 日～16 日	現地調査	中国電力島根原子力発電所	山中委員
25	平成 30 年 12 月 7 日	現地調査	関西電力大飯発電所	石渡委員
26	平成 30 年 12 月 13 日	現地調査	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	田中委員
27	平成 30 年 12 月 21 日	現地調査	日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター	田中委員
28	平成 30 年 12 月 26 日～27 日	現地視察	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、同大洗研究所	更田委員長
29	平成 30 年 12 月 27 日	現地視察	東京電力柏崎刈羽原子力発電所	山中委員
30	平成 31 年 1 月 11 日	現地調査	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	田中委員
31	平成 31 年 1 月 18 日	現地視察	日本原燃再処理施設	山中委員
32	平成 31 年 1 月 31 日～2 月 1 日	現地視察	四国電力伊方発電所	山中委員
33	平成 31 年 3 月 9 日	現地視察	関西電力高浜発電所	更田委員長
34	平成 31 年 3 月 28 日～29 日	現地視察	東京電力柏崎刈羽原子力発電所	山中委員

1 1. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績

(1) 平成 30 年度における地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
平成 30 年 5 月 14 日	敦賀市長ほか 27 市町村長・ 18 市町村議会議員（代理を含む）	次長
平成 30 年 5 月 22 日	滋賀県副知事	次長
平成 30 年 5 月 29 日	愛媛県知事	長官
平成 30 年 5 月 29 日	新潟県議会議員、静岡県議会議員、島根県議会議員、鹿児島 島県議員	長官
平成 30 年 7 月 5 日	春日市長	次長
平成 30 年 7 月 11 日	御前崎市長、御前崎市議会議員	長官
平成 30 年 7 月 11 日	松江市長	長官
平成 30 年 7 月 12 日	美浜町長、美浜町議会議員	次長
平成 30 年 8 月 22 日	島根県知事	長官
平成 30 年 8 月 27 日	福井県知事	次長
平成 30 年 11 月 8 日	島根県知事、島根県議会議員	長官
平成 30 年 11 月 16 日	静岡県議会議員	長官
平成 30 年 11 月 28 日	泊村長、岩内町長、共和町長、神恵内村長	次長
平成 30 年 12 月 20 日	北海道副知事	次長

(2) 委員による現地における地元関係者との意見交換等の実施実績

日程	概要	参加者	対応委員
平成 30 年 6 月 18 日	高速増殖原型炉もんじゅの 規制全般についての地元関 係者を交えた意見交換	福井県知事	更田委員長
平成 30 年 6 月 30 日	原子力施設に関する規制上 の諸問題についての地元関 係者を交えた意見交換	美浜町長、若狭町長、小浜市長、 南越前町長	更田委員長 山中委員
平成 30 年 10 月 26 日	原子力施設に関する規制上 の諸問題についての地元関 係者を交えた意見交換	鹿児島県知事、薩摩川内市長、 阿久根市長、日置市長	山中委員 伴委員

(3) 原子力規制庁職員による現地における地元関係者との意見交換等の実績

日程	開催地	会合等の名称	主な参加者
H30/4/12	北海道	北海道防災会議原子力防災対策部会有 識者専門委員会	有識者等

2018/9/3～10/19	青森県	原子力に関する意見交換会 (蓬田村、風間浦村、野辺地町、南部町、西目屋村、深浦町)	住民等
H30/12/18	青森県	青森県原子力政策懇話会	有識者等
H31/2/22	青森県	平成30年度第4回青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議監視委員会	有識者、県議会議員、関係市町村議会の長、自治体等
H30/5/16～ H31/2/13 (計4回)	青森県	青森県政記者会・保安検査結果のプレス説明	青森県政記者会
H30/6/8～ H31/3/1 (計4回)	青森県	保安検査結果報告	自治体
H31/1/4	青森県	東通原子力規制事務所長 着任挨拶	首長、自治体
H30/5/15	宮城県	女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会	有識者
H30/5/25	宮城県	平成30年度原子行政担当課長会議	自治体
H31/1/29	宮城県	UPZ 関係自治体首長懇談会	首長
H30/6/25～ H30/11/29 (計18回)	福島県	リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに関する住民説明会	住民等
H30/5/22～ H31/1/24 (計4回)	福島県	福島県廃炉安全確保県民会議	住民、団体代表等
H30/6/7～ H31/2/7 (計2回)	福島県	福島県労働者安全衛生対策部会	自治体、有識者
H30/6/14～ H31/2/14 (計4回)	福島県	福島県環境モニタリング評価部会	自治体、有識者
H31/4/27～ H31/1/10 (計3回)	福島県	廃炉・汚染水対策福島評議会	首長、団体代表等
H30/5/16～ H31/1/25 (計3回)	福島県	福島県廃炉安全監視協議会	自治体、有識者
H30/8/7～ H31/10/2 (計2回)	福島県	檜葉町原子力施設監視委員会	有識者
H30/4/11～ H31/3/6 (計12回)	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会	有識者、自治体、事業者
H30/8/28	新潟県	原子力防災に関するサマースクール	首長、自治体、事業者
H30/9/10～ H30/12/25 (計2回)	新潟県	新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会	有識者、自治体、事業者

H30/10/29～ H31/1/31 (計 6 回)	新潟県	市町村による原子力安全対策に関する研究会	有識者、自治体、事業者
H31/1/28	新潟県	原子力災害時における避難経路の確認	首長、自治体
H31/2/6	新潟県	新潟県原子力防災訓練（机上訓練）	首長、自治体、有識者
H30/12/13	茨城県	原子力施設における事故・故障等発生時の通報連絡訓練結果説明会	自治体、事業者
H31/1/13～2/17 (計 6 回)	茨城県	東海第二発電所の新規性基準適合性審査等の結果に係る住民説明会	住民
H31/3/12～3/26 (計 2 回)	茨城県	住民原子力懇談会	住民、自治体、事業者
H30/7/13	神奈川県	神奈川県環境放射線監視委員会	自治体、事業者、有識者
H30/10/22	神奈川県	川崎市原子力施設安全対策会議幹事会	自治体、事業者
H30/11/26	神奈川県	川崎市原子力施設安全対策会議本会議	自治体、事業者
H30/4/26～ H31/1/30 (計 4 回)	石川県	赤住区委員会・安全推進連絡会合同会議	首長、住民代表等
H30/4/26、 H30/11/1	石川県	志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会	首長、住民代表等
H30/7/3～ H31/3/18 (計 4 回)	石川県	石川県原子力環境安全管理協議会	有識者、自治体等
H31/3/26	富山県	富山県防災会議原子力災害対策部会	首長、有識者、自治体等
H30/8/2～ H31/3/20 (計 4 回)	福井県	福井県原子力環境安全管理協議会	県議会議員、首長、団体代表等
H30/8/9～ H31/3/15 (計 2 回)	福井県	福井県専門委員会	有識者
H30/12/3	福井県	美浜町原子力環境安全監視委員会	町議会議員、住民代表等、有識者
H30/10/19	福井県	おおい・高浜総合振興協議会	町議会議員
H31/2/15	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会	町議会議員、住民代表等
H31/3/27	福井県	原子力発電小浜市環境安全対策協議会	市議会議員、団体代表等
H31/1/21	京都府	京都府大飯発電所に係る地域協議会	首長等
H30/6/1	滋賀県	滋賀県原子力安全対策連絡協議会	自治体、有識者等
H31/2/27	岐阜県	岐阜県防災会議原子力専門部会	自治体、有識者等
H30/6/20～ H32/3/14 (計 4 回)	静岡県	御前崎市原子力対策特別委員懇談会	市議会議員
H30/5/11	大阪府	第 1 回熊取町放射線防災対策連絡協議会	自治体、事業者
H30/7/27	大阪府	第 65 回熊取町原子力問題対策協議会	町議会副議長、自治会代表
H30/7/31	大阪府	平成 30 年度泉佐野市原子力問題対策協議会	市議会議員、住民代表

H31/2/7	大阪府	第 66 回熊取町原子力問題対策協議会	町議会副議長、自治会代表
H31/2/18	大阪府	緊急時モニタリング計画打合せ	自治体
H31/3/28	大阪府	泉佐野市防災会議	首長、その他委員
H30/4/7	大阪府	オフサイトセンター一般公開	地域住民
H30/5/17～ H30/6/29 (計 3 回)	岡山県	上斎原振興センター増改築説明会	自治体、工事関係者
H30/5/28～ H31/2/26 (計 7 回)	岡山県	保安検査結果説明会	自治体
H30/9/21	岡山県	鳥取県原子力防災訓練説明会	自治体
H30/10/15、 H30/11/15	岡山県	鳥取県原子力防災訓練説明会 TV 会議	自治体
H31/1/25	岡山県	鳥取県原子力防災訓練振り返り会議 TV 会議	自治体
H30/12/7	岡山県	火災対策に係る情報交換会	津山県域消防組合
H30/5/30	島根県	平成 30 年度雲南市防災協議会	自治体、指定地方行政機関、指定地方公共機関等
H30/4/12～ H31/3/18 (計 5 回)	島根県	保安検査結果報告	自治体
H30/5/23～ H31/3/6 (計 5 回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境調査技術連絡会	自治体、事業者等
H30/8/28、 H31/3/28 (計 2 回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会 環境専門部会	有識者
H30/8/28、 H31/3/28 (計 2 回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会	首長、自治体、有識者等
H30/7/9、 H30/11/19 (計 2 回)	愛媛県	伊方町環境監視委員会	首長、町議会議員、住民代表等
H30/5/30、 H31/1/28	佐賀県	佐賀県原子力環境安全連絡協議会	首長、住民代表等
H30/5/22～ H31/2/15 (計 3 回)	鹿児島県	薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会	首長、市議会議員、住民代表等
H30/8/17、 H31/1/21	鹿児島県	原子力安全対策連絡協議会	首長等
<p>※表に記載のもの以外にも、関係道府県においては、地域原子力防災協議会作業部会や放射線監視・モニタリングに関する委員会等が適宜開催されており、原子力規制庁職員が参加している。</p>			

12. 国内外の有識者との面会、意見交換等の実績

(1) 国内の有識者との意見交換

日程	参加者	対応委員
平成30年7月9日	黒川清 政策研究大学院大学名誉教授（元国会事故調委員長）、 石橋哲 政策研究大学院大学客員研究員（元国会事故調事務局 調査統括補佐）	更田委員長 山中委員

(2) 国外有識者との意見交換の実績

日程	参加者	対応委員
平成30年4月9日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	山中委員 伴委員
平成30年5月23日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	更田委員長
平成30年6月22日	イラカン OECD/NEA 事務次長	更田委員長
平成30年8月10日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	更田委員長
平成30年10月29日	リチャード・メザーブ氏 原子力規制国際アドバイザー ダナ・ドラボヴァ氏 原子力規制国際アドバイザー アンディ・ホール氏 原子力規制国際アドバイザー	更田委員長 田中委員 山中委員 伴委員 石渡委員
平成30年11月14日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	更田委員長
平成30年11月28日	イラカン OECD/NEA 事務次長	更田委員長
平成30年11月30日	マッシモ・アパロ IAEA 事務次長兼保障措置局長	更田委員長
平成31年1月31日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	更田委員長

(3) 国外の規制当局の意見交換

日程	参加者、出席会合	対応委員
平成30年7月23日～ 平成30年7月29日	米国 スヴィニキ原子力規制委員会（NRC）委員長、 カナダ ビンダー原子力安全委員会（CNSC）委員長	更田委員長
平成30年9月3日～ 平成30年9月4日	第6回日仏規制当局間会合 フランス シュベ原子力安全規制機関（ASN）委員長、 カデ＝メルシエ委員	更田委員長 田中委員
平成30年9月17日～ 平成30年9月21日	IAEA 全体会合及び二国間会合（NRC、イギリス原子力 規制機関（ONR）、フィンランド原子力規制機関 （STUK）、スウェーデン原子力規制機関（SSM）、スペ イン原子力規制機関（CSN）、スイス原子力規制機関 （ENSI）、仏国放射線防護・原子力安全研究所（IRSN） 並びに国際原子力規制者会議（INRA）（米国、イギリス、	更田委員長

	フィンランド、スウェーデン、スペイン、スイス、フランスの原子力規制当局)	
平成 30 年 11 月 26 日～ 平成 30 年 11 月 30 日	第 32 回核セキュリティ諮問委員会 (AdSec)	田中委員
平成 30 年 11 月 27 日～ 平成 30 年 11 月 28 日	第 11 回日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) (韓国・慶州市) 韓国 ウム原子力安全セキュリティ委員会 (NSSC) 上級委員兼長官 中国 ザオ環境保護部・国家核安全局 (MEP/NNSA) 副局長	山中委員
平成 31 年 2 月 19 日～ 平成 31 年 2 月 21 日	仏国 エヴラール原子力安全規制機関 (ASN) 委員	田中委員
平成 31 年 3 月 6 日	米国 バーンズ原子力規制委員会 (NRC) 委員	更田委員長

13. 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成30年度内部監査の結果及び改善状況について

原子力規制委員会マネジメント規程第36条に基づき、平成30年度、4部署及び1テーマについて対して内部監査を実施した。

○監査における抽出事項の区分

区分	内容
要改善事項 R : Recommendation	原子力規制委員会マネジメント規程第38条の要改善事項に該当するもの ・法令に違反しているもの又は違反に至るおそれがあるもの ・個別業務要求事項を満たしていないもの ・マネジメント推進責任者（監査・業務改善推進室長）が必要と判断するもの
改善が望ましい事項 S: Suggestion	業務の有効性及び適切性等のために、今後の改善が望ましい事項
良好事例 GP : Good Practice	被監査部署以外においても参考とすることが望ましい事例

(1) テーマ別監査の結果（監査実施時期：平成30年6月～9月）

- 業務の体系化、階層化、見える化といった IRRS での指摘も踏まえ、庁内ポータル等の情報共有媒体が適切に設計・活用され委員会決定等の重要な電子データの管理が効果的に行われているかについて、関係部署の監査を実施。
- 原子力規制委員会行政文書管理要領に基づく帳簿等の整備、原子力規制委員会の情報共有空間の利用ルール等の整備等、要改善事項(R)を抽出し、改善を勧告。

要改善事項	関係部署における改善状況
R1 原子力規制委員会行政文書管理要領に基づく委員会規則簿等の帳簿を整備すること。	【総務課】 ・総務課が管理すべきとされている帳簿の管理方法について検討中。
R2 原子力規制委員会の情報共有空間（規制委員会 HP、職員ポータル(全庁共有サイト、訓令サイト等)、知識ポータル) の利用・管理（掲載内容及び掲載手続を含む）に関する	【総務課等】 ・有志職員による「共有ドライブ再構築検討チーム」を中心に、原子力規制委員会の情報共有空間について、利用ルール等の整備に向けた検討を実施中。

る統一的な考え方を整備すること。	・平成 31 年 4 月から体制を強化する予定。
R3 全庁共有サイトに存在する、旧課室名の文書について、現状に合わせた更新をすること。	【総務課】 ・旧課室名を修正せず継続利用していたことから、旧課室名を修正した。 【放射線防護企画課】 ・旧課室名のページが存在し、現在、放射線防護企画課として利用していないことから削除した。
R4 原子力規制委員会ホームページに掲載する、事業者から提出された資料のマスキング不備を防止するため、様式等の改善を行うこと。	【法規部門】 ・法規部門において、関係課室と連携し、規則改正に向けた検討を進めている。

(2) 部署別監査の結果（監査実施時期：平成 30 年 11 月～平成 31 年 2 月）

①監査対象部署：原子力規制部 核燃料施設審査部門

- 原子力規制部は、平成 29 年 7 月に、審査グループと検査グループに再編され、核燃料施設審査部門、核燃料施設等監視部門が設置されたことから、組織再編後の効果等について 2 部門を対象に監査を実施。
- 放射性廃棄物処分等に係る規制基準整備の推進、併任職員の適切な管理等、改善が望ましい事項(S)を抽出し、改善を提言。

改善が望ましい事項	
S1	平成 30 年度第 53 回原子力規制委員会において、重点課題として、「ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築」が示されており、引き続き、技術基盤課と連携し当該課題の解決に向けた取組を推進するとともに体制の強化を図ること。
S2	平成 29 年 7 月の組織改編後、核燃料施設審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設等監視部門、及び専門検査部門では、複数の職員が併任配置されている。職員併任による効果を活かすとともに、決裁手続き等の業務プロセスの明確化、共有を図るなどの、適切な管理を実施すること。 また、新検査制度の本格運用開始に備えた体制を検討し、必要に応じて職員の併任を解除すること。

- 組織改編後の効率的な業務実施の取組、安全文化醸成活動等について、良好事例 (GP)

を抽出。

GP1 : 多くの職員が併任配置されていることから、部門間で庶務業務を分担するなど協力をして業務を進めている。

②監査対象部署：原子力規制部 核燃料施設等監視部門

○原子力規制部は、平成 29 年 7 月に、審査グループと検査グループに再編され、核燃料施設審査部門、核燃料施設等監視部門が設置されたことから、組織再編後の効果等について 2 部門を対象に監査を実施。

○併任職員の適切な管理、職員の研修機会の十分な提供等、改善が望ましい事項(S)を抽出し、改善を提言。

改善が望ましい事項
S3 部門内の職員に対して、資格認定の要件となる研修の機会を適切に確保するために、原子力人材育成センター、人事課と連携して、研修の受講計画を定めること。
S4 平成 29 年 7 月の組織改編後、核燃料施設審査部門、研究炉等審査部門、核燃料施設等監視部門、及び専門検査部門では、複数の職員が併任配置されている。職員併任による効果を活かすとともに、決裁手続き等の業務プロセスの明確化、共有を図るなどの、適切な管理を実施すること。 また、新検査制度の本格運用開始に備えた体制を検討し、必要に応じて職員の併任を解除すること。

○組織改編後の効率的な業務実施の取組、安全文化醸成活動等について、良好事例 (GP) を抽出。

GP2 : 多くの職員が併任配置されていることから、部門間で庶務業務を分担するなど協力をして業務を進めている。

GP3 : 部門内において、原子力規制委員会の原子力安全文化宣言の行動指針毎に、部門内で具体的に取るべき方針を示している。

③監査対象部署：放射線防護グループ放射線防護企画課

○平成 29 年 7 月の組織改編により、放射線防護企画課において放射線審議、安全研究等の放射線防護に係る企画立案を担当する変更があったことから、組織再編後の効果等について監査を実施。

○量子科学技術研究開発機構及び関係機関との連携強化、委託調査における業務効率向上等、改善が望ましい事項(S)を抽出し、改善を提言。

改善が望ましい事項	
S5	契約等の手続きを行うに当たり、契約に先立つ公募手続を十分早い段階から開始するなど委託業務の効率的な実施に努めること。
S6	量子科学技術研究開発機構、関係省庁等とのより一層頻繁なコミュニケーションを図ること。
S7	原子力規制委員会行政文書管理要領に基づき、帳簿を適切に管理すること。

○放射線防護グループにおける国際活動の検討内容について、良好事例（GP）を抽出。

GP4：放射線防護グループにおける国際活動強化に向け、若手職員の育成等も踏まえた基本的な考え方を整理。

④監査対象部署：放射線防護グループ放射線規制部門

○平成29年7月の組織改編により、放射線規制部門が設置されたことから、組織再編後の効果等について監査を実施。

○委託調査における業務効率向上、放射線規制に係る審査官、検査官の要件明確化等、改善が望ましい事項（S）を抽出し、改善を提言。

改善が望ましい事項	
S8	複数の委託調査を効率的に執行するために、契約等の手続きを行うに当たり、仕様の内容に係る技術面と事務手続き面での対応が可能なチーム体制で業務の偏りの解消を図るなど、適切な体制を検討すること。
S9	放射線規制に係る審査官、検査官の要件を明確化し、力量管理を組織的に検討すること。
S10	RI施設における事故・トラブルへの対応等、具体的な事象発生時の対処について、緊急事案対策室と連携して具体的な検討を進めること。

○検査等の気づき事項の共有等について、良好事例（GP）を抽出。

GP5：放射線規制部門では、審査班会議や勉強会を実施していることにより、各職員の情報共有や知識向上に努めている。

GP6 : 年間約 16,000 件の郵送による申請及び届出文書の処理について、適切に管理するために必要な手順を文書化するとともに管理体制を整備している。

14. 平成 30 年度における異議申立て等の対応実績

	不服申立て	決定日	決定内容
1	川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る異議申立て	平成 31 年 2 月 12 日	棄却
2	伊方発電所 3 号炉の設置変更許可に係る異議申立て	平成 31 年 2 月 12 日	棄却

第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

(1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

（原子力安全条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成25年8月	日本国第6回国別報告書の提出
平成26年3月～4月	原子力安全条約第6回締約国会合（参加者：大島委員他）
平成28年8月	日本国第7回国別報告書の提出
平成29年3月～4月	原子力安全条約第7回締約国会合（参加者：伴委員他）

(2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、3年ごとに、本条約に定められた国別報告の作成に加え、締結国間の国別報告書のピア・レビュー等を行っている。

（合同条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成26年10月	日本国第5回国別報告書の提出
平成27年5月	合同条約第5回締約国会合（参加者：田中知委員他）
平成29年10月	日本国第6回国別報告書の提出
平成30年5～6月	合同条約第6回締約国会合（参加者：田中知委員他）

(3) 原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国の会合（権限当局会合）は 2 年ごとに開催され、直近では、平成 30 年 6 月に締約国の会合が開催され、外務省とともに原子力規制庁職員も参加した。

(4) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び同条約の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成 28 年 5 月に本条約の改正が日本に対して発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設に拡大された。

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を採るための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

2. 国際機関等の下での連携

(1) 国際原子力機関（IAEA）

原子力の平和利用を進めることを目的に、国連主導の下に 1957 年に設立された国際機関（加盟国 170 か国（平成 30 年 12 月時点））。ウィーンに事務局を定め、現在、天野事務局長が長を務めている。また、総会（年 1 回開催）等が開催され、平成 30 年の総会では我が国は内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）を政府代表として、原子力規制委員長を含む政府代表団が参加した。

IAEA の原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA 安全基準の策定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

常設委員会である安全基準委員会（CSS:Commission on Safety Standards）では、安全基準文書の検討が行われており、原子力規制委員会も CSS 及び下部委員会の活動等に積極的に参画している。

また、IAEA の常設の諮問会議である国際原子力安全諮問グループ（INSAG:International Nuclear Safety Group。山中原子力規制委員が同グループの委員。）、核セキュリティ諮問グループ（AdSec:Advisory Group on Nuclear

Security。田中知原子力規制委員が同グループの委員)などに参画し、国際的な専門家として IAEA を通じた国際貢献を行っている。

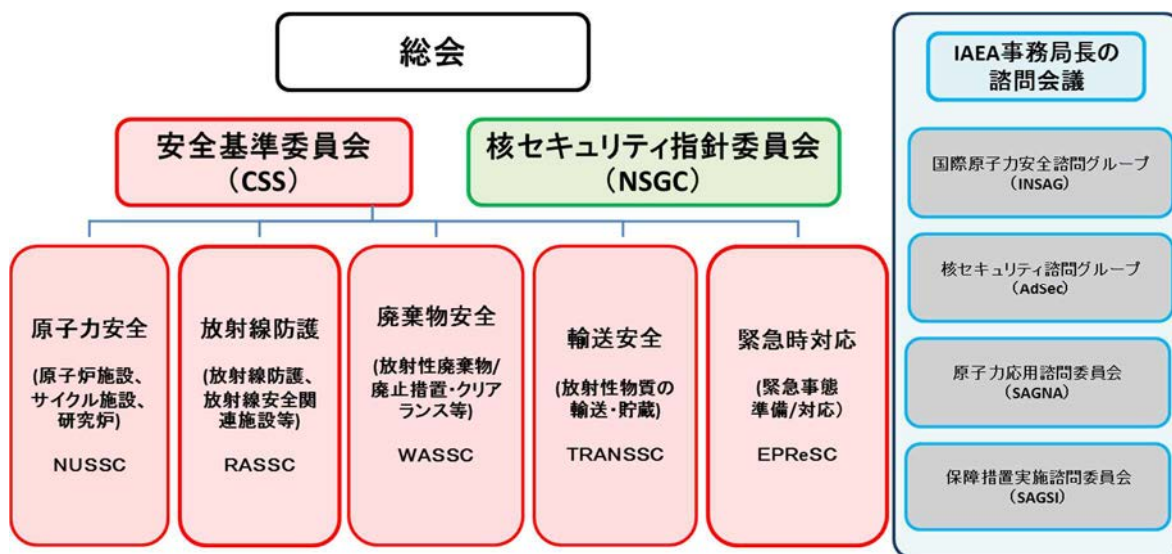


図 iii 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

また、IAEA の下での規制機関間の協力枠組みである規制協力フォーラム (RCF:Regulatory Cooperation Forum。総会、運営委員会及びサポートミーティング (それぞれ年 1 回) 等が開催。) やアジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであるアジア原子力安全ネットワーク (ANSN: Asia Nuclear Safety Network。運営会議 (年 2 回) 及び自己評価調整グループ (SACG : Self-Assessment Coordination Group) (年 2 回程度) 等が開催。我が国は運営会議の副議長及び SACG の議長・副議長を務めている。) を通じた世界全体の原子力安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、IAEA の共同プロジェクトを通じた技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

(原子力規制委員会が参画する主な IAEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
ISSC-EBP	外的事象に係る IAEA 安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
FUMAC	LOCA 時の燃料挙動モデルの検討を行う。
IGALL	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイドダンスを策定する。
IAEA との海洋モニタリングに関する協働プロジェクト	福島県沿岸海域で実施している海洋モニタリングについて、IAEA と共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較を行う。

さらに、IAEA は、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューである IRRS をはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを、また平成 27 年 2 月に核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行う IPPAS ミッションを受け入れた。

(2) 経済協力開発機構／原子力機関 (OECD/NEA)

1958 年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会 (年 2 回開催) において審議される (加盟国 33 か国 (平成 30 年 12 月現在)、マグウッド事務局長)。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる OECD/NEA の特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動 (福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた OECD/NEA 加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等) などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会 (CNRA)、原子力施設安全委員会 (CSNI)、放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH)、放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) 及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図 iv 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参加し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

(原子力規制委員会が参加する主な OECD/NEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
MDEP/PG	新型炉の設計評価、規格基準、検査等について多国間で議論を行い、新型炉の安全規制に関する規制経験の共有等を目的としたプログラムである。
BSAF	東京電力福島第一原子力発電所事故の原因、環境への放射性物質放出に至った要因・経路等の分析及び事故進展解析コードを用いた SA 現象のベンチマーク解析を行う。
HYMERES	重大事故時に格納容器内で発生する水素の挙動に関する試験、解析等を行う。

(3) 国際原子力規制者会議 (INRA)

主要原子力利用先進国 (日、米、仏、英、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国) の規制機関のトップが、自由かつ率直にその時々の課題について意見交換する場として、年 2 回開催。

(INRA への参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 25 年 5 月	田中委員長、更田委員
平成 25 年 9 月	田中委員長
平成 26 年 4 月	田中委員長
平成 26 年 9 月	田中委員長
平成 27 年 5 月	田中委員長
平成 27 年 9 月	安井技術総括審議官
平成 28 年 5 月	田中 (知) 委員
平成 28 年 9 月	田中委員長
平成 29 年 5 月	安井長官
平成 29 年 9 月	安井長官
平成 30 年 5 月	安井長官
平成 30 年 9 月	更田委員長

(4) 西欧原子力規制者会議 (WENRA)

WENRA は、欧州各国の規制機関の長により構成される会議体であり、ヨーロッパ域内の原子力安全情報の共有促進、ヨーロッパの原子力安全規制機関の長とのネットワークとして機能することが目的 (加盟国 18 か国、オブザーバー国 11 か国 (平成 28 年 10 月現在))。年 2 回、春と秋に総会が開催される。原子力規制委員会は、平成 28 年 10 月より正式にオブザーバー参加している。

(WENRA への参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 28 年 4 月	清水長官
平成 28 年 10 月	伴委員
平成 29 年 4 月	伴委員
平成 29 年 10 月	平野地域連携推進官
平成 30 年 4 月	市村規制企画課長
平成 30 年 11 月	市村規制企画課長

(5) 日中韓上級規制者会合 (TRM)

平成 20 年度から中国環境保護部・国家核安全局(MEP/NNSA)、韓国原子力安全セキュリティ委員会(NSSC)との間で日中韓上級規制者会合を年 1 回、議長持ち回りで開催している。また、TRM の下での 3 つのワーキンググループ (情報交換ワーキンググループ、緊急時対応ワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループ) において情報交換等を行っている。その他、より技術的内容を取り扱う専門家会合である TRM Plus について、平成 25 年度から TRM 会合と合わせて毎年開催している。

(TRM の開催・参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 24 年 11 月	大島委員
平成 25 年 11 月	大島委員
平成 26 年 9 月	田中委員長、大島委員
平成 27 年 10 月	伴委員
平成 28 年 11 月	清水長官
平成 29 年 12 月	山中委員
平成 30 年 11 月	山中委員

3. 二国間協力について

原子力規制委員会は、下記 12 か国（13 機関）と協力実施や規制情報交換に関する取決め・覚書を取り交わし、米国原子力規制委員会（NRC。年 2 回の二国間会合（ステアリングコミッティー）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）や仏国原子力安全規制機関（ASN。年 1 回の二国間会合（規制当局間会合）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）をはじめとする海外規制機関との情報・意見交換を実施している。

（原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関（平成 30 年 3 月末時点））

- ・ 米国原子力規制委員会（NRC : Nuclear Regulatory Commission）
- ・ 米国エネルギー省（DOE）
- ・ 仏国原子力安全規制機関（ASN）
- ・ ロシア原子力規制機関（RTN）
- ・ カナダ原子力安全委員会（CNSC）
- ・ 英国原子力規制機関（ONR）
- ・ スウェーデン放射線安全機関（SSM）
- ・ 独国連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB）
- ・ スペイン原子力安全委員会（CSN）
- ・ フィンランド放射線・原子力安全庁（STUK）
- ・ リトアニア原子力安全検査規制当局（VATESI）
- ・ トルコ原子力庁（TAEK）
- ・ ベトナム原子力・放射線安全庁（VARANS）

第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）

1. 実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	4	1	—
	泊発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	4	1	—
	◆泊発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年12月18日	—	—	—
東北電 力 (株)	女川原子力発電 所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月27日	41	—	—
	東通原子力発電 所 (1号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年6月10日	4	—	—
東京電 力ホー ルディ ングス (株)	柏崎刈羽原子力 発電所 (6・7号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年9月27日	—	—	設置変更許可 平成29年12月27日
	◆柏崎刈羽原子 力発電所 (1・6・7号 炉)	設置変更 平成26年12月15日	—	—	—
中部電 力 (株)	浜岡原子力発電 所 (3号炉)	設置変更 平成27年6月16日	9	—	—
	浜岡原子力発電 所 (4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更	9	—	—

		平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日 (※1)			
北陸電力 (株)	志賀原子力発電所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 8 月 12 日	4	—	—
関西電力 (株)	大飯発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	—	—	設置変更許可 平成 29 年 5 月 24 日 工事計画認可 (3,4 号炉) 平成 29 年 8 月 25 日 保安規定変更認可 平成 29 年 9 月 1 日
	◆大飯発電所 (3・4 号炉)	設置変更 平成 31 年 3 月 8 日	2	—	—
	高浜発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	—	—	設置変更許可 平成 27 年 2 月 12 日 工事計画認可 (3 号炉) 平成 27 年 8 月 4 日 工事計画認可 (4 号炉) 平成 27 年 10 月 9 日 保安規定変更認可 平成 27 年 10 月 9 日
関西電力 (株)	◆高浜発電所 (3・4 号炉)	設置変更 平成 26 年 12 月 25 日 工事計画 平成 29 年 4 月 26 日	6	1	設置変更許可 平成 28 年 9 月 21 日

	高浜発電所 (1・2(3・4)号炉)	設置変更 平成27年3月17日 工事計画 平成27年7月3日	—	—	設置変更許可 平成28年4月20日 工事計画認可 (1,2号炉) 平成28年6月10日
	◆高浜発電所 (1・2(3・4)号炉)	設置変更 平成28年12月22日 工事計画(※3) 平成30年3月8日 平成30年11月16日	9	—	設置変更許可 平成30年3月7日
	美浜発電所 (3号炉)	設置変更 保安規定変更 平成27年3月17日 工事計画 平成27年11月26日	—	—	設置変更許可 平成28年10月5日 工事計画認可 平成28年10月26日
	◆美浜発電所 (3号炉)	設置変更 平成30年4月20日	18	1	—
中国電力 (株)	島根原子力発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月25日	12	1	—
	◆島根原子力発電所 (2号炉)	設置変更 平成28年7月4日	—	—	—
	島根原子力発電所 (3号炉)	設置変更 平成30年8月10日	1	—	—
四国電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	—	—	設置変更許可 平成27年7月15日 工事計画認可 平成28年3月23日 保安規定変更認可 平成28年4月19日

	◆伊方発電所 (3号炉)	設置変更 平成28年1月14日 工事計画(※3) 平成29年12月7日 平成30年3月16日 平成30年5月11日 平成30年8月13日	9	—	設置変更許可 平成29年10月4日 工事計画認可 平成31年3月25日
九州電力 (株)	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	—	—	設置変更許可 平成29年1月18日 工事計画認可(3号炉) 平成29年8月25日 工事計画認可(4号炉) 平成29年9月14日 保安規定変更認可 平成29年9月14日
	川内原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	—	—	設置変更許可 平成26年9月10日 工事計画認可(1号炉) 平成27年3月18日 工事計画認可(2号炉) 平成27年5月22日 保安規定変更認可 平成27年5月27日
	◆玄海原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更 平成29年12月20日	14	—	—
	◆川内原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更 平成27年12月17日 工事計画(1号炉) (※3) 平成29年5月24日 平成29年8月8日	3	—	設置変更許可 平成29年4月5日 工事計画認可(1号炉) 平成30年5月15日 平成30年7月26日

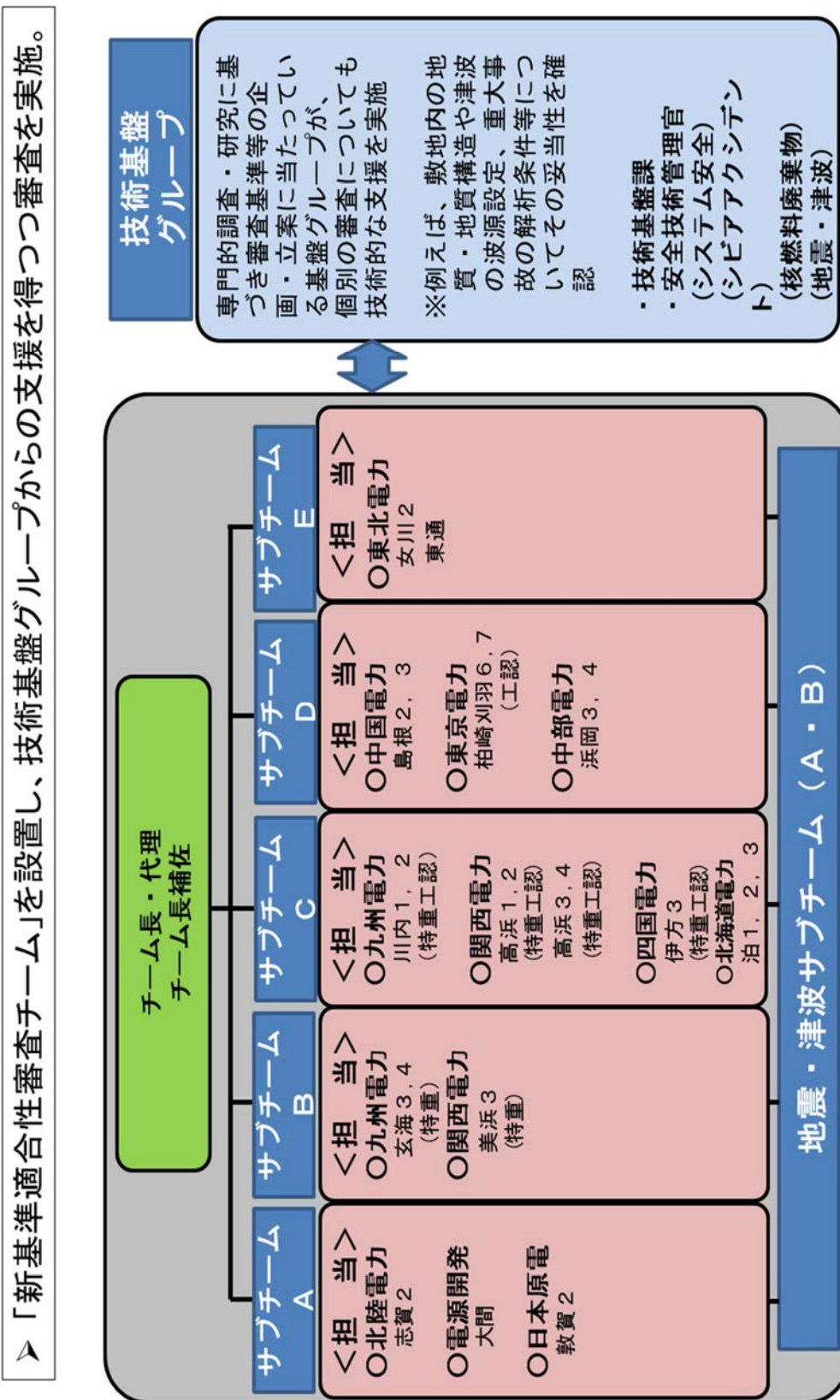
		平成 30 年 3 月 9 日 工事計画 (2 号炉) (※3) 平成 29 年 7 月 10 日 平成 29 年 8 月 8 日 平成 30 年 3 月 9 日			平成 31 年 2 月 18 日 工事計画認可 (2 号 炉) 平成 30 年 8 月 10 日 平成 30 年 8 月 31 日
日本原 子力発 電 (株)	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 5 月 20 日	16	2	設置変更許可 平成 30 年 9 月 26 日 工事計画認可 平成 30 年 10 月 18 日
	敦賀発電所 (2 号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 11 月 5 日	3	—	—
電源開 発 (株)	大間原子力発電 所 (※2)	設置変更 工事計画	6	1	—

- ・ 1 度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・ 審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・ 審査会合及び現地調査の回数は、平成 30 年度に実施した回数を記載している。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

- ※1：平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。
- ※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。
- ※3：工事計画の申請が分割申請となっているもの。

2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査について



3. 主な原子力施設の検査状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査	第1号機	平成23年 4月22日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 8月26日～(実施中)	
	第3号機	平成24年 5月 5日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。
その他	・保安検査期間外において泊発電所3号機におけるBディーゼル発電機起動回路の接続不良に係る保安規定違反(違反2)を1件確認した。		

東北電力株式会社 東通原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査	第1号機	平成23年 2月 6日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月18日～3月1日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査	第1号機	平成23年 9月10日～(実施中)	
	第2号機	平成22年11月 6日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 9月10日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月18日～3月1日	検査結果取りまとめ中。

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付け、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付けで廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日 ～ (実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日 ～ (実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項
実施計画に定める発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該発電用原子炉施設の性能について行う検査	施設定期検査		
		平成30年 8月 10日～ (実施中)	
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	第1回	平成30年 5月 30日 ～ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年 9月 3日 ～ 9月 14日	実施計画違反（監視）を確認。
	第3回	平成30年 11月 28日 ～ 12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年 2月 20日 ～ 3月 5日	検査結果取りまとめ中。
		保安のための措置上必要と認める保安検査	
		平成31年 2月 8日 ～ 実施中	検査実施中。

東京電力ホールディングス株式会社 **福島第二原子力発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	(停止中)	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている(法に基づく定期検査実施時期変更承認済)。
	第2号機	(停止中)	
	第3号機	(停止中)	
	第4号機	(停止中)	
保安検査	第1回	平成30年6月4日～6月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年9月3日～9月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	保安規定違反について、第4回保安検査にて継続して確認することとした。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。

東京電力ホールディングス株式会社 **柏崎刈羽原子力発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年8月6日～(実施中)	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。
	第2号機	平成19年2月19日～(実施中)	
	第3号機	平成19年9月19日～(実施中)	
	第4号機	平成20年2月11日～(実施中)	
	第5号機	平成24年1月25日～(実施中)	
	第6号機	平成24年3月26日～(実施中)	
	第7号機	平成23年8月23日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 **東海発電所**

廃止措置中(原子炉領域以外の撤去中)。

		実施期間	結果 / 特記事項
保安検査	第1回	平成30年8月6日～8月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成31年2月12日～2月15日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 **東海第二発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査		平成 23 年 5 月 21 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 30 年 5 月 21 日 ~ 6 月 1 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 30 年 8 月 16 日 ~ 8 月 31 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 30 年 11 月 26 日 ~ 12 月 7 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 31 年 2 月 25 日 ~ 3 月 8 日	検査結果取りまとめ中。

中部電力株式会社 **浜岡原子力発電所**

対象期間において、第 1、2 号機は、廃止措置中（原子炉領域周辺設備解体撤去期間中）、第 3~5 号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日 ~ (実施中)	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日 ~ (実施中)	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 30 年 5 月 24 日 ~ 6 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 30 年 8 月 27 日 ~ 9 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 30 年 11 月 26 日 ~ 12 月 7 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 31 年 2 月 25 日 ~ 3 月 8 日	検査結果取りまとめ中。

その他

- ・平成 30 年 6 月 5 日に第 5 号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同月 12 日に復帰。
- ・平成 30 年 10 月 6 日に第 4 号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日に復帰。

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月18日～3月1日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中(原子炉本体等解体準備期間中)、第2号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年12月3日～ 平成31年3月22日	検査結果：良
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年5月24日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月30日～9月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、第1号機及び第2号機は廃止措置中（解体準備期間中）。第3号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年1月15日～4月26日 平成31年1月21日～（実施中）	検査結果：良
	第2号機	平成30年1月12日～4月26日 平成31年1月22日～（実施中）	検査結果：良
	第3号機	平成23年 5月14日～（実施中）	
使用前 検査	第3号機	平成30年 1月15日～（実施中）	
保安検査	第1回	平成30年 5月28日～ 6月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年 8月23日～ 9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年 11月26日～ 12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年 3月1日～ 3月15日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第1,2号機が停止中、第3号機は運転中、第4号機は平成30年5月9日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項	
施設定期 検査	第1号機	平成22年 12月10日～（実施中）		
	第2号機	平成23年 12月16日～（実施中）		
	第3号機	平成25年 9月2日～ 平成30年 4月10日	検査結果：良	
	第4号機	平成25年 9月15日～ 平成30年 6月5日	検査結果：良	
使用前 検査	第3号機	平成29年 9月11日～ 平成30年 4月10日	検査結果：合格	
	第4号機	平成29年 9月14日～ 平成30年 6月5日	検査結果：合格	
保安検査	第1回	平成30年 5月28日～ 6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）			
		平成30年 4月26日～ 6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成30年 6月18日～ 6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）			
		平成30年 4月6日～ 4月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成30年 4月11日～ 4月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成30年 4月26日～ 6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成30年 4月10日～ 6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成30年 5月1日～ 5月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成30年 8月27日～ 9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
		平成30年 7月27日～ 9月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成30年 11月26日～ 12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
		平成30年 10月26日～ 12月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	平成30年 11月19日～ 11月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
第4回	平成31年 2月25日～ 3月8日	検査結果取りまとめ中。		
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）				

	平成 31 年 1 月 30 日 ~ 3 月 28 日	検査結果取りまとめ中。
	平成 31 年 3 月 13 日 ~ 3 月 19 日	検査結果取りまとめ中。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 10 月 17 日に第 3 号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同月 19 日に復帰。 ・保安検査期間外において、防火帯への一部干渉に関する保安規定違反（監視）を 1 件確認した。 	

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、第1,2号機が停止中、第3号機は平成30年8月31日に原子炉起動、第4号機は平成30年11月7日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年 1月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 11月25日～(実施中)	
	第3号機	平成30年 8月3日～12月7日	検査結果：良
	第4号機	平成30年 5月18日～ 9月28日	検査結果：良
使用前 検査	第1号機	平成28年 11月14日～(実施中)	
	第2号機	平成28年 11月14日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成30年 5月28日～6月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成30年 4月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 5月8日～5月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		平成30年 4月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 5月8日～5月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 5月17日～5月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 5月18日～5月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 5月25日～5月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年 8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)		
		平成30年 9月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成30年 8月2日～8月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 8月3日～8月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 8月10日～8月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		平成30年 7月24日～7月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 7月27日～8月3日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 8月17日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年 11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)		
		平成30年 10月26日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成30年 10月11日～10月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 10月15日～10月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年 10月31日～11月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成31年 2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)			
	平成31年 1月28日～3月28日	検査結果取りまとめ中。	
	平成31年 3月13日～3月19日	検査結果取りまとめ中。	

その他

- ・平成30年6月8日に第3・4号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同月9日に復帰。
- ・平成30年8月19日に第4号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日に復帰。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2号機及び第3号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年1月18日～5月25日 平成31年2月22日～（実施中）	検査結果：良
	第2号機	平成24年1月27日～（実施中）	
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第1回	平成30年5月28日～6月8日	保安規定違反（監視）を1件確認。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月6日	検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、2号機は停止中、第3号機は平成30年10月27日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年3月22日～7月12日	検査結果：良
	第2号機	平成24年1月13日～（実施中）	
	第3号機	平成29年10月3日～ 平成30年11月28日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成30年5月24日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年4月26日～6月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年6月11日～6月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年7月30日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年9月28日～10月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年10月19日～11月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年10月26日～12月25日	保安規定違反（監視）を1件確認。
		平成30年12月10日～12月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月26日～3月8日	検査結果取りまとめ中。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）			
	平成31年1月25日～3月26日	検査結果取りまとめ中。	
	平成31年2月8日～2月15日	検査結果取りまとめ中。	

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2号機は停止中、第3号機は平成30年3月23日に原子炉起動、第4号機は平成30年6月16日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年1月16日～5月10日 平成31年2月4日～（実施中）	検査結果：良
	第2号機	平成23年1月29日～（実施中）	
	第3号機	平成22年12月11日～ 平成30年5月16日	検査結果：良
	第4号機	平成23年12月25日～ 平成30年7月19日	検査結果：良
使用前 検査	第3号機	平成29年9月11日～ 平成30年5月16日	検査結果：合格
	第4号機	平成29年10月23日～ 平成30年7月19日	検査結果：合格
保安検査	第1回	平成30年5月29日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年3月15日～4月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月29日～6月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		平成30年4月20日～4月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年4月25日～5月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月29日～6月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月8日～5月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月23日～9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		平成30年7月31日～9月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年8月20日～8月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		平成30年6月8日～7月2日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		平成30年10月30日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成30年10月15日～10月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		平成30年11月16日～11月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
	平成31年1月25日～3月27日	検査結果取りまとめ中。	
	平成31年3月19日～3月27日	検査結果取りまとめ中。	

九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、第1号機は平成30年5月30日に原子炉起動、第2号機は平成30年8月29日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成30年 1月29日～ 6月29日	検査結果：良
	第2号機	平成30年 4月23日～ 9月28日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成30年6月4日～ 6月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		平成30年5月11日～ 5月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月11日～ 5月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月25日～ 6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年4月27日～ 6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		平成30年4月20日～ 4月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年4月26日～ 5月2日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年5月1日～ 5月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年4月27日～ 6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成30年8月27日～ 9月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
		平成30年7月25日～9月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		平成30年7月27日～8月3日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年7月30日～8月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成30年8月17日～9月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成30年11月26日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
		平成30年10月4日～12月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成31年2月25日～3月8日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
	平成31年1月29日～3月29日	検査結果取りまとめ中。	
	平成31年3月13日～3月20日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）			
	平成31年1月21日～1月30日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）			
	平成31年2月18日～2月27日	検査結果取りまとめ中。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 **高速増殖原型炉もんじゅ**

廃止措置中（燃料体取出し期間中）

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査		平成 30 年 12 月 15 日～平成 31 年 7 月 27 日	検査実施中
保安検査	第 1 回	平成 30 年 6 月 7 日～ 6 月 20 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 30 年 9 月 6 日～ 9 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 30 年 11 月 30 日～12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 31 年 3 月 1 日～ 3 月 12 日	検査結果取りまとめ中。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 **新型転換炉原型炉ふげん**

廃止措置中（原子炉周辺施設解体撤去出期間中）

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査		平成 30 年 9 月 1 日～12 月 28 日	検査結果：良
保安検査	第 1 回	平成 30 年 5 月 14 日～ 5 月 18 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 30 年 8 月 20 日～ 8 月 24 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 30 年 11 月 12 日～11 月 16 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 31 年 2 月 18 日～ 2 月 22 日	検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は年 4 回（廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については年 4 回以内）行うこととされている。

例えば、表中の「第 3 回」は、平成 30 年度第 3 回目の保安検査であることを示す。

4. 核燃料施設等の申請・許認可等の状況

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本原燃 (株)	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日 設計及び工事の方法 (本体 (その 1)) 平成 30 年 5 月 31 日 (本 体 (その 2)) 平成 30 年 7 月 13 日 (本体 (その 3)) (使用済燃料の受入施設 及び貯蔵施設 (その 1)) 平成 30 年 10 月 5 日 (本体 (その 4)) (固体廃棄物の廃棄施設 (その 1)) 平成 30 年 10 月 29 日	7	1	—
	MOX 燃料 加工施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日 設計及び工事の方法 (その 1) (その 2) 平成 30 年 11 月 9 日 (その 3) (その 4) 平成 30 年 12 月 27 日	7	1	—
	ウラン濃縮 施設	事業変更 平成 25 年 5 月 14 日 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 30 年 9 月 7 日	4	—	事業変更許可 平成 29 年 5 月 17 日

	廃棄物管理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 5 月 31 日 (その 2) 平成 30 年 10 月 5 日 (その 3) 平成 30 年 10 月 29 日	5	1	—
	廃棄物埋設施設	事業変更 平成 30 年 8 月 1 日	7	—	—
リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	保安規定変更 平成 25 年 3 月 29 日 事業変更 平成 26 年 1 月 15 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 28 年 3 月 22 日	7	—	—
三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 11 月 30 日 (その 2) 平成 30 年 6 月 25 日 (その 3) 平成 31 年 2 月 20 日	4	—	事業変更許可 平成 29 年 11 月 1 日 設計及び工事の方法の認可 (その 1) 平成 30 年 6 月 19 日

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日 保安規定変更 平成 26 年 3 月 14 日 設計及び工事の方法(その 1) 平成 29 年 9 月 25 日 (その 2) 平成 30 年 2 月 28 日 (その 3)(その 4)(その 5) 平成 30 年 12 月 26 日	2	—	事業変更許可 平成 30 年 8 月 22 日
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 30 年 9 月 3 日 (その 2) 平成 30 年 9 月 3 日 (その 3) 平成 30 年 10 月 12 日 (その 4) 平成 30 年 11 月 1 日 (その 5) 平成 30 年 11 月 1 日 (その 6) 平成 30 年 11 月 30 日 (その 7) 平成 30 年 11 月 30 日 (その 8) 平成 31 年 2 月 5 日	4	—	設置変更許可 平成 30 年 11 月 7 日 設計及び工事の方法の認可 (その 3) 平成 31 年 3 月 14 日 (その 5) 平成 31 年 3 月 14 日
	HTTR (高温工学試験研究炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日	9	1	—

	<p>平成 30 年 10 月 17 日※ 設計及び工事の方法 (その 1)</p> <p>平成 30 年 2 月 9 日 (その 2)</p> <p>平成 30 年 7 月 11 日 (その 3)</p> <p>平成 30 年 11 月 16 日 (その 4)</p> <p>平成 31 年 3 月 26 日</p>			
原子力科学 研究所 放 射性廃棄物 処理場	<p>設置変更 平成 27 年 2 月 6 日 設計及び工事の方法 (その 1)</p> <p>平成 29 年 11 月 14 日 (その 2)</p> <p>平成 30 年 3 月 12 日 (その 3)</p> <p>平成 30 年 6 月 1 日 (その 4)</p> <p>平成 30 年 8 月 29 日 (プロセスモニタの一部 更新)</p> <p>平成 30 年 9 月 18 日 (その 5)</p> <p>平成 30 年 10 月 4 日 (その 6)</p> <p>平成 30 年 11 月 29 日</p>	2	1	<p>設置変更許可 平成 30 年 10 月 17 日 設計及び工事の方法の 認可 (その 1)</p> <p>平成 30 年 12 月 17 日</p>
JMTR (材料 試験炉)	<p>設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日 (平成 29 年 12 月 5 日取 下げ)</p>	—	—	—
NSRR (原子 炉安全性研 究炉)	<p>設置変更 平成 27 年 3 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1)</p>	2	—	<p>設置変更許可 平成 30 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法の 認可 (その 1)</p>

		<p>平成 29 年 7 月 4 日 (その 2)</p> <p>平成 29 年 8 月 4 日 (その 3)</p> <p>平成 29 年 8 月 24 日 (その 4)</p> <p>平成 29 年 10 月 13 日 (その 5)</p> <p>平成 29 年 12 月 13 日 (その 5)変更認可申請</p> <p>平成 30 年 11 月 29 日</p> <p>保安規定変更</p> <p>平成 30 年 3 月 6 日</p>			<p>平成 30 年 2 月 20 日 (その 2)</p> <p>平成 30 年 2 月 26 日 (その 3)</p> <p>平成 30 年 2 月 15 日 (その 4)</p> <p>平成 30 年 4 月 20 日 (その 5)</p> <p>平成 30 年 7 月 10 日 保安規定変更認可</p> <p>平成 30 年 3 月 22 日</p>
	STACY (定常臨界実験装置)	<p>設置変更</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1)</p> <p>平成 28 年 8 月 9 日 (ウラン棒状燃料の製作)</p> <p>平成 29 年 8 月 1 日 (その 2)</p> <p>平成 29 年 8 月 10 日 (実験棟 A の耐震改修)</p> <p>平成 29 年 11 月 29 日 (その 3)</p> <p>平成 31 年 3 月 29 日 (STACY の更新)</p> <p>保安規定変更</p> <p>平成 28 年 8 月 9 日</p>	2	—	<p>設置変更許可</p> <p>平成 30 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法の 認可</p> <p>(その 1)</p> <p>平成 30 年 3 月 29 日 (ウラン棒状燃料の製 作)</p> <p>平成 30 年 5 月 30 日 (その 2)</p> <p>— (実験棟 A の耐震改修)</p> <p>平成 30 年 7 月 5 日</p> <p>保安規定変更認可</p> <p>平成 30 年 3 月 1 日</p>
	高速実験炉 原子炉施設	<p>設置変更</p> <p>保安規定変更</p> <p>平成 29 年 3 月 30 日</p>	7	—	—
原子燃料工業 (株)	ウラン燃料 加工施設 (東海事業所)	<p>事業変更</p> <p>保安規定変更</p> <p>平成 26 年 2 月 14 日</p> <p>設計及び工事の方法</p>	2	—	<p>事業変更許可</p> <p>平成 29 年 12 月 20 日 保安規定変更認可</p> <p>平成 30 年 12 月 3 日</p>

		(その1)(その2)(その3) 平成30年2月9日			設計及び工事の方法の認可 (その1)(その2) 平成30年5月22日 (その3) 平成30年5月28日
	ウラン燃料加工施設 (熊取事業所)	事業変更 保安規定変更 平成26年4月18日 設計及び工事の方法(その1) 平成30年10月22日	3	—	事業変更許可 平成30年3月28日
(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 平成25年7月24日 保安規定変更 平成26年4月18日 設計及び工事の方法(その1) 平成29年5月19日	3	—	事業変更許可 平成29年4月5日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 平成31年1月30日
京都大学	KUR(京都大学研究用原子炉)	設置変更 保安規定変更 平成26年9月30日 平成28年10月5日** 設計及び工事の方法(その1) 平成28年9月14日(その2) 平成28年12月27日(その3) 平成29年1月25日(避雷設備) 平成29年2月17日(その4) 平成29年3月31日(その5) 平成29年6月2日(廃棄物処理場の漏えい警報装置)	—	—	設置変更承認 平成28年9月21日 保安規定変更承認 平成29年2月28日 設計及び工事の方法の承認(その1) 平成29年2月15日(その2) 平成29年2月24日(その3) 平成29年6月12日(避雷設備) 平成29年3月30日(その4) 平成29年6月12日(その5) 平成29年7月14日(廃棄物処理場の漏えい警報装置)

		平成 29 年 7 月 7 日			平成 29 年 7 月 27 日
	KUCA(京都大学臨界実験装置)	設置変更 平成 26 年 9 月 30 日 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日 平成 28 年 5 月 27 日** 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 7 月 26 日(その 2) 平成 28 年 12 月 27 日(核計装ケーブルの更新) 平成 28 年 12 月 27 日(第 1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 28 年 12 月 27 日(避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日(廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 2 日	1	—	設置変更承認 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更承認 平成 29 年 6 月 15 日 平成 28 年 8 月 29 日 設計及び工事の方法の承認(その 1) 平成 29 年 2 月 15 日(その 2) 平成 29 年 4 月 25 日 (核計装ケーブルの更新) 平成 29 年 2 月 24 日(第 1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 29 年 2 月 1 日(避雷設備) 平成 29 年 4 月 20 日(廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 13 日
近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 6 月 30 日(その 2) 平成 28 年 8 月 4 日(その 3) 平成 28 年 10 月 13 日	2	—	設置変更許可 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更認可 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の認可(その 1) (その 2) 平成 28 年 10 月 13 日(その 3) 平成 29 年 2 月 7 日
日本原子力発電(株)	東海低レベル廃棄物埋設事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	6	—	

・平成 31 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

・審査会合及び現地調査の回数は、平成 30 年度に実施した回数を記載している。

- ・1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

※平成 26 年 11 月 26 日付けで申請された保安規定変更認可申請書について、平成 30 年 10 月 17 日付けで取下げがなされ、同日付けで再申請がなされた。

5. 原子力施設に係る審査・検査等の件数

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

① 実用発電用原子炉等に係る審査・検査等の状況

施設の種別		件数
実用発電用原子炉 (45施設) (廃止措置中：9施設)	設置の変更の許可	12
	設置の変更の届出	29
	工事の計画の認可	26
	工事の計画の変更の認可	17
	工事の計画の届出	5
	工事の計画の届出に係る審査期間の延長	1
	使用前検査の合格	46
	燃料体の設計の認可	2
	燃料体検査の合格	22
	溶接事業者検査に係る評定	26
	定期事業者検査に係る評定	3
	施設定期検査の終了	15
	保安規定の認可又は変更の認可	29
	保安検査	146
	安全性の向上のための評価の結果等の届出	3
	運転の期間の延長の認可	1
	廃止措置計画の変更の認可	1
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	11
	原子炉本体の試験使用承認	6
	一部使用承認	10
	使用前検査の省略の指示	17
	燃料体検査の省略の指示	5
	実施計画の変更の認可	31
	特定原子力施設に係る一部使用承認	9
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	27
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	16
	特定原子力施設に係る輸入溶接検査の終了	0
	特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	0
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	4	
研究開発段階発電用原子炉施設 (廃止措置中：2施設)	設置の変更の許可	1
	設置の変更の届出	1
	施設定期検査の終了	1
	保安規定の認可又は変更の認可	3
	保安検査	8
	廃止措置計画の変更の認可	1
	廃止措置計画の軽微な変更の届出	2

②核燃料施設等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (6施設) (建設中：1施設)	設置の変更の許可	0
	設計及び工事の方法の変更の認可	3
	設計及び工事の方法の認可	2
	使用前検査の合格	0
	溶接方法の認可	1
	保安規定の変更の認可	5
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (22施設) (廃止措置中：10施設)	設置の変更の許可(承認)	3
	設計及び工事の方法の認可(承認)又は変更の認可(承認)	12
	施設定期検査の合格	3
	使用前検査の合格	10
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可(承認)又は変更の認可(承認)	6
	保安検査	38
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置計画の変更の認可	4
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1施設)	溶接検査の合格	0
	溶接方法の認可	0
	型式証明又は変更の承認	3
	型式指定又は変更の承認	0
再処理施設 (2施設) (廃止措置中：1施設)	設計及び工事の方法の認可	1
	設計及び工事の方法の変更の認可	1
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	1
	廃止措置計画の認可	1
	廃止措置計画の変更の認可	3
	保安規定の変更の認可	3
	保安検査	8
第二種廃棄物埋設施設 (2施設)	廃棄体に係る確認	10
	保安規定の変更の認可	1
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2施設)	設計及び工事の方法の認可	0
	溶接検査の合格	3
	溶接方法の認可	1
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	8
核燃料物質使用施設 (11施設)	使用の変更の許可	2
	施設検査の合格	12
	保安規定の認可又は変更の認可	17
	保安検査	44
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置の終了の確認	0
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	0
	核燃料輸送物の設計の承認	16
	輸送容器の承認	12
	工場外等における運搬に関する確認	34
	放射能濃度の確認	1

・平成 31 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。
※加工施設及び再処理施設の溶接方法の認可については、1 つの申請で加工施設と再処理施設の 2 つの認可を行った。

6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後40年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日 ※1
	高浜発電所2号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日 ※1
	美浜発電所3号炉	平成27年11月26日	—	平成28年11月16日	平成28年11月30日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	平成29年11月24日	5	平成30年11月7日	平成30年11月27日

・審査会合の回数は、平成30年度に実施した回数を記載している。

※1:原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成27年4月8日から同年7月8日までの間が申請期間。

7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
北海道電力(株)	泊発電所1号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成30年6月18日	1※4	—	平成31年6月22日
東北電力(株)	女川原子力発電所1号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月6日	—※4	平成26年5月21日	平成26年6月1日
東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所2号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年7月31日	—※4	平成26年1月22日	平成26年2月3日
	福島第二原子力発電所2号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成30年10月31日	1※4	平成31年1月30日	—※2
	福島第二原子力発電所3号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年6月20日	—※4	平成27年6月10日	平成27年6月21日
	福島第二原子力発電所4号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月23日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月25日
	柏崎刈羽原子力発電所1号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年9月16日	—※4	平成27年9月14日	平成27年9月18日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所3号炉 (30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月25日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月28日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉 (40年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月12日	—※4	平成26年11月12日	平成26年11月14日

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 1 月 15 日	—	平成 27 年 11 月 18 日 ※ ₃	平成 27 年 1 月 17 日
	高浜発電所 4 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 6 月 3 日	—	平成 27 年 11 月 18 日 ※ ₃	平成 27 年 6 月 5 日
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 11 月 11 日	—※ ₄	平成 27 年 4 月 8 日	平成 27 年 11 月 14 日
関西電力(株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日※ ₁
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日※ ₁
	美浜発電所 1 号炉 (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 9 月 29 日	—※ ₄	平成 27 年 11 月 17 日	—※ ₂
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 26 日	—	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
中国電力(株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	—※ ₄	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
	島根原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 30 年 2 月 7 日	4	—※ ₃	平成 31 年 2 月 10 日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	—	平成 27 年 8 月 5 日※ ₃	平成 26 年 7 月 4 日
	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	—※ ₄	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	—	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原子力発電(株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 2 月 15 日	—※ ₄	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 2 月 17 日
	東海第二発電所 (40 年) (運転前提)	平成 29 年 11 月 24 日	5	平成 30 年 11 月 7 日	平成 30 年 11 月 27 日

・審査会合の回数は、平成 30 年度に実施した回数を記載している。

※1:原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

※2:原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化対策の審査を実施。

※4:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が審査を実施し、その

結果を原子力規制委員会に報告し、決裁を得る。なお、平成 27 年 6 月 10 日の原子力規制委員会を踏まえ、平成 27 年 6 月 11 日以降は原子力規制委員会文書管理要領（平成 24 年 9 月 19 日）に則り運用する。

8. 廃止措置計画認可等の状況

施設の種別	申請者	対象施設	申請日	認可日
加工施設 (1 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	平成 30 年 9 月 28 日	—
試験研究用等原子 炉施設 (廃止措置中： 10 施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所 JRR-2	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 11 月 6 日
		原子力科学研究所 JRR-4	平成 27 年 12 月 25 日	平成 29 年 6 月 7 日
		原子力科学研究所 過渡臨界実験 装置 (TRACY)	平成 27 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 7 日
		大洗研究開発センター 重水臨界 実験装置 (DCA)	平成 18 年 5 月 12 日	平成 18 年 10 月 20 日
		青森研究開発センター 原子力第 1 船 むつ	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 10 月 20 日
	国立大学法人東京大学	国立大学法人東京大学大学院工 学系 研究科原子力専攻 東京大 学原子炉 (弥生)	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 8 月 24 日
	学校法人立教学院立教大学	立教大学原子力研究所 立教大学 炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 1 日
	学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所 東京 都市大学炉	平成 18 年 5 月 30 日	平成 19 年 6 月 5 日
	(株) 日立製作所 王禅寺 センタ	日立教育訓練用原子炉 (HTR)	平成 18 年 5 月 31 日	平成 19 年 4 月 20 日
	(株) 東芝 原子力技術研 究所	東芝臨界実験装置 (NCA)	平成 18 年 3 月 31 日	平成 19 年 5 月 22 日
実用発電用原子炉 (廃止措置中：7 施設)	日本原子力発電 (株)	東海発電所	平成 18 年 3 月 10 日	平成 18 年 6 月 30 日
		敦賀発電所 1 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
	中部電力 (株)	浜岡原子力発電所 1,2 号機	平成 21 年 6 月 1 日	平成 21 年 11 月 18 日
	九州電力 (株)	玄海原子力発電所 1 号機	平成 27 年 12 月 22 日	平成 29 年 4 月 19 日
	関西電力 (株)	美浜発電所 1,2 号機	平成 28 年 2 月 12 日	平成 29 年 4 月 19 日
	中国電力 (株)	島根原子力発電所 1 号機	平成 28 年 7 月 4 日	平成 29 年 4 月 19 日
	四国電力 (株)	伊方原子力発電所 1 号機	平成 28 年 12 月 26 日	平成 29 年 6 月 28 日
研究開発段階発電 用原子炉 (廃止措置中：2 施設)	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構	新型転換炉原型炉ふげん	平成 18 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 12 日
		高速増殖炉原型炉もんじゅ	平成 29 年 12 月 6 日	平成 30 年 3 月 28 日
再処理施設		核燃料サイクル工学研究所再処 理施設	平成 29 年 6 月 30 日	平成 30 年 6 月 13 日

9. 放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

事業者	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2283)	使用の許可(承認)	26
	許可使用に係る変更の許可(承認)	260
	法人の合併又は分割の認可	8
	廃止等の届出	78
	立入検査	155
届出使用者 (事業所数：510)	使用の届出	12
	使用の届出に係る変更の届出	31
	廃止等の届出	42
	立入検査	45
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4872)	表示付認証機器の届出	862
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	760
	廃止等の届出	890
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：310)	販売業の届出	10
	販売業の届出に係る変更の届出	72
	廃止等の届出	11
	立入検査	37
届出賃貸業者 (事業所数：154)	賃貸業の届出	5
	賃貸業の届出に係る変更の届出	39
	廃止等の届出	0
	立入検査	13
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	1
	廃止等の届出	0
	立入検査	7
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	88
登録認証機関等 (登録機関数：17)	登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録定期確認機関への立入検査	9

第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）

1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	31
使用前検査の終了	27
試験使用の承認	2
一部使用の承認	9
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	16
輸入溶接検査の終了	0
施設定期検査の終了	0
保安検査	4

第5 安全研究関係資料（第4章、第6章関係）

1. 平成30年度実施安全研究

番号	研究分野	プロジェクト名	実施期間
1	外部事象	地震ハザード評価の信頼性向上に関する研究	H29-H31
2		津波ハザード評価の信頼性向上に関する研究	H29-H32
3		地震の活動履歴評価手法に関する研究	H29-H31
4		断層破碎物質を用いた断層の活動性評価手法に関する研究	H25-H31
5		火山影響評価に係る科学的知見の整備	H25-H30
6		地震・津波及びその他の外部事象等に係る施設・設備のフラジリティ評価に関する研究	H29-H32
7	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究	H29-H32
8	人的組織的要因	人間・組織に係るソフト面の安全規制への最新知見の反映	H26-H30
9	リスク評価	規制へのPRAの活用のための手法開発及び適用に関する研究	H29-H33
10	シビアアクシデント（軽水炉）	軽水炉の重大事故の重要物理化学現象に係る実験	H27-H31
11		軽水炉の重大事故時における不確かさの大きな物理化学現象に係る解析コードの開発	H29-H34
12		軽水炉の重大事故における格納容器機能喪失及び確率論的リスク評価に係る解析手法の整備	H29-H34
13		重大事故の事故シーケンスグループに係る事故進展解析	H29-H31
14	熱流動・核特性	国産システム解析コードの開発	H24-H30
15		事故時等の熱流動評価に係る実験的研究	H24-H30
16	核燃料	燃料健全性に関する規制高度化研究	H19-H33
17		事故時燃料安全性に関する規制高度化研究	H18-H30
18	材料・構造（経年劣化含む）	軽水炉照射材料健全性評価研究	H18-H31
19		重大事故時の原子炉格納容器の終局的耐力評価に関する研究	H29-H33
20		電気・計装設備用高分子材料の長期健全性評価に係る研究	H29-H31
21	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備	H26-H33
22	核燃料サイクル施設	加工施設及び再処理施設のリスク評価手法の高度化に関する研究	H29-H32
23	放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設に影響する長期自然事象の調査方法及びバリア特性長期変遷の評価方法に関する研究	H29-H32

24	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物等の放射能濃度評価技術に関する研究	H29-H32
25	原子力災害対策	緊急時活動レベル（EAL）に係るリスク情報活用等の研究	H29-H31
26	原子力災害対策、放射線規制・管理	放射線安全規制研究戦略的推進事業	H29-

第6 核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）

1. 核物質防護規定の認可等の件数

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	<p>91件（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設 3件 試験研究用等原子炉 7件 実用発電用原子炉 61件 研究開発段階炉 0件 貯蔵施設 0件 再処理施設 3件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 11件 特定原子力施設 4件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （核物質防護検査）	<p>56件（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設 7件 試験研究用等原子炉 7件 実用発電用原子炉 17件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 1件 再処理施設 2件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 17件 特定原子力施設 1件

第7 各種検討会合等の実績

※各審議会等の実績はいずれも平成30年度末現在

1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会
- (4) 放射線審議会
- (5) 国立研究開発法人審議会

2. 審査会合

- (1) 新規規制基準適合性に係る審査会合
- (2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合

3. 各種検討チーム

- (1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム
- (2) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (3) 維持規格の技術評価に関する検討チーム
- (4) 規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム
- (5) 東海再処理施設等安全監視チーム
- (6) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (7) 検査制度の見直しに関する検討チーム
- (8) 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム
- (9) 安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム

4. 特定の調査・検討会

- (1) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (2) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会
- (3) 技術情報検討会
- (4) 技術評価検討会

5. その他

- (1) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (2) 原子力規制委員会平成30年度行政事業レビューに係る外部有識者会合
- (3) 新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合
- (4) 研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会
- (5) 実務者レベルでの技術的意見交換
- (6) 原子力事業者防災訓練報告会

1. 審議会等

(1) 原子炉安全専門審査会

概要

原子炉安全専門審査会（炉安審）は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。炉安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

現在、原子力規制委員会から指示された調査審議事項が5つある。炉安審は、原子力規制委員会からの調査審議事項のうち火山に関することを付託する原子炉火山部会、原子炉火山部会への付託事項以外のことを付託する原子炉安全基本部会を置いている。

原子力規制委員会は、平成26年2月5日の原子力規制委員会において原子力規制委員会設置法を踏まえた炉安審の設置方針を決定し、これに基づき同年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に炉安審を開催している。

平成30年度は、炉安審を2回、原子炉安全基本部会を1回、原子炉火山部会を3回開催している。主な成果として、調査審議事項のうち「原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価（国民に対するわかりやすい説明方法等）」に対する原子力規制委員会への回答が平成30年4月5日にとりまとめられた。この回答は、平成30年5月9日の第8回原子力規制委員会臨時会議において、炉安審会長から原子力規制委員会に報告された。

委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構事業計画統括部長
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センターセンター長
	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	関村 直人 ◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部電気・電子工学科教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター長
	西田 明美	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主席
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター特任教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授	
吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授	
米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事・認定センター長	
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学大学院理工学研究科地球環境科学専攻教授
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門部門長総括主任研究員

※◎は会長

原子炉安全基本部会委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構事業計画統括部長
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センターセンター長
	関村 直人 ◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部電気・電子工学科教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター長
	西田 明美	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主幹
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター副センター長
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授
米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事・認定センター長	

※◎は会長

原子炉火山部会委員構成

審査委員	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター特任教授
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学大学院理工学研究科地球環境科学専攻教授
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門部門長総括主任研究員

(2) 核燃料安全専門審査会

概要

核燃料安全専門審査会（燃安審）は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。燃安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

現在、原子力規制委員会から指示された調査審議事項は、(4)のとおりである。

原子力規制委員会は、平成26年2月5日の原子力規制委員会において原子力規制委員会設置法を踏まえた燃安審の設置方針を決定し、これに基づき同年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に燃安審を開催している。

平成30年度は、燃安審を3回開催している。主な成果として、調査審議事項のうち「原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価（国民に対するわかりやすい説明方法等）」に対する原子力規制委員会への回答が平成30年4月5日にとりまとめられた。この回答は、平成30年5月9日の第8回原子力規制委員会臨時会議において、燃安審会長から原子力規制委員会に報告された。

委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	榎田 洋一	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所准教授
	黒崎 健	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科准教授
	澤田 佳代	国立大学法人名古屋大学未来材料・システム研究所准教授
	角 美奈子	公益財団法人がん研究会有明病院 放射線治療科副部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター長
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	山本 章夫 ◎	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授

※◎は会長

(3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会

炉安審 回	燃安審 回	月/日	議題
18 合同	20 合同	7/3	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会会長の選任について 核燃料安全専門審査会会長の選任について 原子炉安全基本部会について スクリーニングと要対応技術情報の状況について 検査制度の見直しに関する検討状況について
19 合同	21 合同	11/1	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会原子炉火山部会の活動状況について IRRS において明らかになった課題への対応について 監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について スクリーニングと要対応技術情報の状況について その他
第4回 原子炉 安全基 本部会 合同	22 合同	3/15	<ul style="list-style-type: none"> 検査制度の見直しに関する検討状況について 検査制度の見直しによる新たな監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について IRRS において明らかになった課題への対応方針について スクリーニングと要対応技術情報の状況について その他

原子炉火山部会の開催実績

回	月日	議題
3	04.13	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会が策定する火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安について その他
4	08.10	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価について 原子力規制委員会が策定する火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安について その他
5	03.22	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会が策定する「原子炉の停止等に係る判断の目安」について 大規模噴火プロセス等の知見の蓄積に係る研究について その他

原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会への調査審議事項

・国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成26年2月、炉安審及び燃安審への指示】

・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について調査審議を行うこと。

【平成 27 年 12 月、炉安審への指示】

・平成 28 年 1 月にレビューを受けた IRRS (IAEA の総合規制評価サービス) において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うこと。

【平成 28 年 3 月、炉安審及び燃安審への指示】

・検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 29 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】

・また、原子力規制委員会が目指す安全の目標と、新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価（国民に対するわかりやすい説明方法等）について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 29 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】

(4) 放射線審議会

概要

平成 30 年度は放射線審議会総会を 4 回開催し、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について」を取りまとめたほか、ICRP2007 年勧告の国内制度への取り入れ等に関する審議を行った。

委員構成

委員	上巻 義朋	(国研) 理化学研究所仁科加速器科学研究センター 研究嘱託
	大野 和子	京都医療科学大学医療科学部教授
	小田 啓二	神戸大学副学長、同大学院海事科学研究科教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部人間科学講座教授
	神谷 研二 ◎	広島大学副学長、福島県立医科大学副学長
	唐澤 久美子	東京女子医科大学理事、医学部長、医学部放射線腫瘍学講座教授
	神田 玲子	(国研) 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センター長
	岸本 充生	大阪大学データビリティフロンティア機構ビッグデータ社会技術部門教授
	高田 千恵	(国研) 日本原子力研究開発機構核燃料・バックエンド研究開発部門核燃料サイクル工学研究所放射線管理部線量計測課課長
	二ツ川 章二○	(公社) 日本アイソトープ協会常務理事
	松田 尚樹	長崎大学原爆後障害医療研究所教授
	横山 須美	藤田医科大学医療科学部准教授
	吉田 浩子	東北大学大学院薬学研究科ラジオアイソトープ研究教育センター准教授

※◎は会長、○は会長代理

放射線審議会の開催実績

回	月日	議題
141	06.22	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任及び会長代理の指名 ・「医療放射線の適正管理に関する検討会」（厚生労働省）における検討状況について ・ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り入れの進め方について ・東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて ・ICRP の最近の活動状況について ・その他
142	09.28	<ul style="list-style-type: none"> ・「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況について ・東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて ・その他
143	01.25	<ul style="list-style-type: none"> ・東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて ・放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について ・その他
144	03.15	<ul style="list-style-type: none"> ・「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況等について（報告） ・ICRP2007 年勧告の取り入れ（女性の放射線業務従事者等に対する線量限度）について ・その他

(5) 国立研究開発法人審議会

概要

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

平成 30 年度においては、量子科学技術研究開発機構部会を計 3 回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務実績評価並びに中長期目標及び評価軸の変更案などについて意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計 3 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

委員構成

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二○	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	廣瀬 祐子	株式会社 B S 日本 編成局 エクゼクティブ・プロデューサー

※◎は会長、○は副会長

各部会の委員構成

・量子科学技術研究開発機構部会

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授

・日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	廣瀬 祐子	株式会社 B S 日本 編成局 エクゼクティブ・プロデューサー

各部会の開催実績

・量子科学技術研究開発機構部会

回	月日	議題
5	07.9	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成29年度業務実績評価の実施方針について ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成29年度業務実績評価について（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構からのヒアリング）
6	07.20	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成29年度業務実績評価について（とりまとめ） ・その他
7	02.19	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標及び評価軸の変更案について <p>※平成31年2月19日（火）～2月21日（木）の間で書面審議</p>

・日本原子力研究開発機構部会

回	月日	議題
7	07.20	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の業務実績について ・その他
8	08.06	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の業務実績に関する意見の取りまとめについて
9	12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標の変更案について

2. 審査会合

(1) 新規制基準適合性に係る審査会合

概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、平成 30 年度において原子力発電所については計 129 回、核燃料施設等については計 38 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、平成 30 年度は計 4 回開催した。

各審査会合の構成

・原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員長（原子力規制委員会委員として第 500 回まで参加）
	石渡 明	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 513 回から参加）
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山田 知穂	原子力規制部長
	山形 浩史	緊急事態対策監
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 672 回から参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 671 回まで参加）
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	内藤 浩行	安全規制調整官
	武山 松次	安全規制調整官
	藤森 昭裕	安全規制調査官（第 662 回から参加）
	小山田 巧	安全規制調整官（第 661 回まで参加）
	寒川 琢実	安全規制調整官
	渡邊 桂一	安全規制調整官（第 610 回から参加）
	岩田 順一	安全規制調査官（第 598 回から参加）
	米山 弘光	安全規制調整官（第 576 回まで参加）
	川崎 憲二	安全管理調査官
	山口 道夫	安全管理調査官
	天野 直樹	安全管理調査官
	川下 泰弘	企画調査官
池田 雅昭	統括技術研究調査官	

• 核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	青木 昌浩	審議官
	片岡 洋	審議官
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	青木 一哉	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	青山 勝信	安全管理調査官
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	澁谷 朝紀	安全規制調整官
	小川 明彦	安全規制調整官
	宮脇 豊	安全管理調査官
	長谷川 清光	安全規制調整官
	小山田 巧	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全規制調整官
	戸ヶ崎 康	企画調査官
	細野 行夫	企画調査官

• 原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	池田 雅昭	統括技術研究調査官
	天野 直樹	安全管理調査官
	藤森 昭裕	安全管理調査官

(2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合

概要

原子力施設の廃止措置計画について、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る審査会合を開催している。平成 30 年度において原子力発電所については計 3 回、核燃料施設等については計 1 回の審査会合を開催した。

各審査会合の構成

・ 実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（安全規制管理官（実用炉審査担当）として第 2 回まで参加）
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）（第 3 回から参加）
	小山田 巧	安全規制調整官（第 1 回まで参加）
	藤森 昭裕	安全管理調査官（第 2 回から参加）

3. 各種検討チーム

(1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

概要

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制基準等の整備の検討を進めるため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 26 年度に編成し、平成 30 年度において計 3 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	伴 信彦	原子力規制委員会委員 (第 30 回及び第 31 回に参加)
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(国研) 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
量子科学技術 研究開発機構	川口 勇生	放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター 主任研究員
日本原子力研 究開発機構	山口 徹治	安全研究・防災支援部門安全研究センター環境安全 研究ディビジョン長
	武田 聖司	安全研究・防災支援部門安全研究センター環境安全 研究ディビジョン環境影響評価研究グループリーダ ー
	前田 敏克	安全研究・防災支援部門安全研究センター環境安全 研究ディビジョン廃棄物安全研究グループリーダ ー
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	辻原 浩	技術基盤課長
	青木 一哉	安全規制管理官 (核燃料施設審査担当)
	迎 隆	安全技術管理官 (核燃料廃棄物担当)
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	核燃料廃棄物研究部門首席技術研究調査官

(2) 環境放射線モニタリング技術検討チーム

概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため、伴信彦委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成30年度において計3回開催した（詳細は、第6章第1節4.参照）。

チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	青野 辰雄	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境動態研究チームチームリーダー
	飯本 武志	東京大学教授
	高橋 知之	京都大学准教授
	田上 恵子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境移行パラメータ研究チームチームリーダー
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島環境安全センター分析技術開発アドバイザー
	百瀬 琢磨	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所副所長
	山澤 弘実	名古屋大学教授
	竹ヶ原 仁	青森県原子力センター 所長
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	武山 松次	監視情報課課長
	小此木 裕二	監視情報課企画官
	根木 桂三	放射線環境対策室室長
	佐藤 暁	放射線防護企画課課長

(3)維持規格の技術評価に関する検討チーム

概要

日本機械学会の「発電用設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する規格の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームをこれまで計6回開催しており、平成29年度は検討チームにおいて抽出された課題について、諸外国の対応状況等の調査を行った。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力システム安全工学専攻特任教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財)発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究・防災支援部門安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン長
	勝山 仁哉	安全研究・防災支援部門安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主幹
原子力規制庁	櫻田 道夫	技術基盤グループ長
	辻原 浩	技術基盤課長
	萩沼 真之	技術基盤課企画調整官

(4)規制に係る人的組織的要因に関する検討チーム

概要

事業者の安全文化に係る取組等に関して原子力規制委員会が審査及び検査を行う際に用いるガイド並びに事業者が行う不適合の原因分析に係る取組等に関して原子力規制委員会が審査及び検査を行う際に用いるガイドの検討を進めるため、伴委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 29 年度に編成し、平成 29 年度においては 5 回、平成 30 年度においては 2 回、計 7 回の検討チームを開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	勝田 忠広	学校法人明治大学法学部 准教授
	中條 武志	学校法人中央大学理工学部経営システム工学科教授
	野口 和彦	国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院教授 リスク共生社会創造センター センター長
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	大村 哲臣	長官官房審議官（第 1 回に参加）
	辻原 浩	技術基盤課長
	倉崎 高明	技術基盤課長（第 1 回に参加）
	永瀬 文久	安全技術管理官（システム安全担当）
	寒川 琢実	実用炉審査部門 安全規制調整官（実用炉審査担当）
	小坂 淳彦	実用炉監視部門 企画調査官

(5) 東海再処理施設等安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等について継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 30 年度において計 8 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	片岡 洋	審議官
	宮本 久	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 25 回まで）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 26 回から）
	青木 一哉	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	山田 憲和	首席技術研究調査官（廃棄物処分・廃棄・廃止措置担当）
	大向 繁勝	安全規制調整官（試験炉担当）（第 25 回まで）
	戸ヶ崎 康	企画調査官（試験炉担当）（第 26 回から）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理・使用・研開炉担当）
	小川 明彦	安全規制調整官（ウラン加工担当）
	澁谷 朝紀	安全規制調整官（埋設・廃棄物担当）
	宮脇 豊	安全管理調査官（再処理・原燃加工担当）
	大東 誠	首席原子力専門検査官

(6)もんじゅ廃止措置安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 29 年 1 月に設置し、平成 31 年 3 月までに計 19 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理・使用・研究開発段階炉担当）
	細野 行夫	企画調査官
	西村 正美	地域原子力規制総括調整官

(7)検査制度の見直しに関する検討チーム

概要

IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘への対応も含め、検査制度の改善の方向性について検討するため、原子力規制委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 30 年度に計 3 回開催した。また、検査制度の見直しに関する詳細な検討を行うため、検討チームの下に規制機関及び被規制者の実務担当から成るワーキンググループを平成 30 年度に計 9 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第 11 回ワーキンググループまで参加)
	山中 伸介	原子力規制委員会委員 (第 9 回から参加)
外部専門家	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター長
原子力規制庁	安井 正也	長官 (第 11 回ワーキンググループまで参加)
	山田 知穂	原子力規制部長 (制度改正審議室長として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	片岡 洋	長官官房 審議官 (第 9 回から参加)
	金子 修一	検査監督総括課長 (制度改正審議室統括調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	志間 正和	検査監督総括課 統括監視指導官 (第 2 2 回ワーキンググループから参加)
	平野 雅司	国際室 地域連携推進官 (制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	古金谷 敏之	原子力規制部 安全規制管理官 (実用炉監視担当) (第 9 回から参加)
	吉野 昌治	実用炉監視部門 企画調査官 (制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループまで参加)
	小坂 淳彦	実用炉監視部門 企画調査官 (第 9 回から参加)
	布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室長

門野 利之	原子力規制部 安全規制管理官（専門検査担当） （制度改正審議室企画調整官として第 11 回ワーキンググループ まで参加）
高須 洋司	専門検査部門 企画調査官 （制度改正審議室制度改正審議専門職として第 11 回ワーキング グループまで参加）
川下 康弘	専門検査部門 企画調査官 （第 9 回から参加）
村尾 周仁	専門検査部門 企画調査官 （制度改正審議室制度改正審議専門職として第 11 回ワーキング グループまで参加）
澤田 敦夫	専門検査部門 原子力規制制度研究官 （第 9 回から参加）
渡邊 健一	専門検査部門 管理官補佐 （第 9 回から参加）
金城 慎司	原子力規制部 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当） （第 9 回から参加）
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官 （第 9 回から参加）

(8)震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム

概要

原子力発電所等における基準地震動のうち、地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震と位置づけられている「震源を特定せず策定する地震動」(Mw6.5未満の地震動)について、共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする目的で、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、平成30年度に計4回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部専門家	遠田 晋次	東北大学災害科学国際研究所災害理学研究部門 教授
	久田 嘉章	工学院大学総合研究所・都市減災研究センター長 教授
	藤原 広行	防災科学技術研究所社会防災システム研究部門長
	三宅 弘恵	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授
	室野 剛隆	鉄道総合技術研究所鉄道地震工学研究センター長
	山岡 耕春	名古屋大学環境学研究科地震火山研究センター 教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監(技術基盤グループ長)
	山田 知穂	原子力規制部長
	大浅田 薫	安全規制管理官(地震・津波審査担当)
	小林 恒一	安全技術管理官(地震・津波担当)
	御田 俊一郎	原子力規制部地震・津波審査部門安全管理調査官
	飯島 亨	技術基盤グループ地震・津波研究部門首席技術研究調査官
	小林 源裕	技術基盤グループ地震・津波研究部門主任技術研究調査官
	田島 礼子	技術基盤グループ地震・津波研究部門技術研究調査官

(9)安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム

概要

緊急防護措置としての安定ヨウ素剤の服用等に関する WHO のガイドラインが 2017 年に改正されたことや、関係自治体から安定ヨウ素剤の事前配布方法の簡便化に係る要望が挙がっていることを踏まえ、原子力規制庁作成のガイドラインである「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正に向けて医学的見地等に基づいた所要の検討を行う目的で、外部専門家及び原子力規制庁職員等から構成される検討チーム会合を、平成 30 年度に計 3 回開催した。

チームの構成

外部専門家	明石 真言	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 執行役
	荒田 尚子	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 母性内科 診療部長
	石川 広己	公益社団法人 日本医師会 常任理事
	高村 昇	国立大学法人 長崎大学原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授
	永田 泰造	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
	山口 芳裕	一般社団法人 日本救急医学会 原子力災害対応特別委員会委員長
	横谷 進	公立大学法人 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター特命教授 甲状腺・内分泌センター長
	横山 邦彦	公立松任石川中央病院 副院長 PET センター長
原子力規制庁	片山 啓	長官官房 核物質・放射線総括審議官
	佐藤 暁	長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課長
	本間 俊充	長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課 放射線防護技術調整官
	田中 桜	長官官房 放射線防護グループ 放射線防護企画課 企画官

4. 特定の調査・検討会

(1) 特定原子力施設監視・評価検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃炉作業に係る工程管理や安全対策等について評価及び必要な技術的助言を実施するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を、平成 30 年度において計 11 回開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山形 浩史	緊急事態対策監
	南山 力生	地域原子力規制総括調整官（福島担当）
	今井 俊博 （第 67 回まで参加）	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	竹内 淳 （第 61 回から参加）	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

(2) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃棄物等の安定的な長期管理等について議論するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を、平成 30 年度において 1 回開催した。

第 63 回原子力規制委員会（平成 31 年 2 月 27 日）において、廃炉作業の進捗状況や、当該検討会の運営状況等を踏まえ、廃止を決定。今後は特定原子力施設監視・評価検討会において、廃棄物等の安定的な長期管理等について議論も行うこととした。

検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	浅沼 徳子	東海大学工学部原子力工学科准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	稲垣 八穂広	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門准教授
	佐藤 正知	北海道大学名誉教授
	田中 清一郎	双葉町ふるさと復興事業協同組合理事長
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	山形 浩史	緊急事態対策監
	南山 力生	地域原子力規制総括調整官（福島担当）
	今井 俊博 （第 7 回まで参加）	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	竹内 淳 （第 7 回から参加）	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

(3)技術情報検討会

概要

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的として、2か月に1回程度の頻度で原子力規制委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。平成30年度においては、計5回の検討会を開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員（1名）
原子力規制庁	長官官房 原子力規制技監
	長官官房 緊急事態対策監
	長官官房 審議官（2名）
	長官官房 総務課国際室長
	長官官房 地域連携推進官
	技術基盤グループ 技術基盤課長
	技術基盤グループ 安全技術管理官（システム安全担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	技術基盤グループ 安全技術管理官（地震・津波担当）
	原子力規制部 原子力規制部長
	原子力規制部 原子力規制企画課長
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（実用炉審査担当）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	原子力規制部 審査グループ 安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課長
	原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（実用炉監視担当）
	原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（専門検査担当）
	原子力規制部 検査グループ 安全規制管理官（規制部核燃料施設等監視担当）
原子力原子力規制企画課（事務局）	
日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門 企画調整室規制・国際情報分析室技術主幹
原子力規制庁	原子力原子力規制企画課（事務局）

(4)技術評価検討会

概要

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、平成30年度においては、以下の3つの技術評価検討会を計8回開催した。

各技術検討会の構成

プラント安全技術評価検討会

外部専門家	北田 孝典	大阪大学大学院工学研究科教授
	功刀 資彰	京都大学大学院工学研究科教授
	五福 明夫	岡山大学工学部教授
	田中 伸厚	茨城大学工学部教授

燃料技術評価検討会

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院工学研究院助教
	黒崎 健	大阪大学大学院工学研究科准教授

地震・津波技術評価検討会

外部専門家	岩田 知孝	京都大学防災研究所教授
	酒井 直樹	(国研) 防災科学技術研究所先端的研究施設活用センター戦略推進部室室長
	庄司 学	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	古屋 治	東京電機大学理工学部教授

5. その他

(1)原子力規制委員会政策評価懇談会

概要

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。平成30年7月19日に懇談会を開催し、政策評価に関する意見を聴取した。

懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学名誉教授 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
	城山 英明	東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授
	田尾 健二郎	前国家公安委員 元広島高等裁判所長官
	町 亜聖	フリージャーナリスト

(2)原子力規制委員会平成30年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

概要

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。平成30年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

会合の構成

外部有識者	飯島 大邦	中央大学経済学部教授
	西垣 芽衣	監査法人アヴェンティア パートナー
	田淵 雪子	行政経営コンサルタント

(3)新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

概要

本会合は、新規制要件に関して、事業者に公開で意見を聴取する必要性が生じた際に不定期で開催するものである。平成30年度は、高エネルギーアーク損傷に係る規制要求について1回、原子炉压力容器の溶接継手の試験程度について2回、維持規格の技術評価について2回、技術評価の優先順位について1回開催した。

会合の構成

- ・高エネルギーアーク損傷に係る規制要求

原子力規制庁	櫻田 道夫	技術基盤グループ長
	山田 知穂	原子力規制部長
	永瀬 文久	安全技術管理官（システム安全担当）

- ・原子炉压力容器の溶接継手の試験程度、維持規格の技術評価

原子力規制庁	櫻田 道夫	技術基盤グループ長
	辻原 浩	技術基盤課長
	萩沼 真之	技術基盤課企画調整官

- ・技術評価の優先順位

原子力規制庁	辻原 浩	技術基盤課長
	萩沼 真之	技術基盤課企画調整官

(4) 研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会

概要

平成29年度から開始した放射線安全規制研究戦略的推進事業は、原子力規制委員会が毎年度設定する重点テーマに基づいて調査研究を公募することとしている。同事業における採択課題の選定、採択課題の進捗管理、次年度の公募に係る重点テーマの設定等を行うため、平成30年度は研究推進委員会を4回開催した。

また、採択課題の研究計画及び研究成果の評価を行うために研究評価委員会を2回開催したほか、採択者による研究成果報告会を1回開催した。

研究推進委員会及び研究評価委員会の構成

研究推進委員会

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	石川 徹夫	公立大学法人福島県立医科大学医学部教授
	高橋 知之	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所准教授
	中村 吉秀	公益社団法人日本アイソトープ協会シニアアドバイザー
	古田 定昭	株式会社ペスコ中部事業所長
原子力規制庁	佐藤 暁	放射線防護企画課長
	武山 松次	監視情報課長
	西田 亮三	安全規制管理官（放射線規制担当）
	田中 桜	放射線防護企画課企画官
	吉住 奈緒子	放射線防護企画課企画官
	小此木 裕二	監視情報課企画官
	大町 康	放射線防護企画課課長補佐
	佐藤 直己	放射線防護企画課課長補佐
	本間 俊充	放射線防護企画課放射線防護技術調整官
中村 尚司	放射線規制部門技術参与	

研究評価委員会

外部有識者	占部 逸正	学校法人福山大学工学部情報工学科教授
	小田 啓二	国立大学法人神戸大学副学長
	二ツ川 章二	公益社団法人日本アイソトープ協会常務理事
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科ラジオアイソトープ研究教育センター准教授

(5)実務者レベルでの技術的意見交換

① 担当者レベルでの技術的意見交換（CNO との意見交換下のワーキンググループ）

事業者の意向を踏まえ、CNO との意見交換会で定期された事案について、より具体的に議論すべく、事業者と原子力規制庁との実務レベルでの実務者レベルでの意見交換会の場を設置。平成 30 年中に、「蒸気ボイドによる RHR ポンプ機能喪失問題」に関する会合を 2 回開催した。

開催状況	相手方事業者	主な意見交換の内容
平成 30 年 5 月 23 日	関西電力株式会社、北海道電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電気事業連合会	蒸気ボイドによる RHR ポンプ機能喪失問題に係る担当者レベルでの技術的意見交換
平成 30 年 7 月 10 日	関西電力株式会社、北海道電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電気事業連合会	蒸気ボイドによる RHR ポンプ機能喪失問題に係る担当者レベルでの技術的意見交換

原子力安全、技術、規制等に関し、事業者の考え等を聴取するため、事業者と原子力規制庁との実務実務者レベルの意見交換会の場を、案件に応じ開催している。

- 原子力発電所における火災感知器の設置要件に係る会合
- 近接の原子力施設からの影響に係る審査に関する意見交換
- 実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応に係る意見交換
- 周辺モニタリング設備の現状聴取に係る会合
- 大山火山の火山灰分布に関する情報収集に係る意見交換会
- 原子力発電所における配管支持間隔の設定方法に関する会合

(6)原子力事業者防災訓練報告会

概要

原子力事業者が実施している事業所内の防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、山中委員、田中委員を中心として、平成30年度において報告会を2回開催した。

報告会の構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第9回に参加）
	田中 知	原子力規制委員会委員（第10回に参加）
原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監
	山田 知穂	原子力規制部長（第9回に参加）
	片岡 洋	審議官
	青木 昌浩	審議官（第10回に参加）
	市村 知也	原子力規制企画課長（第9回に参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（実用炉審査）（第9回に参加）
	古金谷 敏之	安全規制管理官（実用炉監視）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視）（第10回に参加）
	宮本 久	安全規制管理官（研究炉等審査）（第10回に参加）
	青木 一哉	安全規制管理官（核燃料施設審査）（第10回に参加）
	深沢 正憲	シビアアクシデント研究部門企画官
	金子 修一	緊急事案対策室長
	村田 真一	事故対処室長
	菅原 洋行	緊急事案対策室 企画調整官
内閣府	荒木 真一	大臣官房審議官（原子力防災担当）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	吉田 一雄	安全研究・防災支援部門 安全研究センター シビアアクシデント評価研究グループ
一般社団法人原子力安全推進協会	伊藤 裕之	執行役員 技術運営部長
	高井 睦夫	技術運営部 部長（原子力防災担当）